

第 2 章 食品衛生関係事業

第 1 節	許可事務	39
第 1	食品衛生法関係	39
第 2	食品製造業等取締条例関係	39
第 3	営業許可の有効期限	39
第 2 節	監視指導業務	39
第 1	監視指導	39
第 2	収去	58
第 3	G L P	59
第 3 節	食品衛生管理者	60
第 4 節	輸入食品対策	61
第 1	輸入食品対策実施結果	61
第 2	輸入食品の放射能検査結果	62
第 3	輸入農産物の残留農薬検査結果	63
第 4	遺伝子組換え食品の検査結果について	71
第 5	平成 19 年度都、特別区及び八王子市による輸入食品監視結果まとめ	73
第 5 節	牛乳衛生	74
第 1	乳処理場の衛生	74
第 2	健康安全研究センターハサップ指導係	74
第 3	生乳の残留農薬検査及び抗生物質等検査	75
第 6 節	農畜水産食品衛生	76
第 1	と畜場及び食肉衛生検査所	76
第 2	市場衛生検査所	76
第 3	ふぐ	76
第 4	食鳥検査	81
第 7 節	食品汚染対策	82
第 1	魚介類等の水銀汚染調査結果	82
第 2	食品等の P C B 汚染調査結果	86
第 3	魚介類のピストリプチルスズオキシド (T B T O) 等汚染調査結果	88
第 4	東京湾産魚介類の化学物質汚染実態調査結果 (ダイオキシン類及び内分泌かく乱作用の疑われる化学物質)	91
第 5	流通魚介類の P C B、有機スズ等汚染実態調査	97
第 6	汚染米調査	103
第 8 節	J A S 法及び健康増進法に基づく食品表示対策	104
第 1	J A S 法に基づく表示の適正化	104
第 2	D N A 鑑定等による食品の科学的検証	105
第 3	遺伝子組換え食品の表示検証	107
第 4	健康増進法に基づく表示の適正化	109
第 9 節	食品衛生自主管理認証制度	110

第 1	制度の概要	110
第 2	平成 19 年度の主な取組	110
第 10 節	食品安全条例に基づく自主回収報告制度	111
第 1	制度の概要	111
第 2	平成 19 年度の自主回収情報の公表	111
第 11 節	東京都における「食の安全」普及啓発事業	112
第 1	食の安全に関する相談	112
第 2	衛生展、街頭相談等の開催	112
第 3	情報誌及びその他の普及啓発資材等の製作、発行	113
第 4	食品衛生講習会	113
第 5	食の安全都民フォーラム	114
第 6	ホームページによる情報提供	114
第 7	食品安全ネットフォーラム	115
第 8	広報活動	115
第 12 節	その他の事業	116
第 1	シアン化合物含有豆類の処理状況	116
第 2	修学旅行時の食中毒等事故発生防止のための事前連絡件数	117

第2章 食品衛生関係事業

第1節 許可事務

第1 食品衛生法関係

1 許可を要するもの

食品衛生法(以下「法」という。)第51条の規定により都道府県が施設について基準を定め、法第52条の規定に基づく許可を要する営業として、食品衛生法施行令(以下「施行令」という。)第35条により34業種が指定されている。

多摩(八王子市を除く。)・島しょ地域においては、東京都保健所長委任規則(以下「委任規則」という。)により許可の権限が保健所長に委任されている。また、特別区・八王子市においては特別区長・八王子市長の権限となっている。ただし、卸売市場(花き市場を除く。)内については知事の許可権限となっている。

2 報告するもの

食品衛生法施行細則第16条により、営業開始後十日以内に知事に届出すべき営業が10業種指定されている。

第2 食品製造業等取締条例関係

1 許可を要するもの

本条例第5条により許可を必要とする業種として、食料品等販売業、調味料等製造業等8業種が指定されている。許可権限は多摩(八王子市を除く。)・島しょ地域では委任規則により保健所長に委任されており、特別区・八王子市の区域においては特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例及び市町村にお

る東京都の事務処理の特例に関する条例(以下「特例条例」という。)により特別区・八王子市が処理する事務とされている。ただし、特別区の区域の卸売市場(花き市場を除く。)内では、知事に許可の権限がある。

2 届出を要するもの

同条例第3条により菓子、アイスクリーム類、魚介類(生きているものを除く。)及びその加工品、豆腐及びその加工品、弁当類、ゆでめん類又はそう菜類の行商人に対しては、届出を出させた上、鑑札及び記章の交付を行っている。

また、同条例第5条の3で卵選別包装業者、第5条の4で給食供給者の2業種が届出を要する業種と定められている。

届出の受理、鑑札及び記章の交付については、多摩(八王子市を除く。)・島しょ地域では委任規則により保健所長に、特別区・八王子市の区域においては特例条例により特別区長・八王子市長に委任されている。ただし、特別区の区域の卸売市場(花き市場を除く。)内では知事に権限がある。

第3 営業許可の有効期限

施設の耐久性、保全性等の程度により、5年、6年、7年及び8年の4種に区分けしている。ただし、行商鑑札及び記章の有効期間は交付の日からその年の12月31日までである。

第2節 監視指導業務

第1 監視指導

食品衛生監視員は、食品衛生法及び食品製造業等取締条例による許可営業、報告営業並びにその他の食品取扱営業施設に立ち入り、関係法規に基づく監視指導、収去検査等の業務に従事している。平成20年度の監視対象となった食品衛生営業施設及び監視指導件数は表2-2-1、2-2-2のとおりである。

表 2-2-1 食品衛生関係施設数（その1）

		総 計	へす第(1) 52条に規定 する営業 施設数	飲食店営業								
				小 計	ホ テ ル	旅 館 ・	キ ャ パ レ	バ ー ・	飲 食 店 般	民 生 食 堂	す し 屋	そ ば 屋
19 年 度	全都	504,233	303,940	191,552	2,068	8,051	139,544	57	6,115	6,539	1,847	7,519
	都 区	128,242	64,101	36,326	909	725	24,729	-	1,139	1,277	471	1,770
	区	375,991	239,839	155,226	1,159	7,326	114,815	57	4,976	5,262	1,376	5,749
20 年 度	全都	505,841	304,833	190,135	2,030	8,254	138,089	50	5,957	6,412	1,816	7,335
	都 区	130,119	65,316	35,982	875	763	24,480	-	1,110	1,247	473	1,750
	区	375,722	239,517	154,153	1,155	7,491	113,609	50	4,847	5,165	1,343	5,585
	千代田区	16,678	12,995	7,288	47	146	5,592	-	240	351	13	272
	中央区	22,671	16,537	11,144	69	1,895	7,432	1	478	320	38	284
	港区	30,235	23,656	15,451	75	1,383	11,601	3	441	395	91	288
	新宿区	26,769	19,216	14,053	168	1,327	11,127	-	297	278	63	150
	文京区	8,726	5,580	3,591	42	92	2,713	2	104	155	36	164
	台東区	15,430	10,304	7,452	197	228	5,316	7	236	287	41	204
	墨田区	12,794	6,756	4,527	32	445	2,994	12	141	173	47	176
	江東区	16,187	10,469	5,501	23	23	4,108	4	167	180	69	281
	品川区	14,677	9,797	5,897	57	147	4,345	7	238	201	57	168
	目黒区	8,139	5,380	3,553	12	68	2,674	-	127	113	42	117
	大田区	28,547	14,055	8,232	56	147	5,790	1	273	300	96	430
	世田谷区	24,359	12,249	7,676	6	41	5,781	2	242	264	115	346
	渋谷区	16,912	12,508	8,577	101	494	6,724	-	175	199	56	244
	中野区	9,973	5,936	4,011	5	92	3,067	3	165	146	34	132
	杉並区	14,231	8,194	5,468	11	79	4,101	-	157	186	64	249
	豊島区	14,613	9,994	6,850	120	349	5,204	2	190	216	54	254
	北区	11,994	6,677	4,266	15	83	3,186	-	153	141	39	213
	荒川区	7,191	4,045	2,591	15	9	1,819	4	99	124	34	131
	板橋区	14,136	8,712	5,244	5	24	3,873	2	159	204	82	274
	練馬区	13,684	8,375	4,930	5	58	3,578	-	209	204	88	260
	足立区	17,481	10,851	6,722	42	14	4,767	-	209	301	86	360
	葛飾区	14,444	7,609	4,941	14	115	3,355	-	145	230	54	276
	江戸川区	15,851	9,622	6,188	38	232	4,462	-	202	197	44	312
	西多摩	13,766	7,636	4,417	139	74	2,966	-	109	141	59	171
	八王子	16,108	8,919	4,932	55	164	3,282	-	162	139	56	220
	南多摩	8,376	4,852	2,480	11	24	1,644	-	69	86	38	145
	町田	12,449	5,146	2,879	25	95	2,010	-	82	92	42	159
	多摩立川	22,068	11,297	6,472	74	177	4,579	-	191	224	76	320
	多摩府中	30,897	15,194	8,550	39	197	6,074	-	273	330	132	394
	多摩小平	19,652	8,838	4,876	23	26	3,305	-	186	215	67	298
	大島	2,166	1,066	669	309	-	243	-	16	8	-	27
	三宅	467	201	126	58	-	47	-	1	1	1	-
	八丈	1,060	534	332	86	6	195	-	2	6	2	12
	小笠原	323	188	126	53	-	50	-	3	-	-	4
	市場	2,787	1,445	123	3	-	85	-	16	5	-	-
	(築地)	1,696	1,064	47	-	-	30	-	12	1	-	-
	(大田)	641	221	50	3	-	35	-	1	4	-	-
	(足立)	450	160	26	-	-	20	-	3	-	-	-

(平成21年3月末現在)

		飲食店営業									喫茶店営業	
		そ う 菜 店	ス ト ア 等	エ コ ン ピ ニ	移 動	臨 時	集 団 可 給 あ る	自 動 車	自 動 販 売 機	天 ぶ ら 船	屋 形 船	小 計
19 年 度	全都	8,201	…	444	2,679	6,465	1,318	457	55	193	30,019	1,970
	都	1,872	…	82	1,095	1,851	374	32	-	-	6,310	449
	区	6,329	…	362	1,584	4,614	944	425	55	193	23,709	1,521
20 年 度	全都	8,337	23	403	2,798	6,491	1,379	523	54	184	31,883	2,005
	都	1,792	1	66	1,131	1,881	380	33	-	-	6,558	466
	区	6,545	22	337	1,667	4,610	999	490	54	184	25,325	1,539
千代田区	226	-	3	29	319	24	26	-	-	-	2,896	192
中央区	193	4	4	93	256	46	9	4	18	2,567	155	
港区	493	-	6	74	405	42	120	8	26	3,916	135	
新宿区	177	-	8	79	267	53	58	1	-	1,766	104	
文京区	79	-	10	5	148	9	32	-	-	517	28	
台東区	222	3	47	510	85	32	8	6	23	710	101	
墨田区	201	1	12	175	83	13	6	1	15	435	32	
江東区	221	2	13	18	267	67	17	9	32	1,858	65	
品川区	331	-	20	1	208	41	47	8	21	1,611	15	
目黒区	251	-	8	5	105	24	7	-	-	371	56	
大田区	439	-	11	260	329	72	16	5	7	1,453	48	
世田谷区	371	2	8	46	351	81	20	-	-	708	79	
渋谷区	181	-	24	65	172	79	63	-	-	1,356	115	
中野区	151	-	9	50	119	24	14	-	-	386	29	
杉並区	277	6	17	66	208	39	8	-	-	438	62	
豊島区	250	1	4	5	150	42	9	-	-	750	99	
北区	250	-	16	2	139	26	3	-	-	460	21	
荒川区	267	-	17	-	57	13	1	-	1	224	11	
板橋区	279	3	14	50	217	57	1	-	-	765	35	
練馬区	236	-	21	38	189	32	12	-	-	562	70	
足立区	660	-	23	9	182	59	4	1	5	696	29	
葛飾区	507	-	12	72	126	29	4	2	-	340	26	
江戸川区	283	-	30	15	228	95	5	9	36	540	32	
西多摩	196	1	1	341	183	34	2	-	-	759	43	
八王子	185	-	9	334	277	44	5	-	-	1,002	50	
南多摩	149	-	4	67	214	27	2	-	-	632	32	
町田	135	-	2	19	142	72	4	-	-	390	31	
多摩立川	340	-	15	138	275	58	5	-	-	1,250	102	
多摩府中	404	-	13	139	493	54	8	-	-	1,644	142	
多摩小平	318	-	12	71	262	88	5	-	-	745	49	
大島	39	-	8	12	7	-	-	-	-	9	9	
三宅	8	-	-	7	3	-	-	-	-	-	-	
八丈	14	-	-	3	3	3	-	-	-	4	4	
小笠原	3	-	2	-	11	-	-	-	-	3	3	
市場	1	-	-	-	11	-	2	-	-	120	1	
(築地)	-	-	-	-	4	-	-	-	-	60	-	
(大田)	-	-	-	-	5	-	2	-	-	42	1	
(足立)	1	-	-	-	2	-	-	-	-	18	-	

築地市場及び大田市場、足立市場の営業許可件数は、市場の営業許可件数の再掲とする。

第2章 食品衛生関係事業

食品衛生関係施設数（その2）

		喫茶店営業		菓子製造業							あん類製造業
		自動販売機	自動車	小計	パン製造業	製菓業	生菓子	菓子製造業 その他の	移動	臨時	
19年度	全都	27,973	76	13,592	3,543	5,283	3,865	31	521	349	53
	都	5,837	24	3,657	988	1,353	955	6	244	111	9
	区	22,136	52	9,935	2,555	3,930	2,910	25	277	238	44
20年度	全都	29,798	80	14,265	3,596	5,259	4,446	31	562	371	49
	都	6,063	29	4,046	1,017	1,337	1,307	7	248	130	8
	区	23,735	51	10,219	2,579	3,922	3,139	24	314	241	41
	千代田区	2,703	1	326	106	116	100	-	4	-	-
	中央区	2,409	3	456	119	230	93	-	8	6	2
	港区	3,781	-	685	253	284	136	-	11	1	1
	新宿区	1,658	4	501	130	178	150	-	39	4	3
	文京区	488	1	257	68	102	81	2	2	2	-
	台東区	608	1	529	62	184	156	3	116	8	-
	墨田区	402	1	296	55	114	119	-	3	5	2
	江東区	1,792	1	425	111	161	132	-	5	16	5
	品川区	1,596	-	320	98	90	122	-	1	9	2
	目黒区	308	7	314	69	135	106	-	-	4	1
	大田区	1,400	5	664	172	254	137	-	77	24	3
	世田谷区	621	8	882	204	354	289	2	12	21	3
	渋谷区	1,240	1	544	141	205	181	-	10	7	1
	中野区	356	1	265	56	109	90	2	3	5	1
	杉並区	373	3	450	125	157	157	1	4	6	1
	豊島区	650	1	413	110	176	110	1	1	15	1
	北区	438	1	299	80	133	76	1	1	8	1
	荒川区	213	-	208	48	65	88	1	-	6	2
	板橋区	729	1	418	103	174	117	1	1	22	6
	練馬区	490	2	574	140	192	215	6	7	14	-
	足立区	663	4	563	128	207	202	2	-	24	2
	葛飾区	314	-	407	100	151	138	2	7	9	3
	江戸川区	503	5	423	101	151	144	-	2	25	1
	西多摩	714	2	509	100	180	164	1	51	13	1
	八王子	949	3	564	143	156	171	2	72	20	2
	南多摩	599	1	319	82	90	109	-	30	8	-
	町田	356	3	353	101	99	124	1	6	22	1
	多摩立川	1,148	-	667	166	235	220	-	21	25	-
	多摩府中	1,494	8	886	225	323	271	3	41	23	2
	多摩小平	684	12	641	174	226	200	-	23	18	2
	大島	-	-	60	11	21	25	-	2	1	-
	三宅	-	-	15	1	1	11	-	2	-	-
	八丈	-	-	18	9	6	3	-	-	-	-
	小笠原	-	-	14	5	-	9	-	-	-	-
	市場	119	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(築地)	60	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(大田)	41	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(足立)	18	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(平成21年3月末現在)

	製クア リ 造 業 類 ス	乳 処 理 業	製 造 業	特 別 乳 さ く 取	乳 製 品 製 造 業	集 乳 業	乳類販売業				
							小 計	専 業	ス 売 り	シ ョ ー ケ ー ー	自 動 販 売 機
19	全都	2,531	12	-	143	-	33,127	1,218	19,620	12,189	100
年 度	都	559	10	-	42	-	8,572	346	5,168	3,018	40
	区	1,972	2	-	101	-	24,555	872	14,452	9,171	60
20	全都	2,439	11	-	154	-	32,228	1,131	19,041	11,960	96
年 度	都	554	9	-	48	-	8,524	331	5,037	3,116	40
	区	1,885	2	-	106	-	23,704	800	14,004	8,844	56
	千代田区	136	-	-	1	-	1,613	14	694	905	-
	中央区	130	-	-	12	-	1,060	10	507	543	-
	港区	207	-	-	8	-	2,046	14	873	1,159	-
	新宿区	123	-	-	13	-	1,496	29	803	664	-
	文京区	53	-	-	-	-	644	20	382	242	-
	台東区	74	-	-	2	-	726	21	485	220	-
	墨田区	47	-	-	4	-	640	33	391	215	1
	江東区	99	-	-	3	-	1,356	42	611	703	-
	品川区	68	-	-	1	-	1,007	22	537	447	1
	目黒区	49	-	-	3	-	544	21	329	194	-
	大田区	93	-	-	10	-	1,736	78	964	685	9
	世田谷区	83	1	-	16	-	1,343	74	928	336	5
	渋谷区	127	-	-	1	-	1,037	13	542	482	-
	中野区	32	-	-	2	-	545	29	380	135	1
	杉並区	51	-	-	2	-	823	40	604	179	-
	豊島区	96	-	-	7	-	899	23	557	319	-
	北区	56	-	-	7	-	759	29	508	221	1
	荒川区	32	-	-	1	-	420	24	299	97	-
	板橋区	67	-	-	3	-	1,044	51	703	290	-
	練馬区	67	-	-	1	-	953	31	743	175	4
	足立区	61	-	-	3	-	1,172	85	850	217	20
	葛飾区	60	1	-	3	-	803	48	547	196	12
	江戸川区	74	-	-	3	-	1,038	49	767	220	2
	西多摩	68	1	-	7	-	925	52	546	322	5
	八王子	76	-	-	4	-	1,205	39	647	515	4
	南多摩	47	1	-	3	-	765	24	419	320	2
	町田	46	1	-	4	-	794	25	461	291	17
	多摩立川	97	2	-	15	-	1,365	60	793	512	-
	多摩府中	159	2	-	9	-	2,027	65	1,169	793	-
	多摩小平	46	-	-	3	-	1,219	60	798	349	12
	大島	10	1	-	2	-	100	5	95	-	-
	三宅	-	-	-	-	-	17	1	16	-	-
	八丈	5	1	-	1	-	43	-	42	1	-
	小笠原	-	-	-	-	-	11	-	11	-	-
	市場	-	-	-	-	-	53	-	40	13	-
	(築地)	-	-	-	-	-	12	-	11	1	-
	(大田)	-	-	-	-	-	28	-	22	6	-
	(足立)	-	-	-	-	-	13	-	7	6	-

築地市場及び大田市場、足立市場の営業許可件数は、市場の営業許可件数の再掲とする。

食品衛生関係施設数（その3）

		食肉処理業	食肉販売業					食肉製品製造業	魚介類販売業					魚介類せり売業
			小計	一般	包装	販売機	自動販売車		移動	小計	一般	包装	販売車	
19年度	全都	908	13,758	4,509	9,222	-	27	179	13,39	4,412	8,772	210	18	
	都	141	3,590	1,162	2,411	-	17	59	3,523	1,205	2,261	57	14	
	区	767	10,168	3,347	6,811	-	10	120	9,871	3,207	6,511	153	4	
20年度	全都	863	13,610	4,257	9,017	-	25	181	14,39	5,380	8,802	217	32	
	都	138	3,507	1,136	2,355	-	16	61	4,537	2,250	2,211	76	28	
	区	725	10,103	3,121	6,662	-	9	120	9,862	3,130	6,591	141	4	
	千代田区	8	312	27	285	-	-	3	311	36	275	-	-	
	中央区	18	427	115	311	-	1	3	485	186	291	8	-	
	港区	32	563	119	444	-	-	6	550	108	439	3	-	
	新宿区	41	555	153	402	-	-	2	519	130	388	1	-	
	文京区	14	214	64	150	-	-	3	222	69	150	3	-	
	台東区	28	322	117	205	-	-	11	316	111	201	4	-	
	墨田区	19	346	126	218	-	2	3	323	106	210	7	-	
	江東区	48	482	146	335	-	1	6	507	172	322	13	-	
	品川区	42	374	112	262	-	-	5	351	98	250	3	-	
	目黒区	15	243	86	157	-	-	2	219	61	158	-	-	
	大田区	59	714	236	478	-	-	10	771	302	454	15	4	
	世田谷区	22	687	237	449	-	1	8	670	232	427	11	-	
	渋谷区	17	379	94	285	-	-	4	375	96	276	3	-	
	中野区	26	295	111	183	-	1	8	284	98	182	4	-	
	杉並区	17	443	159	284	-	-	6	403	136	266	1	-	
	豊島区	27	425	120	305	-	-	9	397	117	280	-	-	
	北区	24	354	118	236	-	-	1	333	98	227	8	-	
	荒川区	37	221	101	120	-	-	2	203	85	113	5	-	
	板橋区	47	497	163	334	-	-	7	470	142	324	4	-	
	練馬区	46	550	193	353	-	4	11	531	188	338	5	-	
	足立区	73	687	257	430	-	-	5	629	215	392	22	-	
	葛飾区	30	440	181	259	-	-	1	417	158	254	5	-	
	江戸川区	35	571	198	373	-	-	6	576	186	374	16	-	
	西多摩	14	379	123	248	-	8	11	352	116	223	13	-	
	八王子	15	471	134	336	-	1	6	486	178	304	4	1	
	南多摩	3	268	88	180	-	-	2	268	91	173	4	-	
	町田	12	304	86	214	-	4	5	296	92	201	3	-	
	多摩立川	48	590	181	409	-	-	13	571	175	388	8	-	
	多摩府中	26	804	250	554	-	-	14	817	266	536	15	-	
	多摩小平	17	562	188	371	-	3	8	550	184	355	11	1	
	大島	3	56	49	7	-	-	2	61	54	7	-	6	
	三宅	-	13	12	1	-	-	-	14	13	1	-	1	
	八丈	-	33	20	13	-	-	-	38	21	17	-	3	
	小笠原	-	8	2	6	-	-	-	10	4	6	-	2	
	市場	-	19	3	16	-	-	-	1,074	1,056	-	18	14	
	(築地)	-	3	1	2	-	-	-	901	901	-	-	7	
	(大田)	-	13	1	12	-	-	-	78	75	-	3	4	
	(足立)	-	3	1	2	-	-	-	95	80	-	15	3	

(平成21年3月末現在)

	製 造 業	魚 肉 ね り 製 品	食品の冷凍・冷蔵業			照 射 業	食 品 の 放 射 線 業	製 造 業	清 涼 飲 料 水	製 造 業	乳 酸 菌 飲 料	氷雪製造業					氷 雪 販 売 業
			小 計	冷 凍 業	冷 蔵 業							小 計	製 造 業	氷 雪	製 造 機	自 動 角 水	
19 年 度	全都	195	375	184	191	-	91	6	59	23	23	13	248				
	都	53	112	69	43	-	33	4	32	10	19	3	39				
	区	142	263	115	148	-	58	2	27	13	4	10	209				
20 年 度	全都	193	390	187	203	-	93	6	63	31	22	10	237				
	都	56	126	70	56	-	37	4	36	17	17	2	44				
	区	137	264	117	147	-	56	2	27	14	5	8	193				
千代田区	4	1	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	5				
中央区	13	26	5	21	-	2	-	1	-	-	1	7					
港区	3	19	8	11	-	5	-	8	1	-	7	11					
新宿区	4	5	5	-	-	2	-	6	4	2	-	7					
文京区	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8					
台東区	4	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	15					
墨田区	4	2	1	1	-	3	-	1	1	-	-	7					
江東区	6	10	5	5	-	5	-	-	-	-	-	14					
品川区	9	11	5	6	-	3	-	2	2	-	-	10					
目黒区	3	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	3					
大田区	7	113	29	84	-	3	-	2	2	-	-	18					
世田谷区	5	4	4	-	-	2	1	3	1	2	-	10					
渋谷区	7	2	2	-	-	1	-	-	-	-	-	6					
中野区	3	3	3	-	-	1	-	-	-	-	-	3					
杉並区	3	2	1	1	-	2	-	1	-	1	-	2					
豊島区	6	1	1	-	-	1	-	-	-	-	-	11					
北区	8	4	4	-	-	2	-	-	-	-	-	10					
荒川区	7	9	7	2	-	-	-	1	1	-	-	4					
板橋区	5	17	14	3	-	-	-	-	-	-	-	9					
練馬区	3	13	11	2	-	4	-	-	-	-	-	5					
足立区	10	4	1	3	-	3	-	1	1	-	-	13					
葛飾区	14	5	4	1	-	7	1	-	-	-	-	9					
江戸川区	4	13	6	7	-	5	-	1	1	-	-	6					
西多摩	-	16	13	3	-	4	-	-	-	-	-	5					
八王子	8	16	8	8	-	5	-	1	1	-	-	5					
南多摩	2	8	6	2	-	2	1	1	-	-	1	1					
町田	2	5	4	1	-	2	-	-	-	-	-	2					
多摩立川	7	20	13	7	-	4	2	-	-	-	-	5					
多摩府中	8	21	13	8	-	6	1	2	-	1	1	8					
多摩小平	8	10	6	4	-	6	-	-	-	-	-	5					
大島	12	9	3	6	-	2	-	17	5	12	-	2					
三宅	-	1	-	1	-	1	-	1	1	-	-	2					
八丈	2	5	2	3	-	4	-	6	2	4	-	2					
小笠原	2	2	-	2	-	1	-	2	2	-	-	-					
市場	5	13	2	11	-	-	-	6	6	-	-	7					
(築地)	5	10	2	8	-	-	-	6	6	-	-	6					
(大田)	-	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	1					
(足立)	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-					

築地市場及び大田市場、足立市場の営業許可件数は、市場の営業許可件数の再掲とする。

第2章 食品衛生関係事業

食品衛生関係施設数（その4）

		食用油脂製造業			製マー ショ ート ニン グ 業 又 は 造 業	み そ 製 造 業	し ょう 油 製 造 業	ソ ー ス 類 製 造 業	酒 類 製 造 業	豆 腐 製 造 業	納 豆 製 造 業	め ん 類 製 造 業
		小 計	油 脂	動 物 性 脂								
19 年 度	全都	50	29	21	4	32	9	59	36	1,252	19	753
	都	18	9	9	1	16	4	21	28	337	9	214
	区	32	20	12	3	16	5	38	8	915	10	539
20 年 度	全都	49	28	21	4	35	8	59	35	1,152	18	723
	都	18	8	10	1	18	4	22	26	321	9	216
	区	31	20	11	3	17	4	37	9	831	9	507
	千代田区	-	-	-	-	2	-	1	-	10	1	15
	中央区	-	-	-	-	1	-	1	-	24	-	18
	港区	1	1	-	-	1	-	4	1	22	-	17
	新宿区	2	1	1	1	-	-	2	4	29	1	15
	文京区	-	-	-	-	1	-	-	-	24	-	10
	台東区	1	-	1	-	2	-	1	-	39	-	35
	墨田区	13	13	-	-	-	-	1	2	27	2	22
	江東区	1	-	1	-	-	-	2	-	31	-	28
	品川区	-	-	-	-	1	-	3	1	29	-	22
	目黒区	-	-	-	-	-	-	-	-	21	-	11
	大田区	-	-	-	-	-	-	5	-	46	-	36
	世田谷区	-	-	-	-	2	1	3	-	56	1	23
	渋谷区	-	-	-	-	-	-	1	-	17	-	18
	中野区	-	-	-	-	1	1	-	-	35	-	10
	杉並区	-	-	-	-	1	1	4	-	34	1	14
	豊島区	-	-	-	-	-	1	-	-	41	-	31
	北区	1	-	1	-	-	-	1	1	43	1	23
	荒川区	3	3	-	-	-	-	1	-	33	1	14
	板橋区	2	-	2	-	-	-	1	-	36	-	27
	練馬区	1	-	1	-	1	-	1	-	57	-	21
	足立区	2	1	1	-	1	-	2	-	77	1	41
	葛飾区	2	1	1	1	3	-	2	-	52	-	31
	江戸川区	2	-	2	1	-	-	1	-	48	-	25
	西多摩	3	3	-	-	7	1	4	6	36	1	42
	八王子	3	1	2	-	-	-	2	3	35	3	34
	南多摩	-	-	-	-	1	-	1	-	18	-	9
	町田	2	1	1	-	2	1	-	-	24	-	7
	多摩立川	1	1	-	-	2	-	2	1	59	1	45
	多摩府中	3	2	1	1	4	-	10	3	68	2	43
	多摩小平	-	-	-	-	2	-	3	1	71	1	32
	大島	6	-	6	-	-	-	-	3	5	1	2
	三宅	-	-	-	-	-	-	-	1	2	-	-
	八丈	-	-	-	-	-	2	-	7	2	-	1
	小笠原	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	1
	市場	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(築地)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(大田)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(足立)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(平成21年3月末現在)

	製そ 造う 業ざ 業い	食品 製造 業	びかん 詰又 詰は	製添 造加 業物	(総 規定 等取 締条 例に する 営業 計)	行商							
						小 計	菓 子	加そ 工腐 品の及 び	弁 当 類	ゆ で め ん 類	そ う 菜 類	ク ア リ ー ム 類	加 工 品
19	全都	1,281	42	143	39,035	951	100	165	457	-	160	10	59
年 度	都	328	19	21	10,589	338	64	57	128	-	72	4	13
	区	953	23	122	28,446	613	36	108	329	-	88	6	46
20	全都	1,335	43	141	39,240	808	86	96	422	25	64	9	106
年 度	都	340	17	21	10,922	223	26	18	90	1	20	1	67
	区	995	26	120	28,318	585	60	78	332	24	44	8	39
	千代田区	53	-	8	1,511	-	-	-	-	-	-	-	-
	中央区	119	3	18	1,638	164	2	-	162	-	-	-	-
	港区	92	3	4	1,815	1	-	-	-	-	-	-	1
	新宿区	66	-	-	1,444	11	3	4	3	-	-	-	1
	文京区	14	-	3	779	33	12	1	13	-	3	4	-
	台東区	24	2	8	1,157	29	3	-	25	-	1	-	-
	墨田区	22	-	8	828	14	1	8	3	-	1	-	1
	江東区	72	3	7	1,436	74	-	4	66	-	-	2	2
	品川区	26	-	2	1,009	12	-	-	11	-	1	-	-
	目黒区	21	-	6	670	40	5	13	10	-	11	-	1
	大田区	66	5	5	1,935	10	-	1	7	-	-	-	2
	世田谷区	31	2	6	1,792	48	9	20	1	-	13	-	5
	渋谷区	36	-	2	1,044	24	-	-	-	24	-	-	-
	中野区	20	1	3	683	2	-	2	-	-	-	-	-
	杉並区	25	1	1	1,045	10	-	7	1	-	1	-	1
	豊島区	27	-	1	1,065	42	21	-	16	-	2	-	3
	北区	18	-	5	901	1	1	-	-	-	-	-	-
	荒川区	30	1	-	498	3	-	-	3	-	-	-	-
	板橋区	36	2	9	1,332	8	-	5	2	-	-	-	1
	練馬区	40	-	4	1,345	19	-	8	3	-	8	-	-
	足立区	74	1	8	1,773	5	1	-	3	-	-	-	1
	葛飾区	30	2	4	1,131	14	1	5	2	-	3	2	1
	江戸川区	53	-	8	1,487	21	1	-	1	-	-	-	19
	西多摩	58	2	8	1,384	23	13	1	3	1	5	-	-
	八王子	32	4	4	1,366	13	1	-	11	-	-	-	1
	南多摩	20	-	-	722	1	1	-	-	-	-	-	-
	町田	12	-	2	837	14	-	10	-	-	4	-	-
	多摩立川	55	1	2	1,535	43	2	5	36	-	-	-	-
	多摩府中	67	3	4	2,354	34	3	1	13	-	10	-	7
	多摩小平	23	5	1	1,603	12	2	-	9	-	-	1	-
	大島	28	-	-	210	15	-	-	15	-	-	-	-
	三宅	7	-	-	35	-	-	-	-	-	-	-	-
	八丈	25	-	-	121	5	2	-	-	-	1	-	2
	小笠原	2	2	-	31	2	-	1	1	-	-	-	-
	市場	11	-	-	724	61	2	-	2	-	-	-	57
	(築地)	7	-	-	430	4	2	-	2	-	-	-	-
	(大田)	3	-	-	129	-	-	-	-	-	-	-	-
	(足立)	1	-	-	165	57	-	-	-	-	-	-	57

築地市場及び大田市場、足立市場の営業許可件数は、市場の営業許可件数の再掲とする。

第2章 食品衛生関係事業

食品衛生関係施設数（その5）

		つ け 物 製 造 業	製 菓 材 料 等 製 造 業	粉 末 食 品 製 造 業	製 造 業 そ う 菜 半 製 品 等	調 味 料 等 製 造 業	魚 介 類 加 工 業	食 料 品 等 販 売 業					液 卵 製 造 業	卵 選 別 包 装 業
								小 計	一 般	包 装	販 売 機	自 動 販 売 車		
19 年 度	全 都	498	126	204	245	405	444	29,656	25,948	1,366	1,737	605	18	136
	都	146	49	80	83	112	94	7,576	6,609	382	465	120	7	70
	区	352	77	124	162	293	350	22,080	19,339	984	1,272	485	11	66
20 年 度	全 都	495	120	210	230	406	464	29,575	24,623	2,550	1,779	623	17	143
	都	155	51	81	80	114	127	7,653	6,408	712	415	118	7	80
	区	340	69	129	150	292	337	21,922	18,215	1,838	1,364	505	10	63
	千 代 田 区	1	-	-	-	3	1	1,408	1,128	101	170	9	1	6
	中 央 区	9	1	3	7	3	109	1,229	1,074	39	93	23	-	2
	港 区	14	5	3	4	33	11	1,572	1,284	114	164	10	-	2
	新 宿 区	10	2	3	9	14	7	1,230	1,058	69	93	10	3	4
	文 京 区	2	2	1	4	7	4	603	499	39	52	13	-	-
	台 東 区	20	1	7	10	22	10	973	549	361	13	35	-	6
	墨 田 区	14	4	5	8	14	9	624	559	35	10	20	-	-
	江 東 区	13	4	4	5	12	32	1,041	828	32	147	34	1	4
	品 川 区	7	2	7	7	5	7	775	632	36	80	27	-	2
	目 黒 区	2	1	6	2	10	3	471	383	52	27	9	1	-
	大 田 区	15	5	7	15	15	15	1,570	1,314	54	158	44	-	1
	世 田 谷 区	28	4	2	8	21	7	1,300	1,190	52	37	21	1	5
	澁 谷 区	-	-	2	2	10	3	888	771	6	87	24	-	1
	中 野 区	8	2	4	3	8	3	532	483	1	30	18	-	1
	杉 並 区	5	4	5	3	5	7	779	689	50	29	11	-	2
	豊 島 区	9	1	2	7	16	5	851	679	132	34	6	-	4
	北 区	5	3	17	2	14	14	687	620	34	17	16	-	1
	荒 川 区	27	3	5	8	10	2	340	290	37	6	7	-	-
	板 橋 区	26	6	11	8	14	8	959	762	147	40	10	-	2
	練 馬 区	25	2	6	9	6	18	909	816	65	16	12	-	11
	足 立 区	56	6	12	11	17	6	1,319	1,105	130	28	56	2	3
	葛 飾 区	25	9	7	7	20	16	805	586	160	18	41	1	3
	江 戸 川 区	19	2	10	11	13	40	1,057	916	77	15	49	-	3
	西 多 摩	65	15	14	24	13	13	948	807	73	46	22	2	32
	八 王 子	18	5	19	9	23	4	994	758	143	82	11	-	1
	南 多 摩	10	2	1	3	4	-	526	435	61	23	7	-	5
	町 田	12	2	5	6	5	1	595	459	87	25	24	-	3
	多 摩 立 川	16	1	8	9	8	7	1,168	963	144	51	10	3	5
	多 摩 府 中	20	11	9	14	36	18	1,748	1,518	98	115	17	2	11
	多 摩 小 平	11	7	11	13	12	10	1,139	942	97	73	27	-	2
	大 島	-	2	4	-	4	29	120	119	1	-	-	-	9
	三 宅	-	-	2	-	1	3	22	22	-	-	-	-	3
	八 丈	1	-	8	1	7	11	59	55	4	-	-	-	3
	小 笠 原	1	6	-	1	1	2	14	10	4	-	-	-	-
	市 場	1	-	-	-	-	29	320	320	-	-	-	-	6
	(築 地)	-	-	-	-	-	22	156	156	-	-	-	-	2
	(大 田)	1	-	-	-	-	3	101	101	-	-	-	-	2
	(足 立)	-	-	-	-	-	4	63	63	-	-	-	-	2

(平成21年3月末現在)

		集団給食					営業するに規定する		取ふ(3)の		(4)食品衛生法施行細則第16条に規定する営業等(総計)	許可を要しない食品製造業			
		小計	幼稚園・	診療院・	事業場・	その他	ふ取扱	ぐ所	ふ加工販売	ぐ製品所		小計	米・精麦業	製粉・精製	つづけ
19年度	全都	6,352	1,854	412	359	3,397	4,313	1,928	154,753	6,209	3,447	1,386			
	都	2,034	460	158	65	1,351	386	457	52,453	1,439	631	558			
	区	4,318	1,394	254	294	2,046	3,927	1,471	102,300	4,770	2,816	828			
20年度	全都	6,479	1,845	421	370	3,843	4,446	2,114	154,897	6,205	3,444	1,380			
	都	2,058	453	157	79	1,369	562	574	52,434	1,437	632	556			
	区	4,421	1,392	264	291	2,474	3,884	1,540	102,463	4,768	2,812	824			
千代田区	91	12	12	35	32	294	22	1,856	46	15	3				
中央区	111	22	3	46	40	749	54	3,693	102	45	14				
港区	170	35	16	49	70	581	47	4,136	70	48	-				
新宿区	151	46	10	17	78	393	131	5,585	115	91	7				
文京区	123	43	9	4	67	85	28	2,254	160	117	16				
台東区	79	29	1	7	42	233	37	3,699	120	95	17				
墨田区	136	44	11	6	75	106	65	5,039	113	93	3				
江東区	246	76	7	18	145	129	96	4,057	108	64	8				
品川区	185	65	8	16	96	98	33	3,740	280	144	104				
目黒区	134	32	6	9	87	68	28	1,993	304	116	124				
大田区	282	92	18	14	158	119	98	12,340	461	287	22				
世田谷区	368	91	18	4	255	115	137	10,066	455	233	107				
渋谷区	114	32	7	8	67	191	38	3,131	286	69	3				
中野区	120	48	10	2	60	71	39	3,244	162	151	8				
杉並区	225	75	9	7	134	68	88	4,836	305	149	111				
豊島区	128	43	11	14	60	124	53	3,377	194	132	5				
北区	157	59	8	6	84	47	41	4,328	386	206	154				
荒川区	100	34	7	4	55	50	51	2,547	138	93	25				
板橋区	290	84	25	2	179	62	78	3,952	51	6	16				
練馬区	340	110	17	6	207	57	95	3,812	109	56	33				
足立区	336	119	23	15	179	91	102	4,664	247	194	4				
葛飾区	224	82	11	-	131	64	54	5,586	253	191	24				
江戸川区	311	119	17	2	173	89	125	4,528	303	217	16				
西多摩	235	27	27	3	178	36	44	4,666	283	48	169				
八王子	280	85	31	1	163	64	65	5,694	172	110	31				
南多摩	170	35	13	8	114	27	51	2,724	69	62	4				
町田	194	52	14	9	119	27	44	6,395	113	82	13				
多摩立川	267	49	20	17	181	73	82	9,081	65	22	16				
多摩府中	451	93	24	15	319	107	83	13,159	368	191	119				
多摩小平	386	97	27	7	255	46	65	9,100	243	102	101				
大島	27	9	-	1	17	1	6	883	101	11	90				
三宅	4	3	-	1	-	-	-	231	10	1	7				
八丈	26	3	1	3	19	1	2	402	13	3	6				
小笠原	4	-	-	-	4	1	4	99	-	-	-				
市場	14	-	-	14	-	179	128	-	-	-	-				
(築地)	10	-	-	10	-	167	79	-	-	-	-				
(大田)	2	-	-	2	-	6	16	-	-	-	-				
(足立)	2	-	-	2	-	6	33	-	-	-	-				

築地市場及び大田市場、足立市場の営業許可件数は、市場の営業許可件数の再掲とする。

第2章 食品衛生関係事業

食品衛生関係施設数（その6）

		許可を要しない食品製造業		許可を要しない食品販売業								
		その他の食品製造業		小計	販売加工業	販売製業品	類クア販売業	販売野菜果物	販売菓子(パンを含む)	販売業食	販売調味料・	販売の業品他
		一般食品	乳肉食品									
19年度	全都	1,280	96	132,301	13,775	17,619	21,586	12,347	28,342	6,506	14,195	17,921
	都	242	8	43,728	5,487	6,347	7,163	4,085	7,758	1,793	5,277	5,818
	区	1,038	88	88,573	8,288	11,272	14,433	8,262	20,584	4,713	8,918	12,103
20年度	全都	1,285	96	133,019	13,778	17,625	21,605	12,867	28,443	6,526	14,201	17,974
	都	241	8	44,271	5,483	6,342	7,160	4,591	7,785	1,794	5,269	5,847
	区	1,044	88	88,748	8,295	11,283	14,445	8,276	20,658	4,732	8,932	12,127
	千代田区	27	1	1,733	145	435	188	146	582	66	103	68
	中央区	25	18	3,073	167	221	292	300	686	64	314	1,029
	港区	22	-	3,549	423	423	423	446	436	423	479	496
	新宿区	17	-	5,260	291	610	606	383	1,246	214	701	1,209
	文京区	27	-	1,964	178	142	340	227	520	130	204	223
	台東区	8	-	3,271	259	301	630	239	1,046	136	292	368
	墨田区	6	11	4,824	533	572	1,264	325	1,108	193	493	336
	江東区	31	5	3,608	397	326	559	301	866	223	243	693
	品川区	30	2	2,761	320	556	414	224	303	329	222	393
	目黒区	53	11	1,558	104	165	132	332	374	127	160	164
	大田区	120	32	10,488	1,114	1,354	1,722	1,069	2,373	412	1,121	1,323
	世田谷区	115	-	8,918	641	967	1,197	718	2,086	361	1,198	1,750
	渋谷区	213	1	2,764	300	615	343	101	1,148	124	129	4
	中野区	2	1	2,887	293	301	334	385	682	160	238	494
	杉並区	44	1	4,085	389	653	711	463	742	189	255	683
	豊島区	55	2	2,839	314	476	293	403	748	148	235	222
	北区	26	-	3,463	395	470	557	302	625	222	381	511
	荒川区	20	-	2,152	205	250	362	206	390	123	262	354
	板橋区	29	-	3,523	172	253	823	268	917	250	343	497
	練馬区	20	-	3,534	460	539	596	273	806	118	213	529
	足立区	49	-	3,864	214	346	885	330	1,240	243	392	214
	葛飾区	38	-	4,695	502	875	994	403	749	289	550	333
	江戸川区	67	3	3,935	479	433	780	432	985	188	404	234
	西多摩	64	2	3,931	241	582	631	278	1,001	166	294	738
	八王子	31	-	4,613	680	706	857	598	1,035	168	390	179
	南多摩	3	-	2,376	212	288	406	205	446	122	337	360
	町田	18	-	5,467	748	672	671	806	910	154	632	874
	多摩立川	23	4	7,311	896	1,122	954	624	1,234	254	1,117	1,110
	多摩府中	56	2	11,159	1,390	1,576	2,181	815	1,794	352	1,435	1,616
	多摩小平	40	-	7,528	1,178	1,248	1,290	568	1,138	488	873	745
	大島	-	-	734	86	105	106	95	107	34	93	108
	三宅	2	-	175	21	21	20	21	25	21	21	25
	八丈	4	-	338	18	15	36	65	64	30	66	44
	小笠原	-	-	83	13	7	8	8	16	5	11	15
	市場	-	-	556	-	-	-	508	15	-	-	33
	(築地)	-	-	172	-	-	-	145	7	-	-	20
	(大田)	-	-	274	-	-	-	263	7	-	-	4
	(足立)	-	-	110	-	-	-	100	1	-	-	9

(平成21年3月末現在)

		食器具容器包装おもちゃ					製 添 造 加 業 物	販 添 売 加 業 物	乳 さ く 取 業
		小 計	製 容 食 造 器 器 業 装 具	販 容 食 売 器 器 業 装 具	製 お 造 も 業 ち や	販 お 売 も 業 ち や			
19 年 度	全都	7,899	150	4,514	231	3,004	32	8,146	167
	都	3,247	4	2,020	15	1,208	9	3,864	166
	区	4,652	146	2,494	216	1,796	23	4,282	1
20 年 度	全都	7,937	150	4,557	231	2,999	32	8,135	167
	都	3,287	4	2,061	15	1,207	9	3,862	166
	区	4,650	146	2,496	216	1,792	23	4,273	1
	千代田区	50	-	26	1	23	2	25	-
	中央区	369	35	289	-	45	7	142	-
	港区	102	-	66	-	36	-	415	-
	新宿区	196	-	127	3	66	-	14	-
	文京区	108	2	69	3	34	-	22	-
	台東区	224	16	118	44	46	-	84	-
	墨田区	80	14	18	24	24	-	22	-
	江東区	163	1	89	1	72	-	178	-
	品川区	163	14	97	-	52	1	535	-
	目黒区	62	5	39	1	17	-	69	-
	大田区	938	3	354	6	575	-	453	-
	世田谷区	475	2	310	1	162	-	218	-
	渋谷区	73	-	49	-	24	3	5	-
	中野区	98	7	34	-	57	-	97	-
	杉並区	140	8	92	-	40	-	306	-
	豊島区	83	3	52	1	27	9	252	-
	北区	152	8	101	-	43	-	327	-
	荒川区	145	2	112	15	16	-	112	-
	板橋区	241	6	179	27	29	-	137	-
	練馬区	145	-	85	-	60	-	23	1
	足立区	106	6	55	16	29	-	447	-
	葛飾区	355	12	84	44	215	-	283	-
	江戸川区	182	2	51	29	100	1	107	-
	西多摩	183	-	106	-	77	1	179	89
	八王子	436	-	215	-	221	-	473	-
	南多摩	161	-	103	-	58	-	116	2
	町田	506	-	281	9	216	-	304	5
	多摩立川	475	-	394	-	81	-	1,189	41
	多摩府中	837	2	516	5	314	-	790	5
	多摩小平	541	-	343	-	198	1	770	17
	大島	29	2	18	-	9	5	13	1
	三宅	25	-	15	-	10	-	21	-
	八丈	36	-	20	1	15	2	7	6
	小笠原	16	-	8	-	8	-	-	-
	市場	42	-	42	-	-	-	-	-
	(築地)	16	-	16	-	-	-	-	-
	(大田)	14	-	14	-	-	-	-	-
	(足立)	12	-	12	-	-	-	-	-

築地市場及び大田市場、足立市場の営業許可件数は、市場の営業許可件数の再掲とする。

表2-2-2 食品衛生関係施設監視指導数（その1）

		総 数	（食 品衛 生法 第52 条に 規定 する 営業 業） （総 計）	飲 食 店 営 業	喫 茶 店 営 業	菓 子 製 造 業	あ ん 類 製 造 業	製 造 業 アイ スク リー ム 類	乳 処 理 業	特 別 牛 乳 さ く 取 業	乳 製 品 製 造 業
19 年 度	全都	770,341	451,964	187,622	20,919	22,679	204	3,614	160	-	409
	都	386,964	211,756	47,653	4,914	5,908	26	799	137	-	261
	区	383,377	240,208	139,969	16,005	16,771	178	2,815	23	-	148
20 年 度	全都	732,269	439,392	185,067	18,404	21,968	206	3,061	132	0	417
	都	361,034	205,375	43,724	4,771	6,133	44	720	123	0	267
	区	371,235	234,017	141,343	13,633	15,835	162	2,341	9	0	150
	千代田区	8,880	6,698	4,405	1,058	216	0	50	0	0	2
	中央区	16,780	10,214	5,340	1,144	623	5	110	0	0	3
	港区	22,581	16,633	9,860	3,798	452	0	181	0	0	6
	新宿区	17,685	14,846	9,298	1,098	868	16	132	0	0	7
	文京区	6,993	5,047	3,156	299	369	0	81	0	0	0
	台東区	17,455	11,772	8,653	255	848	0	130	0	0	7
	墨田区	16,887	10,700	6,921	120	984	17	114	0	0	8
	江東区	35,069	14,950	8,561	890	1,048	8	184	0	0	17
	品川区	10,355	6,432	3,818	402	393	4	45	0	0	0
	目黒区	17,305	11,408	8,464	200	529	0	119	0	0	6
	大田区	18,091	10,366	6,512	131	808	6	80	0	0	15
	世田谷区	26,605	16,856	9,274	827	1,386	5	81	1	0	31
	渋谷区	9,798	6,654	4,404	756	334	3	83	0	0	1
	中野区	8,008	3,874	1,977	135	250	0	30	0	0	2
	杉並区	20,029	10,947	6,103	56	1,117	1	111	0	0	5
	豊島区	26,615	16,589	9,822	610	1,361	14	245	0	0	6
	北区	10,824	6,922	3,721	223	431	14	80	0	0	14
	荒川区	7,559	4,459	2,592	116	399	7	68	0	0	0
	板橋区	9,309	6,240	3,736	186	388	30	42	0	0	0
	練馬区	12,288	7,508	3,946	320	715	0	69	0	0	3
	足立区	17,480	10,822	6,173	563	763	12	45	0	0	3
	葛飾区	19,709	13,694	8,953	277	943	16	102	8	0	11
	江戸川区	14,930	10,386	5,654	169	610	4	159	0	0	3
	西多摩	13,932	5,692	3,240	274	466	3	84	0	0	10
	八王子	7,687	4,386	2,506	257	370	0	48	0	0	5
	南多摩	14,112	6,499	3,578	363	538	0	89	0	0	9
	町田	6,487	2,883	1,559	144	266	0	32	0	0	2
	多摩立川	18,147	10,064	5,858	472	891	0	100	1	0	22
	多摩府中	31,009	16,917	9,584	909	1,422	10	256	3	0	29
	多摩小平	21,973	12,539	7,103	386	1,327	11	42	0	0	7
	大島	4,936	3,086	1,879	14	143	0	27	25	0	25
	三宅	650	521	246	0	40	0	0	0	0	0
	八丈	2,165	1,086	522	8	63	0	20	14	0	14
	小笠原	1,700	672	163	3	58	0	0	0	0	0
	市 場	155,386	111,854	5,886	1,267	0	0	0	0	0	0
	センター	74,341	20,679	1,548	0	547	20	22	80	0	144
	芝浦食肉	8,509	8,497	52	674	2	0	0	0	0	0

(平成21年3月末現在)

		集 乳 業	乳 類 販 売 業	食 肉 処 理 業	食 肉 販 売 業	食 肉 製 品 製 造 業	魚 介 類 販 売 業	魚 介 類 せ り 売 り 業	製 造 業	魚 肉 ね り 製 品	冷 蔵 業	食 品 の 冷 凍 又 は	照 射 業	食 品 の 放 射 線
19 年 度	全都	-	32,811	9,539	28,144	662	130,455	3,288	895	1,407	-	-	-	
	都	-	11,042	8,013	11,113	272	113,223	3,288	443	1,082	-	-	-	
	区	-	21,769	1,526	17,031	390	17,232	-	452	325	-	-	-	
20 年 度	全都	-	31,715	9,430	26,760	521	127,678	3,187	779	1,215	-	-	-	
	都	-	11,518	7,835	10,523	204	111,227	3,187	366	976	-	-	-	
	区	-	20,197	1,595	16,237	317	16,451	-	413	239	-	-	-	
千代田区	-	607	10	129	2	143	-	7	1	-	-	-		
中央区	-	537	166	767	2	1,127	-	87	9	-	-	-		
港区	-	1,411	16	385	14	375	-	3	20	-	-	-		
新宿区	-	1,378	85	766	2	853	-	4	5	-	-	-		
文京区	-	368	26	320	22	312	-	21	-	-	-	-		
台東区	-	617	42	457	22	517	-	16	-	-	-	-		
墨田区	-	864	82	617	13	701	-	10	4	-	-	-		
江東区	-	1,235	199	1,201	30	1,071	-	24	18	-	-	-		
品川区	-	534	86	498	16	487	-	33	-	-	-	-		
目黒区	-	665	40	630	9	605	-	13	-	-	-	-		
大田区	-	916	68	733	15	742	-	14	59	-	-	-		
世田谷区	-	2,012	34	1,416	27	1,438	-	16	12	-	-	-		
渋谷区	-	466	15	239	14	243	-	23	1	-	-	-		
中野区	-	512	17	399	17	433	-	3	4	-	-	-		
杉並区	-	1,198	31	997	13	1,033	-	11	2	-	-	-		
豊島区	-	1,120	59	1,684	23	1,398	-	14	-	-	-	-		
北区	-	763	58	649	4	660	-	13	15	-	-	-		
荒川区	-	438	45	316	3	271	-	31	13	-	-	-		
板橋区	-	625	64	471	18	463	-	3	12	-	-	-		
練馬区	-	814	60	642	19	658	-	3	15	-	-	-		
足立区	-	1,072	197	834	16	812	-	9	4	-	-	-		
葛飾区	-	872	75	1,050	5	934	-	45	15	-	-	-		
江戸川区	-	1,173	120	1,037	11	1,175	-	10	30	-	-	-		
西多摩	-	654	20	372	11	361	-	-	8	-	-	-		
八王子	-	503	6	248	1	268	-	11	19	-	-	-		
南多摩	-	757	10	510	7	494	-	5	13	-	-	-		
町田	-	353	7	222	9	198	-	5	6	-	-	-		
多摩立川	-	1,010	91	652	19	567	-	5	19	-	-	-		
多摩府中	-	1,787	42	1,229	33	1,020	10	30	15	-	-	-		
多摩小平	-	1,226	42	957	23	842	3	36	26	-	-	-		
大島	-	319	4	222	8	247	12	23	21	-	-	-		
三宅	-	68	-	59	-	62	4	-	-	-	-	-		
八丈	-	110	-	102	-	113	1	7	4	-	-	-		
小笠原	-	100	-	150	-	176	-	-	5	-	-	-		
市場	-	943	-	450	-	99,198	2,997	96	385	-	-	-		
センター	-	3,462	113	5,314	93	7,681	160	148	448	-	-	-		
芝浦食肉	-	226	7,500	36	-	-	-	-	7	-	-	-		

卸売市場法の適用を受ける卸売市場内において知事許可業種のうち、市場関係者に飲食等のサービスを提供する営業の7業種(飲食店営業、喫茶店営業、乳類販売業、行商、食料品等販売業、アイスクリーム販売業、集団給食施設)の監視指導は各区で行っている。ただし、食料品等販売業は都も監視指導を行う。

食品衛生関係施設監視指導数（その2）

		製 清 涼 飲 料 水 業	製 乳 酸 菌 飲 料 業	氷 雪 製 造 業	氷 雪 販 売 業	食 用 油 脂 製 造 業	製 シ ョ ー ト ニ ン グ 業	マ ー ガ リ ン 又 は 業	み そ 製 造 業	し ょ う 油 製 造 業	ソ ー ス 製 造 業	酒 類 製 造 業
19 年 度	全 都	310	78	206	314	87	15	42	23	105	123	
	都	203	60	180	194	46	5	29	15	39	105	
	区	107	18	26	120	41	10	13	8	66	18	
20 年 度	全 都	310	50	199	365	78	13	43	12	125	84	
	都	201	40	181	246	47	4	30	8	66	70	
	区	109	10	18	119	31	9	13	4	59	14	
千 代 田 区	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	
中 央 区	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	
港 区	1	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	
新 宿 区	8	-	5	2	6	4	-	-	-	4	6	
文 京 区	-	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	
台 東 区	12	-	-	7	-	-	-	1	-	4	-	
墨 田 区	11	1	3	2	4	-	-	-	-	-	2	
江 東 区	3	-	-	11	-	-	-	-	-	5	-	
品 川 区	3	-	-	1	-	-	-	1	-	6	-	
目 黒 区	5	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	
大 田 区	8	-	1	7	-	-	-	-	-	8	-	
世 田 谷 区	4	1	1	13	-	-	-	2	1	4	-	
澁 谷 区	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	
中 野 区	2	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	
杉 並 区	4	-	3	1	-	-	-	2	1	4	-	
豊 島 区	2	-	-	8	-	-	-	-	-	-	-	
北 区	9	-	-	11	1	-	-	-	-	4	6	
荒 川 区	-	-	-	4	4	-	-	-	-	4	-	
板 橋 区	1	-	1	2	3	-	-	-	-	2	-	
練 馬 区	5	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	
足 立 区	2	-	1	10	-	-	-	-	2	8	-	
葛 飾 区	21	8	-	17	10	3	6	-	-	4	-	
江 戸 川 区	6	-	1	4	3	2	-	-	-	2	-	
西 多 摩	-	-	1	4	5	-	10	1	9	9		
八 王 子	5	-	2	9	1	-	-	-	-	1	4	
南 多 摩	-	-	2	-	-	-	-	-	-	7	-	
町 田	1	-	-	1	-	-	5	3	-	-	-	
多 摩 立 川	6	1	-	8	10	-	2	-	-	-	-	
多 摩 府 中	8	-	-	5	6	2	5	-	19	-		
多 摩 小 平	26	-	-	2	-	-	1	-	2	1		
大 島	5	-	38	4	10	-	-	-	-	4		
三 宅	1	-	-	8	-	-	-	-	-	8		
八 丈	13	-	13	-	-	-	-	4	-	12		
小 笠 原	2	-	5	-	-	-	-	-	-	-		
市 場	-	-	120	205	-	-	-	-	-	-		
セ ン タ ー	134	39	-	-	15	2	7	-	28	32		
芝 浦 食 肉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

(平成21年3月末現在)

19年度	全都 都 区	豆腐類 製造業	納豆 製造業	めん類 製造業	そうざい 製造業	かん詰 又はびん 詰 食品製 造業	添加物 製造業	食品製造業 取 締条 例に 規定 する 営業 (総 数)	行 商	つけ 物製 造業	製菓材 料等製 造業
19年度	全都	3,025	31	1,361	3,234	77	125	86,921	5,331	660	179
	都	1,044	17	356	1,215	37	37	44,831	1,359	186	66
	区	1,981	14	1,005	2,019	40	88	42,090	3,972	474	113
20年度	全都	2,885	45	1,470	2,972	66	135	81,408	4,899	705	135
	都	1,022	28	499	1,238	26	51	39,972	872	271	71
	区	1,863	17	971	1,734	40	84	41,436	4,027	434	64
千代田区	33	1	8	22	-	3	842	45	-	-	
中央区	91	-	18	179	2	2	3,837	1,238	8	-	
港区	4	-	10	90	3	-	2,395	916	12	2	
新宿区	89	1	48	161	-	-	1,489	33	2	2	
文京区	40	-	14	9	-	5	890	82	9	2	
台東区	72	-	54	49	2	7	1,684	98	10	-	
墨田区	89	9	74	46	-	4	1,636	58	54	1	
江東区	148	-	81	213	-	3	3,623	517	17	-	
品川区	20	-	42	38	1	4	1,135	239	6	2	
目黒区	58	-	10	42	-	12	1,144	69	1	-	
大田区	100	-	37	92	10	4	1,581	23	6	4	
世田谷区	131	3	41	81	7	7	2,933	49	44	5	
渋谷区	32	-	15	21	-	2	791	123	-	-	
中野区	51	-	16	17	2	3	662	1	2	2	
杉並区	146	1	49	55	2	1	2,073	23	6	9	
豊島区	109	-	62	52	-	-	3,027	144	20	-	
北区	133	2	61	47	-	3	1,382	31	11	2	
荒川区	49	-	42	57	-	-	688	10	24	-	
板橋区	91	-	49	40	3	10	1,186	9	26	12	
練馬区	114	-	37	82	-	1	1,511	51	51	1	
足立区	64	-	79	145	3	5	2,467	74	58	1	
葛飾区	135	-	91	82	5	6	2,765	167	47	17	
江戸川区	64	-	33	114	-	2	1,695	27	20	2	
西多摩	56	2	31	51	-	10	1,381	44	67	10	
八王子	63	3	34	21	-	1	967	-	8	1	
南多摩	52	-	8	57	-	-	1,506	24	16	2	
町田	31	11	8	16	3	1	589	2	7	-	
多摩立川	204	1	79	45	-	1	1,748	3	11	4	
多摩府中	152	1	213	110	10	7	3,075	11	30	11	
多摩小平	307	1	87	78	2	1	2,796	24	19	3	
大島	8	2	2	44	-	-	547	1	-	4	
三宅	4	-	-	21	-	-	117	3	-	-	
八丈	8	-	5	53	-	-	216	-	-	-	
小笠原	3	-	-	6	1	-	272	36	-	21	
市場	-	-	-	307	-	-	13,889	724	69	-	
センター	134	7	32	429	10	30	12,867	-	44	16	
芝浦食肉	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	

卸売市場法の適用を受ける卸売市場内において知事許可業種のうち、市場関係者に飲食等のサービスを提供する営業の7業種(飲食店営業、喫茶店営業、乳類販売業、行商、食料品等販売業、アイスクリーム類販売業、集団給食施設)の監視指導は各区で行っている。ただし、食料品等販売業は都も監視指導を行う。

食品衛生関係施設監視指導数（その3）

		製粉 造末 業食品	品等 製造業 そうざい半製	製調 造味 業料等	魚介 類加工 業	販食 売料 業品等	液卵 製造業	卵選 別包装 業	集 団給 食
19 年 度	全都	260	305	555	2,346	63,089	39	250	13,907
	都	139	115	139	1,727	34,927	16	221	5,936
	区	121	190	416	619	28,162	23	29	7,971
20 年 度	全都	280	313	607	1,926	60,079	49	223	12,192
	都	151	153	265	1,320	31,904	23	206	4,736
	区	129	160	342	606	28,175	26	17	7,456
千代田区	-	1	4	-	739	1	-	52	
中央区	1	10	3	293	2,163	-	-	121	
港区	-	-	11	4	1,313	-	-	137	
新宿区	1	10	13	6	1,169	1	-	252	
文京区	-	1	6	9	567	-	-	214	
台東区	2	5	8	2	1,332	-	6	221	
墨田区	2	10	14	18	1,109	-	-	370	
江東区	4	5	17	57	2,589	5	2	410	
品川区	8	7	6	4	716	-	1	146	
目黒区	11	-	8	9	743	7	-	296	
大田区	4	12	18	13	1,039	1	-	461	
世田谷区	4	11	31	11	2,593	4	3	178	
渋谷区	1	-	6	4	443	-	-	214	
中野区	2	4	5	-	499	-	-	147	
杉並区	2	2	12	18	1,291	-	-	710	
豊島区	2	9	13	14	2,632	-	1	192	
北区	25	3	16	30	910	-	-	354	
荒川区	10	18	14	-	417	-	-	195	
板橋区	16	12	19	5	683	-	-	404	
練馬区	9	10	14	23	841	-	1	510	
足立区	9	3	15	3	1,446	5	-	853	
葛飾区	12	16	75	36	1,671	2	3	719	
江戸川区	4	11	14	47	1,270	-	-	300	
西多摩	11	28	8	12	869	2	6	324	
八王子	5	6	22	2	605	-	-	318	
南多摩	1	4	8	5	736	-	1	709	
町田	2	8	3	1	364	-	-	202	
多摩立川	2	14	8	13	1,023	7	9	654	
多摩府中	19	38	152	23	1,969	2	-	820	
多摩小平	27	28	17	19	1,507	-	-	1,152	
大島	2	-	4	33	334	-	2	167	
三宅	3	-	2	16	87	-	-	6	
八丈	6	2	1	18	139	-	-	50	
小笠原	-	1	1	8	196	-	-	9	
市場	-	-	-	897	11,686	-	188	325	
センター	73	24	39	273	12,387	12	-	-	
芝浦食肉	-	-	-	-	2	-	-	-	

(平成21年3月末現在)

	ふぐの取扱規制条例 に規定する営業	取 扱 所 ぐ	加 工 製 ぐ	（ 総 計 ）	食 品 製 造 業	許 可 を 要 し な い	食 品 販 売 業	許 可 を 要 し な い	販 装 食 器 具 ・ 容 器 包 材 業	添 加 物 製 造 業	添 加 物 販 売 業	乳 さ く 取 業
19 年 度	全都	13,284	7,404	210,768	13,285	176,395	13,054	31	7,990	13		
	都	8,503	5,602	116,272	2,034	99,742	8,995	31	5,457	13		
	区	4,781	1,802	94,496	11,251	76,653	4,059	-	2,533	-		
20 年 度	全都	15,046	8,811	187,612	12,617	156,123	11,974	30	6,864	4		
	都	9,649	6,746	99,292	2,052	84,424	8,018	26	4,768	4		
	区	5,397	2,065	88,320	10,565	71,699	3,956	4	2,096	0		
千代田区		475	31	834	30	796	8	0	0	0		
中央区		356	42	2,331	0	2,302	29	0	0	0		
港区		490	59	3,004	113	2,594	36	0	261	0		
新宿区		405	0	945	67	761	114	0	3	0		
文京区		126	80	850	55	756	34	0	5	0		
台東区		418	16	3,565	59	3,323	146	1	36	0		
墨田区		250	38	4,263	105	4,019	137	0	2	0		
江東区		229	0	16,267	7,339	8,928	0	0	0	0		
品川区		109	33	2,646	83	2,495	44	0	24	0		
目黒区		291	352	4,110	55	3,666	261	1	127	0		
大田区		204	141	5,799	46	5,306	365	0	82	0		
世田谷区		220	166	6,430	368	5,556	382	0	124	0		
渋谷区		310	30	2,013	671	1,332	7	1	2	0		
中野区		88	77	3,307	734	2,515	29	1	28	0		
杉並区		191	171	6,647	46	5,615	670	0	316	0		
豊島区		373	286	6,340	66	5,351	639	0	284	0		
北区		64	54	2,402	151	1,983	161	0	107	0		
荒川区		78	64	2,270	10	1,720	349	0	191	0		
板橋区		41	45	1,797	2	1,665	99	0	31	0		
練馬区		127	44	3,098	92	2,959	47	0	0	0		
足立区		249	176	3,766	206	3,112	90	0	358	0		
葛飾区		190	112	2,948	226	2,381	235	0	106	0		
江戸川区		113	48	2,688	41	2,564	74	0	9	0		
西多摩		39	71	6,749	845	5,272	334	2	296	0		
八王子		97	42	2,195	69	1,923	106	0	97	0		
南多摩		92	159	5,856	83	4,897	572	0	304	0		
町田		4	34	2,977	19	2,755	123	0	78	2		
多摩立川		206	118	6,011	82	5,450	225	0	254	0		
多摩府中		279	310	10,428	182	9,297	555	0	394	0		
多摩小平		160	225	6,253	365	5,203	499	1	185	0		
大島		3	21	1,279	141	1,065	38	13	20	2		
三宅		0	0	12	0	12	0	0	0	0		
八丈		2	2	859	6	746	83	0	24	0		
小笠原		2	10	744	0	674	70	0	0	0		
市場		5,754	5,774	15,124	-	14,140	984	-	-	-		
センター		-	-	40,795	260	32,980	4,429	10	3,116	-		
芝浦食肉		-	-	10	-	10	-	-	-	-		

卸売市場法の適用を受ける卸売市場内において知事許可業種のうち、市場関係者に飲食等のサービスを提供する営業の7業種(飲食店営業、喫茶店営業、乳類販売業、行商、食料品等販売業、アイスクリーム類販売業、集団給食施設)の監視指導は各区で行っている。ただし、食料品等販売業は都も監視指導を行う。

第2章 食品衛生関係事業

第2 収去

食品衛生法第28条の規定に基づき、さまざまな食品、添加物、器具・容器包装等の収去検査を実施している。平成20年度の収去検査品目数は表2-2-3のとおりである。

表2-2-3 収去検査品目数

食品分類	項目	合計			細菌検査			化学検査		
		合計	国産品	輸入品	合計	国産品	輸入品	合計	国産品	輸入品
魚介類等	魚介類	4,370	3,093	1,277	3,098	2,501	597	1,272	592	680
	魚介類加工品	3,641	3,215	426	1,646	1,542	104	1,995	1,673	322
冷凍食品	無加熱採取	501	125	376	126	41	85	375	84	291
	凍結前加熱済・加熱後採取	1,280	450	830	331	205	126	949	245	704
	凍結前未加熱・加熱後採取	589	381	208	185	135	50	404	246	158
	生食用冷凍鮮魚介類	123	0	123	81	0	81	42	0	42
肉・卵類及びその加工品		13,089	6,130	6,959	3,271	1,969	1,302	9,818	4,161	5,657
乳・乳類等	牛乳・加工乳・その他の乳	973	973	0	192	192	0	781	781	0
	乳製品	1,073	497	576	608	202	406	465	295	170
	乳類加工品	92	85	7	41	39	2	51	46	5
	アイスクリーム類・氷菓	302	302	0	148	148	0	154	154	0
農産物等	穀類及びその加工品	1,685	1,149	536	186	166	20	1,499	983	516
	野菜類・果物及びその加工品	11,669	4,485	7,184	2,026	1,172	854	9,643	3,313	6,330
菓子類		4,370	3,598	772	1,660	1,472	188	2,710	2,126	584
飲料・氷雪・水	清涼飲料水	1,607	1,492	115	366	340	26	1,241	1,152	89
	酒精飲料	137	83	54	14	14	0	123	69	54
	氷雪	23	23	0	12	12	0	11	11	0
	水	83	81	2	81	80	1	2	1	1
その他の食品	缶詰・びん詰	18	5	13	3	0	3	15	5	10
	調味料	1,844	1,203	641	605	446	159	1,239	757	482
	そうざい類及びその半製品	2,090	2,058	32	1,008	1,001	7	1,082	1,057	25
	上記以外の食品	3,252	2,440	812	1,158	1,001	157	2,094	1,439	655
添加物	別表第2の添加物及びその製剤	19	19	0	1	1	0	18	18	0
	その他添加物	37	25	12	26	18	8	11	7	4
器具等	器具及び容器包装	547	340	207	0	0	0	547	340	207
	おもちゃ	32	1	31	0	0	0	32	1	31
合計		53,446	32,253	21,193	16,873	12,697	4,176	36,573	19,556	17,017

第3 GLP

1 GLPとは

食品衛生法第28条第1項の規定に基づき都が収去した食品、添加物等の検査(試験品の採取及び運搬を含む。以下第3において同じ。)の実施にあたっては、同法第29条第3項の規定により検査の業務管理(GLP: Good Laboratory Practice)が義務付けられている。

具体的には、食品衛生法施行規則第37条の規定に基づき、標準作業書の作成、検査記録の保管等の他、以下の精度管理を行い、検査精度を確保している。

(1) 内部点検

信頼性確保部門責任者(健康安全研究センター精度管理室長)による検査施設等の立入調査を実施し、GLPの適正実施を確認するとともに、必要に応じて改善措置を要請する。

(2) 内部精度管理

信頼性確保部門責任者による検査従事者の技能評価を実施し、必要に応じて検査部門責任者(各業務管理施設の責任者)に改善措置を要請する。

(3) 外部精度管理調査

外部機関による検査従事者の技能評価を受け、その結果を基に、必要に応じて信頼性確保部門責任者が検査部門責任者に改善措置を要請する。

2 検査の精度管理の実施結果(平成20年度)

(1) 内部点検

ア 実施期間 平成20年7月から平成20年11月まで

イ 実施者 健康安全研究センター精度管理室及び健康安全部食品監視課

ウ 点検実施施設数 42カ所

エ 実施結果

検査結果通知書における単位の一部欠落、検査結果通知書の誤記入など、5施設の検査部門責任者に改善措置を要請した。

オ 改善措置要請後の対応

改善措置を要請した検査部門責任者から、改善措置について報告を求め、改善措置の適正な実施を確認した。

(2) 内部精度管理

ア 実施期間 平成20年4月から平成21年3月まで

イ 実施者 健康安全研究センター精度管理室及び各業務管理施設

ウ 実施結果

微生物学的検査及び理化学的検査について、延べ190名に対して技能評価を実施したところ、結果は概ね良好で、改善措置の要請は行わなかった。

(3) 外部精度管理調査

ア 実施期間 平成20年6月から平成20年11月まで

イ 実施者 (財)食品薬品安全センター

ウ 実施結果

微生物学的検査及び理化学的検査について、延べ33名に対して技能評価を実施したところ、1名が実施した理化学検査で評価基準に合致しなかった。このことから、当該施設の検査部門責任者に改善措置を要請した。

エ 改善措置要請後の対応

改善措置を要請した検査部門責任者から、改善措置について報告を求め、改善措置の適正な実施を確認した。

3 その他

「東京都の食品衛生検査施設等の検査成績に対する指摘、苦情等事務処理要領」等について所要の改訂を行った。

第3節 食品衛生管理者

製造又は加工の工程において、特に衛生上の考慮を必要とする政令で定める食品又は添加物の製造又は加工を行う営業者は、その製造又は加工を衛生的に管理させるためその施設ごとに専任の食品衛生管理者を置き、食品衛生に違反することのないように製造又は加工に従事する者を監視しなければならない。

政令で定める食品又は添加物とは、全粉乳、加糖粉乳、調整粉乳、食肉製品、魚肉ハム、魚肉ソーセージ、放射線照射食品、食用油脂、マーガリン、ショートニング及び添加物である。（表 2-3-1）

表 2-3-1 食品衛生管理者数（資格・業種別）

食品 又は添加物	資格	医 歯 科 医 師	薬 劑 師	獣 医 師	医 学 ・ 薬 学 ・ 獣 医 学 ・ 歯 学	畜 産 学	水 産 学	農 芸 化 学	登 録 養 成 施 設 を 修 了 し た 者	登 録 講 習 会 を 修 了 し た 者	総 数
平 20 年 度 計		2	35	4	3	22	15	68	21	98	268
全粉乳、加糖粉乳 又は調整粉乳		-	-	-	-	-	1	2	2	-	5
食 肉 製 品		2	1	3	-	15	9	13	9	50	102
魚 肉 ハ ム 又 は 魚 肉 ソ ー セ ー ジ		-	-	-	-	4	-	1	3	1	9
放 射 線 照 射 食 品		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食 用 油 脂		-	4	-	-	-	1	4	-	1	10
マ ー ガ リ ン 又 は シ ョ ー ト ニ ン グ		-	-	-	-	-	1	2	-	-	3
添 加 物		-	30	1	3	3	3	46	7	46	139

第4節 輸入食品対策

第1 輸入食品対策実施結果

平成19年度の我が国の食料需給率はカロリーベースで40%であり、平成10年以降横ばいで推移している。また、食品の輸入届出件数は180万件あり、平成18年度の186万件を下回ったが、輸入食品無くしてわが国の生活は成り立たないものとなっている。

一方、農薬や動物用医薬品の残留、遺伝子組換え食品の輸入等、輸入食品をめぐる都民の関心は高い。

このような都民の関心に応えるため、都は昭和63年から輸入食品安全対策を体系化し、毎年規模を拡大しつつ現在に至っている。

平成19年度の輸入食品対策実施結果は表2-4-1のとおりである。

表2-4-1 輸入食品対策実施結果（平成20年度実施分）

区分	実施結果
情報収集	次の文献等の収集及び翻訳（一部翻訳） ○ 米国のフードケミカルニュース
検査の実施	(1) 輸入農産物の残留農薬検査 633品目 (2) 輸入食品の放射能検査 621品目
輸入業者等立入指導	輸入食品監視班による立入指導軒数 315軒 取去検体数 7,308検体
検査法の開発	○ 指定外添加物（2物質） アミドブラックⅠ、アミドオレンジ7 ○ 農薬（3物質） ジフェニルアミン（殺菌剤）、テブフェノジド（殺虫剤）、メタミドホス（殺虫剤） ○ 動物用医薬品（1物質） ドキシサイクリン（抗生物質）
普及・啓発	輸入業者を対象とした「輸入食品関係営業者講習会」を開催 ○ 開催日 平成20年10月28日 ○ 受講者数 286名 ○ 講習テーマ ① 東京都における輸入食品等の違反事例について 健康安全室食品監視課輸入食品有害食品担当 帯刀 敏彦 ② 輸入事業者の自主管理について 健康安全研究センター広域監視部食品監視指導課 肝付康人 ③ ベトナムにおける食品取引事情 株式会社 メイプルフーズ 代表取締役 戸恒 徹司

第2 輸入食品の放射能検査結果

昭和61年4月、旧ソ連チェルノブイリ原子力発電所の事故により、ヨーロッパ地域を中心に自然環境や食品等が放射性物質により汚染された。

このため、国は食品中のセシウム134及び137の放射能暫定限度を食品1kg当たり370ベクレルと定め、輸入時の検査対象を強化した。

東京都では、昭和61年度から暫定限度を超えた輸入食品の排除を行うとともに、輸入食品の放射能汚染の実態を把握するために、食品の放射能検査を実施してきた。

1 実施期間

平成20年4月から平成21年3月まで

2 実施機関

健康安全研究センター、市場衛生検査所及び芝浦食肉衛生検査所

3 実施対象施設

デパート・スーパー、輸入業、中央卸売市場等

4 検査対象食品

ヨーロッパ等から輸入された食品

5 検査機関及び使用機器等

検査機関	使用機器	測定対象	備考
・健康安全研究センター ・市場衛生検査所 ・芝浦食肉衛生検査所	ヨウ化ナトリウム(TL)・シンチレーション・ディテクター	セシウム134及び137の定量	測定時間：1,800秒 測定限界：50Bq/kg
健康安全研究センター	ゲルマニウム半導体検出器	γ線の核種分析及びセシウムの定量	測定時間：2万秒以上 ※上記の検査の結果、100Bq/kgを超えた検体について精密検査を実施した。

6 検査結果

検査結果は表2-4-2のとおりであった。

結果、暫定限度(370ベクレル/kg)をこえて放射能を検出したものはなかった。

621品目の食品について放射能検査を実施した。その

表2-4-2 平成20年度 輸入食品の放射能検査

食品の分類	品目数	主な輸出国	濃度区分(Bq/kg)					
			0~50	51~100	101~200	201~300	301~370	370を超える
香辛料	55	トルコ、エジプト、インドネシア	55					
ジャム	27	イタリア、スイス、フランス、ベルギー	26	1				
チーズ及び乳製品	34	フランス、イタリア、オーストラリア、オランダ	34					
食肉及び食肉製品	88	フランス、アメリカ、デンマーク	88					
はちみつ	10	ミャンマー、中国	10					
魚介類及びその加工品	128	オーストラリア、アメリカ、ハンガリー	128					
穀類及びその加工品	24	イタリア、ドイツ、イギリス	24					
野菜及びその加工品	59	アメリカ、イタリア、スペイン	59					
茶	8	アルバニア、インド	8					
きのこ及びその加工品	78	中国、フランス、イタリア	72	2	3		1	
果実及びその加工品	92	フランス、中国、スペイン、タイ	90	2				
ナッツ類	13	アメリカ、中国	13					
菓子	1	フランス	1					
その他	4	イタリア、トルコ	4					
合計	621		612	5	3	0	1	0

第3 輸入農産物の残留農薬検査結果

海外からの野菜、果実等の農産物の輸入量が増加している一方、消費者は輸入農産物に対して不安を感じており、これらに対する検査の充実が求められている。

東京都では、昭和63年度から都内に流通する輸入農産物及び市場に入荷する輸入農産物の残留農薬検査を行ってきたが、平成20年度の検査結果は以下のとおりであった。

なお、本集計は各事業所の実施事業のうち、輸入食品対策事業として実施した分を集計したものである。

1 実施期間

平成20年4月から平成21年3月まで

2 実施機関

健康安全研究センター及び市場衛生検査所

3 検査機関

健康安全研究センター及び市場衛生検査所

4 検査対象品目(表2-4-3)

野菜、果実、穀類、豆類及びこれらの加工品等127種類505品目について検査した。

生産国を地域別に見ると、アジア州が202品目

(40.0%)と最も多く、以下、北米州122品目(24.2%)、中南米州55品目(10.9%)、ヨーロッパ州45品目(8.9%)、大洋州43品目(8.5%)、アフリカ州22品目(4.4%)、中東州16品目(3.2%)であった。

また、生産国の上位10か国は、アメリカ(116品目)、中華人民共和国(113品目)、フィリピン(51品目)、オーストラリア(22品目)、ニュージーランド(21品目)、南アフリカ共和国(18品目)、チリ(15品目)、フランス(13品目)、オランダ(11品目)、トルコ(7品目)であった。

5 検査対象農薬(表2-4-4)

食品衛生法で定められた残留農薬基準、生産国における使用状況、残留基準などを勘案し、155種類の農薬から、生産地、農作物の種類に応じて選択し検査した。

6 検査結果

183検体(99品目)から33種類の農薬を検出し、きぬさや1検体から基準を超えるジフェノコナゾールを検出した。検出した農薬及び農産物は、表2-4-5及び表2-4-6のとおりであった。

表2-4-3 種類及び品目数

分類	種類数	品目数	種類【()内は品目数】
野菜	生鮮	42	174 アスパラガス(14)、エノビ(1)、インゲン(2)、エシャロット(1)、オクラ(5)、カボチャ(7)、キイチ(1)、キヌチエン(6)、クリ(1)、クワイ(2)、ゴボウ(2)、トイ(8)、オキインゲン(1)、シイタケ(7)、シトウ(1)、ショウガ(9)、スタックエントウ(1)、セイヨウゴボウ(1)、セロリ(2)、セロリアック(1)、タケノコ(1)、タマネギ(1)、チョリ(4)、ニンジン(3)、ニンニク(11)、ニンニクの芽(16)、ネギ(6)、パースニップ(1)、パプリカ(16)、ピーマン(2)、ブロッコリー(13)、ペコス(2)、ペビキヤロット(1)、ペビキコン(1)、ポイトアスパラガス(2)、マツタケ(5)、未成熟インゲン(1)、未成熟エントウ(3)、ルバーブ(1)、レッドカラント(1)、芽キャベツ(1)
	冷凍	13	22 アスパラガス(2)、インゲン(3)、エタマ(1)、オクラ(3)、キヌチ(1)、トイ(1)、シイタケ(1)、ソマメ(1)、タマネギ(1)、冬瓜(1)、ネギ(2)、ブロッコリー(2)、ホレン草(3)
	計	55	196
果実	生鮮	26	179 アボカド(8)、アメリカンチェリー(2)、イチゴ(4)、イチジク(1)、オレンジ(19)、オリーブ(3)、かき(1)、キウイ(6)、グレープフルーツ(26)、クレンソング(1)、クワ(3)、スイータイ(1)、チェリー(4)、パイナップル(11)、バナナ(32)、パセリ(2)、パイン(6)、ブドウ(3)、ブルーベリー(5)、マンゴ(16)、ミカン(1)、メロン(4)、ライチ(2)、ライム(3)、ラズベリー(1)、レモン(15)
	冷凍	3	5 イチゴ(1)、ライチ(2)、ブルーベリー(2)
	乾燥	13	23 アンス(2)、イチジク(2)、オレンジピール(1)、キウイフルーツ(1)、クレンソング(2)、ココナツ(1)、パイナップル(1)、ブルーベリー(2)、プルーン(3)、マンゴ(2)、メロン(1)、リンゴ(1)、レーズン(4)
	計	42	207
穀類及びその加工品	8	12	あわ(1)、きび(1)、穀類加工品(1)、小麦粉(1)、米(1)、麦芽(5)、ライ麦粉(1)、ライムライス(1)
豆類	6	17	ガハツソ(1)、キトニヒ(1)、コヒ豆(9)、大豆(4)、豆(1)、レンズ豆(1)
種実類	4	8	アモント(2)、カシューナツ(2)、クルミ(2)、ヒスチオ(2)
その他	12	65	菓子(1)、果実加工品(11)、クワ(3)、香辛料(4)、種実類加工品(3)、茶(7)、ナツ類加工品(1)、ルバーブ(16)、ヒスチオ(1)、豆類加工品(3)、野菜加工品(9)、リン(6)
合計	127	505	

表 2-4-4 検査対象農薬

分類	用途	農薬名
含ハロゲン系農薬 (16種類)	殺虫剤 (10種)	総BHC、総DDT、アルドリン及びディルドリン、エンドリン、クロルデン、クロルフェナビル、ジコホール、テフルトリン、プロモプロピレート、ヘプタクロル
	殺菌剤 (6種)	ジクロラン (CNA)、フサライド、プロシミドン、ピンクロブリン、ヘキサクロロベンゼン、クロロネブ
有機リン系農薬 (45種類)	殺虫剤 (40種)	EPN、アジンホスメチル、アセフェート、イソキサチオン、エチオン、エチルチオメトン、エトプロホス、エトリムホス、オメトエート、カズサホス、キナルホス、クロルピリホス、クロルピリホスメチル、総クロルフェンビンホス (CVP)、シアノホス、ジクロロボス (DDVP)、ジスルホトン、ジメチルピリンホス、ジメトエート、ダイアジノン、チオメトン、テルブホス、トリアゾホス、トリクロロホン、パラチオン、パラチオンメチル、ピリミホスメチル、フェニトロチオン、フェンチオン、フェントエート、プロチオホス、プロフェノホス、ホサロン、ホスチアゼート、ホスメット、マラチオン、メタミドホス、メチダチオン、イソカルボホス、ホレート
	殺菌剤 (3種)	エディフェンホス (EDDP)、トルクロホスメチル、イプロベンホス
	除草剤 (2種)	ブタミホス、ビペロホス
ピレスロイド系農薬 (13種類)	殺虫剤 (12種)	アクリナトリン、シベルメトリン、シハロトリン、シフルトリン、デルタメトリン及びトラロメトリン、ハルフェンブロックス、ピフェントリン、フェンバレレート、フェンプロバトリン、フルシトリネート、フルバリネート、ベルメトリン
	共力剤 (1種類)	ビペロニルプトキシド
カーバメート系農薬 (25種類)	殺虫剤 (23種)	アルジカルブ、イソプロカルブ、エチオフェンカルブ、カルボフラン、オキサミル、カルバリル、チオジカルブ及びメソミル、ピリミカーブ、フェノブカルブ、プロボキスル、ペンダイオカルブ、メチオカルブ、XMG、アミノカルブ、アルジカルブスルホキシド、アルドキシカルブ、キシリルカルブ、トリメタカルブ、プフェンカルブ、プロメカルブ、ベンフラカルブ、メトルカルブ、フェノチオカルブ
	殺菌剤 (1種)	ジエトフェンカルブ
	除草剤 (1種)	クロルプロファム
含窒素系農薬 (30種類)	殺虫剤 (4種)	デプフェンピラド、ピリダベン、ププロフェジン、ピリプロキシフェン
	殺菌剤 (13種)	オキサジキシル、クレソキシムメチル、ジフェノコナゾール、テトラコナゾール、テプロコナゾール、トリアジメノール、トリアジメホン、フェナリモル、フルトラニル、フルシラゾール、プロピコナゾール、メタラキシル、マイクロブタニル
	除草剤 (12種)	アラクロール、エスプロカルブ、シマジン、テニコロール、トリフルラリン、ブタクロール、プレチラクロール、ピリミノバックメチル、ペンディメタリン、メトラクロール、メフェナセツト、レナシル
	植物成長調整剤 (1種)	バクロブトラゾール
その他の農薬 (25種類)	殺虫剤 (2種)	クロルベンジレート、クロルフルアズロン
	殺菌剤 (11種)	イソプロチオラン、カプタホール、キャプタン、ヒ素、ピテルタノール、メプロニル、クロロタロニル (TPN)、フェンプロコナゾール、ボスカリド、ピリメタニル、ペナラキシル
	除草剤 (9種)	オキサジアゾン、クロメトキシニル、クロルニトロフェン、チオベンカーブ、アセトクロール、プロビザミド、プロメトリン、カルフェントラゾンエチル、オキシフルオロフェン
	防ばい剤 (3種)	イマザリル、オルトフェニルフェノール、チアベンダゾール
その他 (1種)	臭素	

表 2-4-5 検出農薬別検査結果 (その1)

分類	農薬名	農産物名	検出数	検出範囲ppm	参考〔残留基準値等〕
含ハロゲン系農薬	総DDT	茶	1	0.1	(不発酵茶) 0.2
有機リン系	アセフェート	インゲン	1	0.03	(花梗を除去したもの) 3.0
		キヌサヤ	1	0.05	(花梗を除去したもの) 3.0
	クロルピリホス	アスパラガス	1	0.02	5
		オレンジ	3	0.08~0.14	(ネーブルオレンジを含む) 1
		グレープフルーツ	2	0.05~0.08	1
		クワイ	1	0.03	(その他の野菜として) 0.5
		クランベリー	1	0.01	1.0
		スウィーティー	1	0.02	1
		バナナ	2	0.01~0.03	3
		レーズン	1	0.02	
		レモン	3	0.02~0.03	1
	ジメトエート	インゲン	1	0.08	1
		オレンジ	1	0.01	(ネーブルオレンジを含む) 2
		ブルーベリー	1	0.24	1
		マンゴー	2	0.03~0.06	1
	ピリミホスメチル	麦芽	2	0.02~0.03	
	フェンチオン	マンゴー	1	0.03	(種子を除去したもの) 5
	プロチオホス	グレープフルーツ	1	0.01	(果実全体) 0.1
	ホスメット	アズ	1	0.32	(花梗及び種子を除去したもの) 5
	メタミドホス	インゲン	1	0.02	0.5
		キヌサヤ	1	0.03	0.5
		ライチ	1	0.02	(その他の果実として) 0.1
	メチダチオン	オレンジ	3	0.08~0.1	5
		グレープフルーツ	1	0.02	5
		レモン	1	0.2	5
		マンゴー	1	0.09	0.2
		クレメンタイン	1	0.02	
ピレスロイド系	シハロトリン	茶	2	0.1	15
	シベルメトリン	インゲン	1	0.05	0.5
		ネギ	1	0.01	(外皮およびひげ根を除去したもの) 5.0
	ピフェントリン	茶	3	0.1~0.3	20
		イチゴ	1	0.02	0.2
	フェンバレレート	茶	2	0.1~0.2	1.0
	フェンプロバトリン	茶	1	0.1	25
ペルメトリン	オクラ	1	0.2	(へたを除去したもの) 3.0	
カーバメート系農薬	カルバリル	オレンジ	1	0.32	7
		ブルーベリー	1	0.02	(へたを除去したもの) 7

表 2-4-5 検出農薬別検査結果 (その2)

分類	農薬名	農産物名	検出数	検出範囲ppm	参考〔残留基準値等〕
含窒素系	テトラコナゾール	パプリカ	2	0.06、0.12	1
	ジフェノコナゾール	バナナ	1	0.05	(果柄部を除去したもの) 0.5
		キヌサヤ	1	0.03	
	テブコナゾール	アメリカンチェリー	1	0.08	(花梗及び種子を除去したもの) 5
		キヌサヤ	1	0.01	
		バナナ	1	0.02	(果柄部を除去したもの) 0.2
	テブフェンピラド	パプリカ	1	0.08	0.5
	トリアジメノール	パイナップル	1	0.09	(冠芽を除去したもの) 3
		インゲン	1	0.01	(花梗を除去したもの) 1
	トリアジメホン	パイナップル	1	0.04	(冠芽を除去したもの) 3
	ピリダベン	キヌサヤ	1	0.02	2.0
		パプリカ	1	0.02	(へたを除去したもの) 3.0
		未成熟エンドウ	1	0.01	(花梗部を除去したもの) 2.0
	プロロフェジン	パパイヤ	1	0.05	0.5
	プロピコナゾール	ブルーベリー	1	0.02	1
	ミクロブタニル	アメリカンチェリー	1	0.04	(果梗及び種子を除去したもの) 1.0
エダマメ		1	0.02	(花梗を除去したもの) 1.0	
キヌサヤ		1	0.02	1.0	
未成熟エンドウ		1	0.05	1	
臭素	アメリカンチェリー	アメリカンチェリー	2	6、7	(果梗及び種子を除去したもの) 20
		栗	1	1	(外果皮を除去したもの) 200
		イチゴ	1	15	(へたを除去したもの) 30
		イチジク	2	2、8	60
		オレンジ	4	1～11	(果実全体) 30
		薫子	1	2	
		クラッカー	3	2～3	
		グレープフルーツ	3	1～2	
		小麦粉	1	1	
		パイナップル	1	1	(冠芽を除去したもの) 20
		バナナ	5	1～2	(果柄部を除去したもの) 20
		パパイヤ	2	1～2	(果実全体) 30
		マンゴー	2	1～2	(果実全体) 30
		メロン	1	2	230
		ライ麦粉	1	1	
		リンゴ	1	3	(花おち、しん及び果梗の基部を除去したもの) 20
	レモン	1	6	(果実全体) 30	
	イマザリル	オレンジ	11	0.06～1.4	(果実全体) 5.0
		グレープフルーツ	17	0.06～2.4	(果実全体) 5.0
		スウィーティー	1	2.1	(果実全体) 5.0
		レモン	4	0.41～1.8	(果実全体) 5.0
	オルトフェニルフェノール	オレンジ	1	1.7	(果実全体) 10
		グレープフルーツ	9	0.04～2.1	(果実全体) 10
		スウィーティー	1	0.02	(果実全体) 10
	チアベンダゾール	オレンジ	11	0.22～1.5	(果実全体) 10
		グレープフルーツ	11	0.13～2.4	(果実全体) 10
		スウィーティー	1	1.5	(果実全体) 10
レモン		3	0.02～3.6	(果実全体) 10	
ピリメタニル	キヌサヤ	1	0.01	0.3	
	レモン	1	0.09	(果実全体) 15	
ボスカリド	イチゴ	2	0.04、0.08	(へたを除去したもの) 15	
	ブドウ	1	0.04	(果梗を除去したもの) 10	
	ブルーベリー	1	0.17	(へたを除去したもの) 3.5	
その他	臭素	アメリカンチェリー	2	6、7	(果梗及び種子を除去したもの) 20
		栗	1	1	(外果皮を除去したもの) 200
		イチゴ	1	15	(へたを除去したもの) 30
		イチジク	2	2、8	60
		オレンジ	4	1～11	(果実全体) 30
		薫子	1	2	
		クラッカー	3	2～3	
		グレープフルーツ	3	1～2	
		小麦粉	1	1	
		パイナップル	1	1	(冠芽を除去したもの) 20
		バナナ	5	1～2	(果柄部を除去したもの) 20
		パパイヤ	2	1～2	(果実全体) 30
		マンゴー	2	1～2	(果実全体) 30
		メロン	1	2	230
		ライ麦粉	1	1	
		リンゴ	1	3	(花おち、しん及び果梗の基部を除去したもの) 20
レモン	1	6	(果実全体) 30		

表 2-4-6 農産物別検出農薬 (その1)

種 別	農産物名	生産国名	検出農薬 (ppm)		実施者	
生鮮野菜	アスパラガス	タイ	クロルピリホス	0.02	市場衛生検査所	
	クワイ	中華人民共和国	クロルピリホス	0.03		
	オクラ	フィリピン	ベルメトリン	0.2		
	キヌサヤ	中華人民共和国		ピリダベン	0.02	健康安全研究センター
				マイクロブタニル	0.02	
		ベトナム		アセフエート	0.05	
				メタミドホス	0.03	
		ベトナム		ジフェノコナゾール	0.03	
				テブコナゾール	0.01	
	ピリメタニル	0.01				
	パプリカ	大韓民国		テブフェンピラド	0.08	
				ピリダベン	0.02	
		テトラコナゾール	0.08			
	大韓民国		テトラコナゾール	0.12		
	未成熟エンドウ	中華人民共和国		ピリダベン	0.01	
マイクロブタニル				0.05		
冷凍野菜	インゲン	中華人民共和国	ジメトエート	0.08		
			アセフエート	0.03		
			メタミドホス	0.02		
			シベルメトリン	0.05		
	タイ		トリアジメノール	0.01		
	エダマメ	中華人民共和国		マイクロブタニル	0.02	
ネギ	中華人民共和国		シベルメトリン	0.01		
生鮮果実	アメリカンチェリー	アメリカ	マイクロブタニル	0.06	市場衛生検査所	
			臭素	6		
	アメリカ	テブコナゾール	0.08			
	アメリカ	臭素	7			
	イチゴ	アメリカ	ボスカリド	0.08		
			臭素	15		
		アメリカ	ボスカリド	0.04		
	アメリカ		ピフエントリン	0.06		
	オレンジ	アメリカ		クロルピリホス	0.14	健康安全研究センター
				イマザリル	1.2	
				チアベンダゾール	1.3	
		アメリカ		イマザリル	0.56	
				チアベンダゾール	0.22	
		アメリカ		イマザリル	0.06	
				チアベンダゾール	0.89	
		アメリカ		カルバリル	0.32	
				イマザリル	1.3	
				チアベンダゾール	1.2	
アメリカ			イマザリル	0.71		
			チアベンダゾール	0.25		
アメリカ		イマザリル	1.2			
		チアベンダゾール	1.5			
チリ		クロルピリホス	0.08			
		イマザリル	0.9			
		チアベンダゾール	1.2			
チリ		臭素	11			
		クロルピリホス	0.08			
		イマザリル	0.48			
チアベンダゾール	0.18					

表 2-4-6 農産物別検出農薬 (その2)

種 別	農産物名	生産国名	検出農薬 (ppm)		実施者	
生鮮果実	オレンジ	オーストラリア	イマザリル	0.81	健康安全研究センター	
			チアベンダゾール	0.9		
		オーストラリア	メチダチオン	0.1		
			チアベンダゾール	0.26		
			臭素	1		
		オーストラリア	ジメトエート	0.01		
			イマザリル	0.2		
			オルトフェニルフェノール	1.7		
		オーストラリア	臭素	2		
			ジメトエート	0.08		
			イマザリル	1.4		
			チアベンダゾール	0.44		
		オーストラリア	臭素	1		
		オーストラリア	メチダチオン	0.08		市場衛生検査所
		グレープフルーツ	南アフリカ共和国	クロルピリホス		0.05
	スワジランド		メチダチオン	0.02	市場衛生検査所	
	アメリカ		イマザリル	1.1	健康安全研究センター	
			チアベンダゾール	1.6		
			オルトフェニルフェノール	0.13		
			臭素	2		
	アメリカ		イマザリル	1.9		
			チアベンダゾール	2.4		
			オルトフェニルフェノール	2.1		
	アメリカ		イマザリル	0.68		
			チアベンダゾール	0.13		
			オルトフェニルフェノール	0.24		
	アメリカ		イマザリル	1.7		
			チアベンダゾール	1.1		
			オルトフェニルフェノール	0.77		
			臭素	1		
	アメリカ		イマザリル	0.07		
			チアベンダゾール	0.56		
オルトフェニルフェノール			0.6			
アメリカ	イマザリル		0.41			
	チアベンダゾール	0.05				
	オルトフェニルフェノール	0.25				
アメリカ	イマザリル	1.8				
	チアベンダゾール	0.27				
	オルトフェニルフェノール	0.06				
アメリカ	チアベンダゾール	0.8				
	オルトフェニルフェノール	0.58				
アメリカ	クロルピリホス	0.08				
	チアベンダゾール	0.42				
	オルトフェニルフェノール	0.04				
南アフリカ共和国	チアベンダゾール (TBZ)	0.24				
南アフリカ共和国	イマザリル	2				
南アフリカ共和国	イマザリル	2.4				
南アフリカ共和国	イマザリル	2.2				
南アフリカ共和国	イマザリル	1.6				

表 2-4-6 農産物別検出農薬 (その3)

種 別	農産物名	生産国名	検出農薬 (ppm)		実施者	
生鮮果実	グレープ フルーツ (全果)	アメリカ	イマザリル	1.8	健康安全研究センター	
		南アフリカ 共和国	イマザリル	0.55		
			チアベンダゾール	1.8		
		南アフリカ 共和国	イマザリル	1.5		
			プロチオホス	0.01		
		南アフリカ 共和国	臭素	1		
		グレープ フルーツ (果肉)	アメリカ	イマザリル		0.26
			南アフリカ 共和国	イマザリル		0.06
	南アフリカ 共和国		イマザリル	0.3		
	クレメンタイ ン	南アフリカ 共和国	メチダチオン	0.02		市場衛生検査所
	スウィー ティ	イスラエル	クロルピリホス	0.02		健康安全研究センター
			イマザリル	2.1		
			オルトフェニルフェノール	1.5		
			チアベンダゾール	0.02		
	パイナップル	フィリピン	トリアジメノール	0.09		
			トリアジメホン	0.04		
			臭素	1		
	バナナ (全果)	ペルー	臭素	2		
		フィリピン	臭素	1		
		フィリピン	臭素	1		
		フィリピン	臭素	1		
		フィリピン	臭素	2		
		フィリピン	クロルピリホス	0.01		
		フィリピン	クロルピリホス	0.03		
		フィリピン	テブコナゾール	0.02		
		台湾	ジフェノコナゾール	0.05		
	パパイヤ	アメリカ	臭素	1	健康安全研究センター	
		アメリカ	臭素	2		
		アメリカ	ブプロフェジン	0.05		
	ブドウ	アメリカ	ボスカリド	0.04		
ブルーベリー	オーストラ リア	ジメトエート	0.24			
		プロピコナゾール	0.02			
マンゴー	オーストラ リア	メチダチオン	0.09	市場衛生検査所		
		ジメトエート	0.06			
	台湾	フェンチオン	0.03	健康安全研究センター		
	フィリピン	臭素	2			
タイ	臭素	1				
オーストラ リア	ジメトエート	0.03				
メロン	アメリカ	臭素	2	健康安全研究センター		
レモン	チリ	クロルピリホス	0.03			
	オーストラ リア	メチダチオン	0.20			
		アメリカ	イマザリル		0.72	
	アメリカ	チアベンダゾール	0.04			
		チアベンダゾール	3.6			
	チリ	イマザリル	0.77			
チアベンダゾール		0.02				
チリ	クロルピリホス	0.02				
	イマザリル	0.41				
	臭素	6				
レモン (全果)	オーストラ リア	ピリメタニル	0.09			
	チリ	クロルピリホス	0.02			
		イマザリル	1.8			

表 2-4-6 農産物別検出農薬 (その4)

種 別	農産物名	生産国名	検出農薬 (ppm)		実施者
乾燥果実	乾燥果実 (あんず)	トルコ	ホスメット	0.32	健康安全研究センター
	乾燥果実 (いちじく)	トルコ	臭素	2	
		ドイツ	臭素	8	
	乾燥果実 (クランベリー)	アメリカ	クロルピリホス	0.01	
	乾燥果実 (ブルーベリー)	アメリカ	カルバリル	0.02	
	乾燥果実 (リンゴ)	アメリカ	臭素	3	
乾燥果実 (レーズン)	トルコ	シベルメトリン	0.02		
冷凍果実	冷凍果実 (ブルーベリー)	カナダ	ボスカリド	0.17	
	冷凍果実 (ライチ)	中華人民共和国	メタミドホス	0.02	
穀類及び その加工品	あわ	中華人民共和国	臭素	1	
	小麦粉	アメリカ	臭素	1	
	麦芽	フランス	ピリミホスメチル	0.03	
		フランス	ピリミホスメチル	0.02	
ライ麦粉	ドイツ	臭素	1		
その他	菓子	イギリス	臭素	2	
		アメリカ	臭素	3	
	クラッカー	ノルウェー	臭素	2	
		イギリス	臭素	2	
	茶 (紅茶)	インド	総DDT	0.1	
	茶 (ジャスミン茶)	中華人民共和国	シベルメトリン	0.1	
			ピフェントリン	0.1	
	茶 (鉄観音茶)	中華人民共和国	シベルメトリン	0.3	
			ピフェントリン	0.1	
			フェンバレレート	0.2	
			フェンプロパトリン	0.1	
			シハロトリン	0.1	
	茶 (烏龍茶)	中華人民共和国	シベルメトリン	0.3	
			ピフェントリン	0.1	
フェンバレレート			0.1		
シハロトリン			0.1		

第4 遺伝子組換え食品の検査結果について

遺伝子組換え食品については、平成13年4月から食品衛生法に基づく規格基準が制定され、表示も義務化された。

都は、平成13年度から遺伝子組換え食品の検査を実施しているが、平成20年度の実施結果は以下のとおりである。

1 検査対象食品

(1) 食品衛生法に基づく定性検査*¹

米加工品（ピーフン、上新粉等）、とうもろこし及びその加工品（コーンフラワー、コーングリッツ、コーンミール、菓子等）、パパイア

(2) 食品衛生法に基づく定量検査*²

大豆、とうもろこし及びその加工品（コーングリッツ、コーンミール）

(3) JAS法に基づく定性検査及び定量検査*³

第2章第8節第3「遺伝子組換え食品の表示検証」を参照

*1 安全性未審査の遺伝子組換え食品

米（Bt米）、とうもろこし（スターリンク CBH351）及びパパイア（55-1）が含まれているかどうかを確認するための検査

*2 安全性審査済みの遺伝子組換え食品の含有量を確認し、表示が適正に行われているかどうかを確認するための検査

*3 食品に遺伝子組換え食品が含まれているか（定性試験）、含まれている場合にはその含有量を確認し、表示が適正に行われているかどうかを確認するための検査

2 立入施設

食品製造施設、スーパー及びデパート等

3 実施機関

都保健所、健康安全研究センター広域監視部・多摩支所及び市場衛生検査所

4 検査機関

健康安全研究センター

5 実施期間

平成20年4月から平成21年3月

6 実施結果

(1) 食品衛生法に基づく定性検査（表2-4-7）

食品衛生法に基づく定性試験を行った97検体のうち米加工品3検体、菓子1検体は、加工度合いが高い、あるいは残存遺伝子の変性度合いが高いため、定性検査不能であったが、検査可能な93検体からは、安全性未審査の遺伝子組換え食品は検出しなかった。

(2) 食品衛生法に基づく定量検査（表2-4-8）

食品衛生法に基づく定量検査を行った、大豆、とうもろこし及びその加工品（コーングリッツ、コーンミール等）127検体のうち、9検体から遺伝子組換え食品に含まれる遺伝子を検出した。

これらについては、分別生産流通管理（IPハンドリング*⁴）が適切に実施されており、5%以下の含有量で表示上の義務はなく、問題はなかった。

*4 IPハンドリング…遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を生産・流通及び加工の各段階で混入が起らないよう管理し、そのことが書類などにより証明されていること。なお、IPハンドリングが適切に行われた場合でも、意図せざる混入は避けられないため、含有量が5%以下の場合には表示義務が生じない。

表 2-4-7 食品衛生法に基づく定性検査結果

対象品目		検体数	検査結果		
			検出せず	検出	検査不能*1
米加工品	ビーフン	6	4		2
	米粉	8	8		
	ライスペーパー	3	2		1
	切りもち	1	1		
	米菓	2	2		
	米デンプン	1	1		
	小計	21	18	0	3
とうもろこし		6	6	0	0
とうもろこし加工品	コーンフラワー	4	4		
	コーンミール	1	1		
	コーングリッツ	6	3		
	スイートコーン	19	19		
	スープ	5	5		
	ヤングコーン	1	1		
	菓子	16	15		1
	シリアル加工品	1	1		
	冷凍コーン	1	1		
	小計	54	51	0	1
パパイヤ		16	16	0	0
合計		97	93	0	4

表 2-4-8 食品衛生法に基づく定量検査

対象品目		検体数	検査結果			
			検出せず	5%未満の検出	5%以上の検出	検査不能
農産物	大豆	54	53	1	0	0
	とうもろこし	9	9	0	0	0
	農産物合計	63	62	1	0	0
とうもろこし加工品	コーンフラワー	4	0	4	0	0
	コーンミール	1	0	1	0	0
	コーングリッツ	6	3	3	0	0
	スイートコーン	19	19	0	0	0
	スープ	5	5	0	0	0
	ヤングコーン	1	1	0	0	0
	菓子	16	16	0	0	0
	シリアル加工品	1	1	0	0	0
	冷凍コーン	1	1	0	0	0
	加工品合計	54	46	8	0	0
総計		127	118	9	0	0

第5 平成19年度都、特別区及び八王子市による輸入食品監視結果まとめ

表2-4-9 輸入食品監視結果（平成20年度）

食品分類	検査 検体数	違反 検体数	違反率 (%)	食品衛生法違反の主な内容				
				品名	原産国	違反 条文	違反内容	残品の 措置
魚 介 類	1,292	1	0.08					
無 加 熱 摂 取 冷 凍 食 品	394	1	0.25	冷凍食品	フランス	19条 2項	表示にないエリソルピ ン酸を検出	違反通報
加熱後摂取凍結前 加熱冷凍食品	211	0	0					
加熱後摂取凍結前 未加熱冷凍食品	871	0	0					
生食用冷凍鮮魚介類	123	0	0					
魚 介 加 工 品	455	0	0					
肉・卵類及び その加工品	7,018	0	0					
乳・乳製品	599	0	0					
乳類加工品	7	0	0					
アイスクリーム類・ 氷 菓	0	0	0					
穀類及びその加工品	639	4	0.63					
野菜類・果実及び その加工品	7,486	10	0.13	未成熟 エンドウ	ベトナム	11条 3項	基準値を超えるジフェ ノコナゾールを検出	違反通報
菓 子 類	1,213	6	0.49	ガム	韓国	19条 2項	表示にないアセスル ファミンKを検出	違反通報
清 涼 飲 料 水	187	0	0					
酒 精 飲 料	86	1	1.16	果実酒	フランス	19条 2項	表示にない食用赤色 40 号を検出	答申書及び 始末書徴収
氷 雪	0	0	0					
水	3	0	0					
缶 詰 ・ び ん 詰	209	2	0.96	缶詰	イタリア	19条 2項	表示にない食用青色1号 を検出	報告書徴収
調 味 料	780	4	0.51	ソース類	タイ	19条 2項	表示にないアセスル ファミンKを検出	違反通報
そうざい類及び その半製品	50	0	0					
上記以外の食品	832	1	0.12	緑豆スープ	台湾	19条 2項	表示にないエリソルピ ン酸を検出	違反通報
化学的合成品及び その製剤	0	0	0					
その他の添加物	12	0	0					
器具及び容器包装	266	0	0					
お も ち ゃ	31	0	0					
合 計	22,764	30	0.13					

第5節 牛乳衛生

第1 乳処理場の衛生

都内には、特別区に2施設、多摩地域に7施設及び島しょ地域に2施設の乳処理場がある。それぞれ、特別区及び多摩地域においては健康安全研究センターハサップ指導係及び管轄保健所が、島しょ地域においては島しょ

保健所が、生乳及び製品の検査並びに監視指導を行っている。都内の乳処理場における牛乳等の生産量については、表2-5-1のとおりである。

表2-5-1 牛乳等の生産量 (単位/k0)

(平成20年度)

種類別	特別牛乳	牛乳	低脂肪牛乳	加工乳	その他の乳
生産量	-	65,605	15,315	-	9,812

第2 健康安全研究センターハサップ指導係

健康安全研究センターハサップ指導係では、乳処理施設や乳製品製造工場について、生乳及び製品の検査並びに監視指導を行っている。

行うほか、承認したマニュアルの履行状況を詳細に確認するため外部検証を行っている。

また、厚生労働大臣による総合衛生管理製造過程の承認を得ている施設に対しては、監視に際して指導助言を

平成20年度における総合衛生管理製造過程承認状況は、表2-5-2のとおりである。また、検査については、表2-5-3及び表2-5-4のとおりである。

表2-5-2 都内乳処理場総合衛生管理製造過程承認状況

(平成21年3月末現在)

品目	牛乳	乳飲料	発酵乳	乳酸菌飲料	脱脂乳	アイスクリーム
承認数	5	3	1	3	2	1

表2-5-3 牛乳等の成分規格等検査 (健康安全研究センター搬入分)

(平成20年度)

	総数			乳処理場等の監視			乳製品製造業の特別監視		
	品目数	検体数	規格違反	品目数	検体数	規格違反	品目数	検体数	規格違反
合計	688	3,979	0	586	3,669	0	41	135	0
生乳	38	458	0	38	458	0			
牛乳	152	889	0	152	889	0			
低脂肪牛乳	32	156	0	32	156	0			
加工乳									
クリーム	16	66	0	16	66	0			
乳飲料	75	387	0	75	387	0			
アイスクリーム類	13	117	0	13	117	0			
ナチュラルチーズ	1	1	0	1	1	0			
プロセスチーズ	1	1	0	1	1	0			
発酵乳	52	225	0	52	225	0			
乳酸菌飲料	13	87	0	13	87	0			
乳主原	25	105	0	25	105	0			
氷菓	1	9	0	1	9	0			
清涼飲料水	157	1,050	0	157	1,050	0			
菓子類	10	118	0	10	118	0			
その他	41	135	0				41	135	0
小計	589	3,346	0	548	3,211	0	41	135	0
その他									
容器包装	28	81	0						
その他	33	94	0						
小計	61	175	0						

表 2-5-4 牛乳等の特殊検査等（ハサップ指導係実施分）

（平成 20 年度）

	総数		特殊検査						その他の検査		
			増菌検査			保存検査					
	品目数	検体数	品目数	検体数	陽性数	品目数	検体数	陽性数	品目数	検体数	
合計	418	1,866	156	616	0	184	988	0	78	262	
生乳	12	44	4	8	0	4	20	0	4	16	
製品	牛乳	151	801	45	179	0	59	424	0	47	198
	低脂肪牛乳	30	127	12	40	0	12	60	0	6	27
	加工乳										
	クリーム	10	45	5	20	0	5	25	0		
	乳飲料	50	225	25	100	0	25	125	0		
	アイスクリーム類										
	チーズ										
	発酵乳	25	103	1	4	0	24	99	0		
	乳酸菌飲料	7	29	1	4	0	6	25	0		
	乳主原	14	63	7	28	0	7	35	0		
	氷菓										
	清涼飲料水	96	398	56	233	0	40	165	0		
	菓子類	2	10				2	10	0		
	その他										
	小計	385	1,801	152	608	0	180	968	0	53	225
その他	21	21							21	21	

第3 生乳の残留農薬検査及び抗生物質等検査

牛乳の衛生確保のため、生乳の農薬及び抗生物質等の検査を実施している。

平成 20 年度の検査結果は、表 2-5-5 のとおりである。

表 2-5-5 生乳における農薬及び抗生物質等の検査結果

項目名	平成 20 年度			基準値 (ppm)	
	検体数	検出数	違反数		
農薬	γ-BHC	20	0	0	0.01
	総 DDT* ¹	20	0	0	0.02
	アルドリン及びディルドリン	20	0	0	0.006
	エンドリン	20	0	0	0.005
	クロルデン	20	0	0	0.002
	ヘプタクロル	20	0	0	0.006
	ヘキサクロロベンゼン	20	0	0	0.01
	クロルピリホス	20	0	0	0.02
抗生物質等	オキシテトラサイクリン、 クロルテトラサイクリン及び テトラサイクリン* ²	30	0	0	0.1
	スピラマイシン	30	0	0	0.2
	チアベンダゾール及び 5-ヒドロキシチアベンダゾール	30	0	0	0.10
	ベンジルペニシリン* ²	30	0	0	0.004
	スルファジミジン* ²	30	0	0	0.025
	シロマジン	30	0	0	0.01

※1 p, p'-DDE、p, p'-DDD、p, p'-DDT、o, p'-DDT の総和

※2 簡易法にて実施

第6節 農畜水産食品衛生

第1 と畜場及び食肉衛生検査所

食肉衛生検査所は、昭和32年に設置され、現在、芝浦食肉衛生検査所が都内4と畜場（うち、島しょ3施設）を所管している。

ここでは、と畜検査員が食用を目的に搬入される獣畜について、1頭ずつ生体検査及び解体後の検査を実施し、更に必要に応じて精密検査を行って、と畜場法に基づく食用適否の判定をし、安全な食肉の供給に努めている。また、と畜場施設の衛生保持、食品衛生法に基づく移入枝肉の検査やと畜場内での食肉の取扱い、食肉関係営業施設、食肉輸送車等の監視・指導を行っている。

なお、島しょにおいては、新島、三宅島及び八丈島の各島に3と畜場があり、島しょ保健所の兼務と畜検査員が同様の業務を行っている。

平成20年度におけると畜検査数は表2-6-1のとおりで、これらのうち検査の結果、異常を認め処分した頭数は表2-6-2のとおりである。

平成13年10月18日からは、と畜解体されるすべての牛について牛海綿状脳症（BSE）のスクリーニング検査を実施してきた。省令の改正により平成17年8月1日からスクリーニング検査の対象月齢が21カ月齢以上とされたが、都では引き続き21カ月齢に満たない牛も含めたすべての牛を対象としてスクリーニング検査を実施している。

また、省令の改正により平成17年10月1日からは、12ヶ月齢以上のめん羊及び山羊について伝達性海綿状脳症（TSE）のスクリーニング検査を実施している。

第2 市場衛生検査所

市場衛生検査所は、昭和29年に設置され、現在、築地市場内の本所のほかに2出張所を設け、特別区内の中央卸売市場（9市場1分場）及び、地方卸売市場（1市場）を所管している。

ここでは、各卸売市場に常時入荷する生鮮食品はもとより、種々の食品の検査及びせり売り営業を始めとする市場内のすべての業態について監視・指導を行っている。平成19年度における業務の概要は表2-6-3、表2-6-4及び表2-6-5のとおりである。

なお、多摩地域の市場の監視・指導については、平成15年度から健康安全研究センターが行っている。

第3 ふぐ

ふぐの取扱いについては、全国の道府県に先駆けて、昭和24年に「ふぐ取扱業等取締条例」を制定して、ふぐ調理師試験による免許制度及び認証制度を定めて指導・取締りを行っている。

昭和58年12月の厚生省（現厚生労働省）通達「ふぐの衛生確保について」を受け、ふぐ加工製品の流通の多様化に対応するために、昭和61年3月に条例を全部改正し、「東京都ふぐの取扱い規制条例」として同年7月に施行した。

その後、平成13年3月に条例を一部改正し、同年4月から一部自治体のふぐ調理師に係る資格を受け入れることとした。

平成20年度のふぐ調理師試験及び免許証の交付状況等は次のとおりである。

[平成20年度ふぐ調理師試験及び免許証の交付状況]

試験日時	学科試験 8月2日 実技試験 8月4日から8月8日まで
受験申込み者数	769名
合格者数	472名
合格率	61.4%
免許証交付数	567名

(条例制定以来平成20年度末までの免許証交付数19,083件)

表 2-6-1 と畜検査頭数の推移及び平成 20 年度と畜場別と畜検査頭数

畜種	総数	牛	馬	こ牛	豚	めん羊	山羊
平成 13 年度	354, 139	73, 860	61	26	280, 148	10	34
平成 14 年度	380, 146	80, 592	63	34	299, 415	-	42
平成 15 年度	379, 843	86, 379	61	28	293, 319	8	48
平成 16 年度	358, 012	85, 289	58	53	272, 573	-	39
平成 17 年度	374, 436	95, 596	59	34	278, 705	-	42
平成 18 年度	363, 193	95, 050	55	26	268, 019	-	43
平成 19 年度	301, 280	93, 966	-	1	207, 281	-	32
平成 20 年度	303, 939	92, 570	-	2	211, 311	-	56
平成 20 年 度と畜 場別内 訳	芝 浦	303, 828	92, 564	-	1	211, 263	-
	新 島	48	-	-	48	-	-
	三宅島	-	-	-	-	-	-
	八丈島	63	6	-	1	-	56

* : 八王子支所は平成 19 年 4 月 1 日から八王子市へ移管。

表 2-6-2 平成 20 年度と畜検査数及び分類数

畜種	検査頭数	処分内容	病名 ／ 処分実頭数	疾病別頭数																							合計		
				細菌病								ウイルス リケッチ ア病	原虫病	寄生虫病	その他の疾病														
				炭 疽	豚 丹 毒	サル モネ ラ症	結 核 病	ブル セラ 病	破 傷 風	放 線 菌 病	そ の 他	豚 コ レ ラ	そ の 他	ト キ ソ プ ラ ズ マ 病	そ の 他	の う 虫 病	ジ ス ト マ 病	そ の 他	膿 毒 症	敗 血 症	尿 毒 症	黄 疸	水 腫	腫 瘍	中 毒 諸 症	炎 症 又 は 炎 症 産 物 に よ る 汚 染		変 性 又 は 萎 縮	そ の 他
牛	92,570	とさつ禁止	-	-	*	-	-	-	-	*	-	*	-	-	-	*	-	-	-	-	-	-	-	*	*	-	-		
		全部廃棄	44	-	*	-	-	-	-	-	-	*	-	-	-	-	-	-	2	11	6	4	-	-	-	-	21	44	
		一部廃棄	67,984	*	*	*	-	-	*	92	-	*	-	*	-	-	91	8	*	*	*	-	3,684	10	*	67,582	37,021	1,966	110,454
こ牛	2	とさつ禁止	-	-	*	-	-	-	-	*	-	*	-	-	-	*	-	-	-	-	-	-	-	*	*	-	-		
		全部廃棄	-	-	*	-	-	-	-	-	-	*	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		一部廃棄	-	*	*	*	-	-	*	-	-	*	-	*	-	-	-	*	*	*	-	-	-	*	-	-	-	-	-
馬	-	とさつ禁止	-	-	*	-	-	*	-	*	-	*	-	-	-	*	-	-	-	-	-	-	-	*	*	-	-		
		全部廃棄	-	-	*	-	-	*	-	-	-	*	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		一部廃棄	-	*	*	*	-	-	*	*	-	*	-	*	-	-	-	*	*	*	-	-	-	*	-	-	-	-	-
豚	211,311	とさつ禁止	7	-	7	-	-	-	-	*	-	-	-	-	-	*	-	-	-	-	-	-	-	*	*	-	7		
		全部廃棄	187	-	9	42	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	54	54	18	1	2	4	-	-	-	2	187	
		一部廃棄	142,906	*	*	*	-	-	*	-	-	*	-	*	-	-	1	*	*	*	-	295	22	*	141,476	3,856	1,446	147,096	
めん羊	-	とさつ禁止	-	-	*	-	-	-	-	*	-	*	-	-	-	*	-	-	-	-	-	-	-	*	*	-	-		
		全部廃棄	-	-	*	-	-	-	-	-	-	*	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		一部廃棄	-	*	*	*	-	-	*	-	-	*	-	*	-	-	-	*	*	*	-	-	-	*	-	-	-	-	-
山羊	56	とさつ禁止	-	-	*	-	-	-	-	*	-	*	-	-	-	*	-	-	-	-	-	-	-	*	*	-	-		
		全部廃棄	-	-	*	-	-	-	-	-	-	*	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		一部廃棄	5	*	*	*	-	-	*	-	-	*	-	*	-	-	-	*	*	*	-	-	-	*	-	5	-	5	
合計	303,939	とさつ禁止	7	-	7	-	-	-	-	*	-	-	-	-	-	*	-	-	-	-	-	-	-	*	*	-	7		
		全部廃棄	231	-	9	42	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	54	56	29	7	6	4	-	-	-	23	231	
		一部廃棄	210,895	*	*	*	-	-	*	92	-	*	-	*	-	-	91	9	*	*	*	-	3,979	32	*	209,058	40,822	3,412	257,555

*：畜種が特定される疾病又は処分内容が法令に定められているため、当該欄に計上されないもの

表 2-6-3 市場衛生検査所・事業所別実績 (平成 20 年度)

区分	市場内監視指導		食品等の検査成績及び措置				
	対象業態数	監視指導件数	検査検体数	不良検体数	行政処分		措置数
					件数	廃棄重量(kg)	
合計	2,787	155,828	5,608	435	2	-	447
築地	1,696	108,189	2,845	256	1	-	259
大田	641	31,161	1,434	127	1	-	127
足立	450	16,478	1,329	52	0	-	61

区分	検査			普及啓発		食中毒 関連調査	苦情・相 談	表示違 反(件)
	検査件数	内 訳		回数	人数			
		理化学的試験	生物学的試験					
合計	54,983	25,210	29,773	211	7,365	16	830	1,013
築地	25,732	9,359	16,373	78	3,552	15	685	684
大田	17,492	9,990	7,502	63	1,549	0	118	246
足立	11,759	5,861	5,898	70	2,264	1	27	83

*大田出張所は、大田市場、葛西市場、世田谷市場及び淀橋市場松原分場の監視指導を行っている。

また、足立出張所は、足立市場、豊島市場、淀橋市場、北足立市場、板橋市場、練馬青果地方卸売市場の監視指導を行っている。

表 2-6-4 検査対象品目別検査数

(平成 20 年度)

検査項目等	検査対象	総数	魚介類	魚介類 加工品	青果物	乳肉製品	その他	
検 査 体 数		5,608	1,850	606	641	192	2,319	
検 査 件 数		54,983	11,170	7,100	16,219	387	20,107	
生物学的検査	細菌数	3,672	784	499	201	8	2,180	
	大腸菌群	3,455	632	500	169	8	2,146	
	大腸菌	3,576	694	482	218	8	2,174	
	黄色ブドウ球菌	3,622	716	493	229	8	2,176	
	腸炎ビブリオ	2,772	840	313	28	0	1,591	
	その他ビブリオ	4,313	1,503	469	50	0	2,291	
	サルモネラ	3,868	710	482	218	293	2,165	
	セレウス菌	3,579	710	482	218	8	2,161	
	0 1 5 7	456	144	140	115	0	57	
	ノロウイルス	208	208	0	0	0	0	
	抗菌性物質	60	60	0	0	0	0	
	寄生虫・寄生虫卵	0	0	0	0	0	0	
	T.T.C.テスト	145	145	0	0	0	0	
	その他	47	47	0	0	0	0	
小 計		29,773	7,193	3,860	1,446	333	16,941	
理科学的検査	保存料	4,779	1,117	1271	914	26	1,451	
	殺菌料	99	0	99	0	0	0	
	漂白剤	577	2	244	173	4	154	
	着色料	2,516	32	948	652	16	868	
	甘味料	1,391	264	397	301	8	421	
	発色剤	72	0	70	0	0	2	
	リン酸	46	0	0	46	0	0	
	防カビ剤	296	0	0	268	0	28	
	残留農薬	11,077	80	0	10,811	0	186	
	P C B	195	195	0	0	0	0	
	重金属	水銀	549	549	0	0	0	0
		その他	191	0	0	191	0	0
	放射能	256	122	3	125	0	6	
	硝酸・亜硝酸	96	0	0	96	0	0	
	抗菌性物質	1,424	1,410	0	0	0	14	
その他	1,646	206	208	1,196	0	36		
小 計		25,210	3,977	3,240	14,773	54	3,166	

表 2-6-5 検査対象品目別、検査の結果に基づく行政処分及び措置

(平成 20 年度)

検査項目等		検査対象	総数	魚介類	魚介類加工品	青果物	乳肉製品	その他
検査	検 体 数		5,608	1,850	606	641	192	2,319
	検 査 件 数		54,983	11,170	7,100	16,219	387	20,107
	不 良 検 体 数		435	59	43	42	0	291
行政処分件数	営 業 禁 止		1	-	1	-	-	-
	販 売 禁 止		1	-	-	1	-	-
	廃 棄		-	-	-	-	-	-
	そ の 他		-	-	-	-	-	-
	数 量 (kg)		-	-	-	-	-	-
廃棄数量	命令に基づく廃棄		-	-	-	-	-	-
	命令廃棄数量(kg)		-	-	-	-	-	-
	任 意 廃 棄		1	1	-	-	-	-
	任意廃棄数量(kg)		90	90	-	-	-	-
措置件数	注 意 ・ 指 導		409	50	34	40	0	285
	始 末 書		-	-	-	-	-	-
	返 品		1	-	-	1	-	-
	違 反 通 報 等		31	10	5	1	-	15

第4 食鳥検査

食鳥肉に起因する衛生上の危害発生を防止するため、平成3年度に「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」が施行され、平成4年度から食鳥検査が開始された。同法では、食鳥処理事業を許可制として、食鳥の処理について必要な規制を行うこと、1羽ごとの検査制度を設けて疾病り患食鳥を排除することを柱としている。

現在都内には、食鳥検査の対象施設（年間処理羽数が30万羽を超える処理場）はない。食鳥検査を受ける義務が免除されている認定小規模食鳥処理場（同30万羽以下）が454施設あり（うち、東京都が管轄するのは53施設）、食鳥とたいから内臓を摘出するなど、年間約21万羽の食鳥処理が行われている。

これらの食鳥処理場では、一定の資格を有する食鳥処理衛生管理者を配置し、法の基準に基づく食鳥の異常の有無の確認、異常のある食鳥肉の排除及び食鳥処理等の衛生管理を行っている。

東京都では、保健所に所属する食鳥検査員が各食鳥処理場に立ち入り、食鳥処理衛生管理者による異常食鳥肉

の排除等が適正に実施されるように、監視指導及び必要な技術的助言を行っている。また、食鳥肉の安全を確認する目的で、抗菌性物質や農薬の残留等について収去検査を実施している。

平成20年度における食鳥の処理羽数及び廃棄状況は表2-6-6のとおり、食鳥処理関係施設数及び監視指導数は表2-6-7のとおり、食鳥肉の収去検査実績は表2-6-8のとおりである。

表2-6-6 食鳥の処理羽数及び廃棄状況（平成20年度）

処理羽数		212,130	
基準適合羽数		211,791	
基準不適合羽数 (廃棄羽数の合計)		全部廃棄	0
		一部廃棄	339
		小計	339
理由内訳 基準不適合	生体の基準	廃棄	0
	体表の基準	全部廃棄	0
		一部廃棄	10
	体壁内側の基準	廃棄	0
内臓の基準	当該臓器廃棄	285	
	内臓全部廃棄	44	

表2-6-7 食鳥処理関係施設数及び監視指導数（平成20年度）

保健所名 事業所名	食鳥処理場			届出食肉販売業者	
	施設数	食鳥処理 衛生管理者数	監視指導数	施設数	監視指導数
西多摩	6	6	2	0	-
南多摩	5	5	8	0	-
町田	0	0	0	1	1
多摩立川	6	6	27	1	6
多摩府中	16	24	69	6	28
多摩小平	15	19	39	0	-
島しょ	5	6	5	0	-
健康安全研究センター	(2)	(2)	53	(2)	0
東京都計	53	66	203	8	35
《参考》特別区計	398	-	868	51	120
《参考》八王子市	3	-	11	0	-

注 () 内の数字は再掲

(施設数、食鳥処理衛生管理者数は平成21年3月末現在)

表2-6-8 食鳥肉の収去検査実績（平成20年度）

	細菌	抗菌性物質	農薬	内寄生虫用剤・殺虫剤
検体数	123	170	23	96
検査項目数	482	1,334	184	192

第7節 食品汚染対策

魚介類等の水銀、各種食品のPCB及び魚介類等のビストリブチルスズオキシド(TBTO)等の環境汚染物質の調査を前年度に引き続き実施した。結果は次のとおりである。

第1 魚介類等の水銀汚染調査結果

魚介類中に蓄積された有機水銀による健康障害、いわゆる水俣病が明らかになり、大きな社会問題となった。このため国は、昭和48年「魚介類の暫定的規制値」を定め、暫定的規制値の定められた魚介類等の検査の強化など、その運用について通知した。都は、本通知に基づき、同年から魚介類等の汚染実態の調査を開始した。

一方、魚介類は、自然界に存在する水銀を食物連鎖の過程で体内に蓄積するため、特定の地域等にかかわりなく、一部の魚介類については水銀濃度が他の魚介類と比較して高いものも見受けられる。

都は、都民の食生活の安全確保のため、食物連鎖による水銀含有等も含め、都内流通魚介類の水銀含有の実態について、継続してモニタリング調査を行い、汚染食品の流通防止を図っている。

1 実施期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

2 実施対象

中央卸売市場に入荷する魚介類及び市販されている各種食品

3 実施機関

- (1) 健康安全研究センター
- (2) 市場衛生検査所

4 調査結果

(1) 魚介類の水銀汚染

ア 調査対象魚介類等の内訳(表2-7-1)

イ 検査結果

総水銀については、合計442検体を調査した結果、最大値1.93ppm、最小値検出限界未満であった。また、メチル水銀については、68検体について調査を行い、その結果は、最大値1.52ppm、最小値0.07ppmであった(表2-7-2)。平成20年度の調査において、都内に流通していた規制対象魚のうち暫定的規制値総水銀0.4ppmを超え、かつメチル水銀0.3ppmを超えた検体は、クロムツ2検体、ブリ1検体、アカカマス1検体であった。また、東京都が自主規制を行っている魚種について、暫定的規制値総水銀0.4ppmを超え、かつメチル水銀0.3ppmを超えた検体は、スズキ1検体、クロムツ2検体、ユメカサゴ3検体であった。

表2-7-1 調査対象魚介類等の内訳(平成20年度)

内訳		魚種数	検体数
魚介類	魚類等	110	362
	貝	19	60
	小計	129	422
その他	魚介類加工品等	—	20
	小計	—	20
合計		129	442

【参考】 都が行っている自主規制措置(平成20年7月現在)

魚種	出荷地	措置年月日	備考
ハモ	熊本県三角町	48.7.12	
スズキ	東京湾産	48.7.12	50.09.03 全長60cm以下解除
スズキ	岩手県陸前高田市	48.7.19	
スズキ	岩手県大船渡市	48.7.19	
スズキ	千葉県銚子市	49.3.12	
ムツ	長崎県長崎市	50.4.17	50.09.10 尾叉長30cm以下解除
ムツ	静岡県下田市	50.4.17	51.05.14 尾叉長30cm以下解除
ムツ	静岡県東伊豆町	50.4.17	51.05.14 尾叉長30cm以下解除
アカアマダイ	福岡県福岡市	50.4.17	52.10.27 全長40cm以下解除
ユメカサゴ	長崎県長崎市	50.9.03	54.09.10 体長20cm以下解除

表 2-7-2 魚介類等の水銀調査結果(その1)

(平成20年度)

番号	魚種	総水銀					メチル水銀					出荷地
		検体数	検出検体数	検出量(ppm)			検体数	検出検体数	検出量(ppm)			
				最大	最小	平均			最大	最小	平均	
1	アイナメ	5	5	0.22	0.08	0.14						青森、岩手、福島、神奈川
2	アオダイ	1	1	0.06	0.06	0.06						東京
3	アオハタ	1	1	0.21	0.21	0.21						長崎
4	アカアマダイ	3	3	0.19	0.16	0.18						京都、山口、愛媛
5	アカイカ	1	1	0.11	0.11	0.11						北太平洋
6	アカカマス	4	4	0.46	0.03	0.18	1	1	0.36	0.36	0.36	神奈川、京都、徳島、愛媛
7	アカガレイ	1	1	0.08	0.08	0.08						北海道
8	アカザエビ	1	1	0.06	0.06	0.06						アイスランド
9	アカムツ	2	2	0.20	0.13	0.17						宮崎、韓国
10	アカヤガラ	1	1	0.03	0.03	0.03						鹿児島
11	アズキハタ	1	1	0.18	0.18	0.18						熊本
12	イサキ	5	5	0.19	0.05	0.09						東京、山口、長崎
13	イシダイ	2	2	0.10	0.10	0.10						新潟
14	イセエビ	1	1	0.02	0.02	0.02						オーストラリア
15	イトヨリダイ	2	2	0.20	0.07	0.14						山口
16	イボダイ	2	1	0.02	ND	0.02						愛媛、鹿児島
17	イワシクジラ	1	1	0.08	0.08	0.08						北西太平洋
18	イワナ	4	4	0.17	0.08	0.14						岩手、宮城
19	ウシエビ	3	2	0.02	ND	0.02						インドネシア、ベトナム
20	ウスメバル	3	3	0.07	0.03	0.04						青森、秋田
21	ウメイロ	1	1	0.06	0.06	0.06						鹿児島
22	カタクチイワシ	1	1	0.04	0.04	0.04						神奈川
23	カツオ	6	6	0.27	0.12	0.19						宮城、千葉、三重、鹿児島
24	カワハギ	2	2	0.09	0.05	0.07						愛知、和歌山
25	カンバチ	8	8	0.20	0.08	0.13						香川、愛媛、宮崎、鹿児島
26	キチジ	1	1	0.13	0.13	0.13						北海道
27	キハダ	1	1	0.40	0.40	0.40	1	1	0.24	0.24	0.24	三重
28	キピナゴ	1	1	0.02	0.02	0.02						鹿児島
29	ギンダラ	2	2	0.26	0.13	0.20						アメリカ
30	キンメダイ	7	7	0.87	0.27	0.49	5	5	0.77	0.35	0.51	茨城、千葉、静岡
31	クエ	1	1	0.41	0.41	0.41	1	1	0.30	0.30	0.30	鹿児島
32	クルマエビ	1	1	0.04	0.04	0.04						中国
33	クロウシノシタ	1	1	0.03	0.03	0.03						鳥取
34	クロソイ	2	2	0.21	0.06	0.14						北海道、宮城
35	クロダイ	2	2	0.27	0.12	0.20						静岡、兵庫
36	クロマグロ	12	12	0.77	0.02	0.34	5	5	0.59	0.23	0.42	青森、宮城、千葉、山口、福岡 鹿児島、イタリア、ギリシャ、スペイン、メキシコ
37	クロムツ	23	23	0.63	0.13	0.33	12	12	0.52	0.21	0.31	長崎、鹿児島
38	コウイカ	2	2	0.05	0.04	0.05						鹿児島
39	コショウダイ	1	1	0.03	0.03	0.03						千葉
40	コノシロ	3	2	0.01	ND	0.01						千葉、佐賀
41	コロダイ	1	1	0.06	0.06	0.06						徳島
42	サクラマス	2	2	0.10	0.09	0.10						北海道
43	サケ	3	3	0.13	0.03	0.06						北海道、岩手
44	サワラ	7	6	0.10	ND	0.05						福島、石川、京都、山口、韓国
45	サンマ	2	2	0.17	0.05	0.11						岩手、宮城
46	シバエビ	3	3	0.02	0.01	0.02						佐賀、熊本
47	シマアジ	6	6	0.27	0.13	0.19						神奈川、三重、高知、愛媛、大分
48	ショウサイフグ	1	1	0.05	0.05	0.05						千葉
49	シラウオ	2	0	ND	ND	ND						北海道、青森
50	シルバー	2	2	0.14	0.08	0.11						ニュージーランド

表 2-7-2 魚介類等の水銀調査結果(その2)

(平成 20 年度)

番号	魚種	総水銀					メチル水銀					出荷地
		検体数	検出数	検出量(ppm)			検体数	検出数	検出量(ppm)			
				最大	最小	平均			最大	最小	平均	
51	シロアシエビ	3	3	0.05	0.01	0.03						インドネシア、ニューカレドニア
52	シロアマダイ	1	1	0.21	0.21	0.21						中国
53	シロギス	2	2	0.03	0.02	0.03						千葉、兵庫
54	シログチ	2	2	0.05	0.03	0.04						徳島、鹿児島
55	シロサバフグ	1	1	0.05	0.05	0.05						中国
56	スズキ	36	36	0.54	0.09	0.20	22	22	0.53	0.07	0.18	秋田、福島、千葉、東京 神奈川、三重、愛媛、台湾 北海道、青森、岩手、石川
57	スルメイカ	5	5	0.12	0.03	0.054						カナダ
58	ズワイガニ	1	1	0.03	0.03	0.03						ノルウェー
59	タイセイヨウサケ	1	1	0.03	0.03	0.03						東京
60	タカベ	2	2	0.13	0.10	0.12						広島、徳島、中国
61	タチウオ	3	3	0.31	0.18	0.23	1	1	0.24	0.24	0.24	千葉、愛媛
62	チダイ	2	2	0.28	0.05	0.17						千葉、福井
63	トビウオ	2	2	0.06	0.04	0.05						山口、鹿児島、中国
64	トラフグ	3	3	0.07	0.02	0.05						北海道
65	ニシン	2	2	0.07	0.02	0.05						北海道
66	ハタハタ	1	1	0.03	0.03	0.03						北海道
67	ババガレイ	1	1	0.04	0.04	0.04						北海道
68	ハマダイ	2	2	0.14	0.13	0.14						鹿児島
69	ハモ	1	1	0.03	0.03	0.03						中国
70	ヒラマサ	4	4	0.19	0.04	0.10						香川、長崎
71	ヒラメ	8	8	0.17	0.05	0.09						大分、韓国
72	ブリ	9	9	0.43	0.05	0.17	1	1	0.33	0.33	0.33	千葉、神奈川、石川、富山 京都、高知、徳島、愛媛、長崎
73	ベニサケ	2	2	0.05	0.04	0.05						アメリカ
74	ホウボウ	2	2	0.24	0.07	0.16						愛媛、長崎
75	ホソクアアカエビ	2	2	0.07	0.04	0.06						北海道
76	ボラ	1	0	ND	ND	-						神奈川
77	マアジ	5	4	0.05	ND	0.03						福井、山口、長崎、佐賀
78	マアナゴ	1	1	0.01	0.01	0.01						神奈川
79	マイワシ	6	6	0.06	0.02	0.04						福島、千葉、静岡、石川、富山、三重
80	マカジキ	2	2	0.87	0.52	0.70	2	2	0.67	0.37	0.52	岩手、千葉
81	マガレイ	1	1	0.04	0.04	0.04						青森
82	マコガレイ	3	3	0.03	0.03	0.03						青森、茨城
83	マゴチ	1	1	0.32	0.32	0.32	1	1	0.24	0.24	0.24	鹿児島
84	マサバ	7	7	0.27	0.04	0.14						新潟、千葉、神奈川、兵庫、長崎
85	マダイ	12	12	0.34	0.05	0.18	1	1	0.24	0.24	0.24	神奈川、三重、愛媛、山口、長崎
86	マダラ	2	2	0.12	0.08	0.10						宮城
87	マツカワガレイ	1	1	0.08	0.08	0.08						北海道
88	マナガツオ	2	2	0.03	0.01	0.02						福岡、インド
89	マナマコ	1	0	ND	ND	-						神奈川
90	マハタ	2	2	0.18	0.17	0.18						三重
91	マボヤ	4	1	0.02	ND	0.02						宮城
92	ミズダコ	1	1	0.05	0.05	0.05						北海道
93	ミナミマグロ	1	1	0.32	0.32	0.32	1	1	0.17	0.17	0.17	オーストラリア
94	ミンククジラ	1	1	0.02	0.02	0.02						南米洋
95	メカジキ	3	3	1.93	0.45	1.30	3	3	1.52	0.37	1.04	オーストラリア、タヒチ、太平洋
96	メダイ	3	3	0.18	0.05	0.13						東京、長崎
97	メバチ	1	1	1.07	1.07	1.07	1	1	0.77	0.77	0.77	宮城
98	メバル	2	2	0.13	0.03	0.08						秋田、福島
99	メヒカリ	1	1	0.05	0.05	0.05						宮崎
100	ヤリイカ	3	2	0.03	ND	0.02						青森、静岡、愛媛
101	ユメカサゴ	20	20	0.52	0.18	0.32	10	10	0.40	0.22	0.29	長崎
102	ヨロイダチウオ	1	1	0.26	0.26	0.26						福岡
小計		337	324				68	68				

表 2-7-2 魚介類等の水銀調査結果(その3)

(平成20年度)

番号	魚種	総水銀					メチル水銀					出荷地
		検体数	検出数	検出量(ppm)			検体数	検出数	検出量(ppm)			
				最大	最小	平均			最大	最小	平均	
貝												
1	アカガイ	5	1	0.01	ND	0.01						韓国、ベトナム
2	アサリ	8	2	0.01	ND	0.01						千葉、東京、愛知、中国
3	イソシジミ	1	1	0.02	0.02	0.02						広島
4	ウバガイ	1	0	ND	ND	-						北海道
5	エゾアワビ	1	1	0.01	0.01	0.01						韓国、ベトナム
6	エゾボラ	3	3	0.12	0.03	0.07						北海道
7	クロアワビ	1	0	ND	ND	-						岩手
8	サザエ	1	1	0.02	0.02	0.02						長崎
9	タイラギ	5	0	ND	ND	-						香川、韓国
10	トコブシ	2	0	ND	ND	-						台湾
11	ドジョウ	1	1	0.03	0.03	0.03						中国
12	トリガイ	2	1	0.01	ND	0.01						千葉、愛媛
13	ナミガイ	2	0	ND	ND	-						千葉、愛知
14	ハマグリ	8	0	ND	ND	-						茨城、千葉、山口、中国
15	ホタテガイ	8	4	0.01	ND	0.01						北海道、宮城
16	ホンビノスガイ	1	0	ND	ND	-						千葉
17	マガキ	7	3	0.04	ND	0.02						岩手、広島
18	マテガイ	1	0	ND	ND	-						山口
19	ムラサキイガイ	2	1	0.02	ND	0.02						広島、カナダ
小計		60	19				0	0				
淡水魚												
1	アマゴ	1	1	0.03	0.03	0.03						岐阜
2	アユ	5	5	0.25	0.08	0.18						静岡、愛知、和歌山
3	ウナギ	8	8	0.13	0.09	0.11						静岡、愛知、中国
4	コイ	2	2	0.05	0.05	0.05						群馬
5	ドンコ	1	1	0.02	0.02	0.02						北海道
6	ニジマス	3	3	0.10	0.01	0.05						静岡
7	ヤマメ	3	3	0.13	0.07	0.09						宮城
8	ワカサギ	2	2	0.03	0.03	0.03						青森
小計		25	25				0	0				
魚介類加工品		20	19	0.50	ND	0.07	0	0	-	-	-	
総計		442	387				68	68				

注1 NDは、検出限界値(0.01ppm)未満のもの

注2 平均値は、検出した検体数の平均値

第2 食品等のPCB汚染調査結果

昭和40年代にカネミ油症事件の原因物質であるPCBが、広く環境を汚染していると同時に食品等も汚染していることが明らかになり、昭和47年に製造が中止された。PCBは、安定性が高く分解されにくい物質であるため、自然界に残留することが懸念された。

このため、国は、昭和47年に「食品中に残留するPCBの規制について」を定めた。都は、昭和48年から魚介類、乳製品、食品等の汚染実態を把握するため、継続してモニタリング調査を行い、汚染食品の流通防止を図っている。

1 実施期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

2 実施対象

中央卸売市場に入荷する魚介類、各種市販食品及び容器包装

3 実施機関

- (1) 健康安全研究センター
- (2) 市場衛生検査所
- (3) 芝浦食肉衛生検査所

4 調査結果

各種食品等のPCB検査結果は表2-7-3及び表2-7-4のとおりであるが、暫定的規制値を超えたものはなかった。

表2-7-3 各種食品等のPCB検査結果 (平成20年度)

品目	規制値 (ppm)	検体数	検出検体数	検出値 (ppm)			
				最大	最小	平均	
魚介類	遠洋沖合魚介類	0.5	80	29	0.39	ND	0.09
	内海内湾魚介類	3.0	224	97	0.59	ND	0.09
	小計	—	304	126	0.59	ND	0.09
牛乳	0.1	8	0	ND	ND	—	
乳製品(チーズ・ヨーグルト類)	1.0	5	0	ND	ND	—	
育児用粉乳	0.2	5	0	ND	ND	—	
食肉	牛肉	0.5	4	0	ND	ND	—
	豚肉		4	0	ND	ND	—
	鶏肉		4	0	ND	ND	—
	牛肝臓		4	0	ND	ND	—
	豚肝臓		4	0	ND	ND	—
	鶏肝臓等		4	0	ND	ND	—
	小計		—	24	0	ND	ND
卵類	0.2	16	0	ND	ND	—	
器具・容器包装	5.0	10	0	ND	ND	—	
その他	魚介類加工品等	—	60	18	0.76	ND	0.09
	食用油脂類	—	14	0	ND	ND	—
	ベビーフード等	—	18	0	ND	ND	—
合計	—	464	144				

注1: NDは、検出限界値(0.01ppm)未満のも
 注2: 平均値は、検出した検体の平均値

表2-7-4 魚介類のPCB調査結果

(平成20年度)

番号	産別	種類	検出検体数	検出値 (ppm)			漁獲地	番号	種類	検出検体数	検出値 (ppm)			漁獲地		
				最大	最小	平均					最大	最小	平均			
1		アオメエソ	1	0	ND	ND	宮崎	33	キビナゴ	1	0	ND	ND	鹿兒島		
2		アカイカ	1	0	ND	ND	北太平洋	34	キンメダイ	6	4	0.11	ND	0.05	千葉、静岡	
3		アカガレイ	1	0	ND	ND	北海道	35	クエ	1	1	0.02	0.02	0.02	鹿兒島	
4		イワシクジラ	1	0	ND	ND	北西太平洋	36	クルマエビ	1	0	ND	ND	-	中国	
6		カツオ	6	0	ND	ND	宮城、千葉、鹿兒島	37	クロソイ	1	0	ND	ND	-	北海道	
6		キチジ	1	1	0.06	0.06	北海道	38	クロダイ	1	1	0.03	0.03	0.03	静岡	
7		ギンダラ	2	2	0.08	0.01	0.06	アメリカ、アラスカ	39	クロムツ	2	1	0.02	ND	0.02	長崎、鹿兒島
8	U.S.	クロウシノシタ	1	0	ND	ND	-	鳥取、	40	コイ	1	0	ND	ND	-	群馬
9	ppm	クロマダロ	12	11	0.39	ND	0.17	イタリア、ギリシャ、スペイン	41	コウイカ	2	0	ND	ND	-	新潟、鹿兒島
								メキシコ、青森、宮城、千葉	42	3	1	1	0.02	0.02	0.02	千葉
								山口、福岡、鹿兒島	43	ppm	2	2	0.06	0.04	0.06	千葉
10		サンマ	2	0	ND	ND	-	岩手、宮城	44	コロダイ	1	0	ND	ND	-	鹿島
11		シルバー	1	0	ND	ND	-	ニュージーランド	45	サクラマス	1	1	0.01	0.01	0.01	北海道
12		シロサケ	1	0	ND	ND	-	北海道	46	ササエ	1	0	ND	ND	-	長崎
13		スルメイカ	6	0	ND	ND	-	北海道、青森、岩手、石川	47	サワラ	6	5	0.04	ND	0.02	福島、石川、京都、山口、韓国
14		ズワイガニ	1	0	ND	ND	-	カナダ	48	シバエビ	2	0	ND	ND	-	熊本、有明海
16		トビウオ	2	0	ND	ND	-	千葉、福井	49	シマアジ	3	3	0.02	0.01	0.01	三笠、高知、大分
16		ニシン	2	0	ND	ND	-	北海道	50	シロササフダ	1	1	0.08	0.08	0.08	千葉
17		ハタハタ	1	0	ND	ND	-	北海道	51	シラウオ	1	0	ND	ND	-	北海道
18		ハマダイ	2	0	ND	ND	-	鹿兒島	52	シロアシエビ	3	0	ND	ND	-	インドネシア、ニューカレドニア
19		ヒラメ	6	2	0.03	ND	0.03	韓国、大分	53	シロアマダイ	2	0	ND	ND	-	香港、東シナ海
20		ベニサケ	2	0	ND	ND	-	アラスカ	54	シロギス	2	1	0.01	ND	0.01	千葉、兵庫
21		マイワシ	6	2	0.04	ND	0.04	福島、千葉、静岡、富山、石川、三重	55	シログチ	2	1	0.06	ND	0.06	福島、鹿兒島
22		マカジキ	3	2	0.02	ND	0.02	太平洋、千葉、沖縄	56	シロサバフダ	1	0	ND	ND	-	中国
23		マガレイ	1	0	ND	ND	-	青森	57	スズキ	35	32	0.59	ND	0.18	秋田、福島、千葉、神奈川
24		マコガレイ	3	0	ND	ND	-	青森、茨城、滋賀							東京、三笠、愛媛、台湾	
25		マサバ	7	4	0.10	ND	0.05	新潟、千葉、神奈川、兵庫、長崎	58	タイラギ	3	0	ND	ND	-	香川、韓国
26		マダラ	2	0	ND	ND	-	宮城	59	タカベ	1	0	ND	ND	-	東京
27		マツカワガレイ	1	0	ND	ND	-	北海道	60	タチウオ	3	2	0.02	ND	0.02	広島、東シナ海
28		ミナミマダロ	1	1	0.08	0.08	0.08	オーストラリア	61	チダイ	2	0	ND	ND	-	千葉、愛媛
29		ミンククジラ	1	0	ND	ND	-	南氷洋	62	ドジョウ	1	1	0.01	0.01	0.01	中国
30		メカジキ	3	2	0.02	ND	0.01	オーストラリア、タヒチ、太平洋	63	トラフダ	1	0	ND	ND	-	山口
31		メバチマダロ	2	2	0.06	0.02	0.04	宮城	64	トリガイ	2	1	0.03	ND	0.03	千葉、愛媛
		小計	80	29					65	ナミガイ	2	1	0.02	ND	0.02	東京、愛知
1		アイナメ	4	3	0.02	ND	0.02	青森、福島、神奈川	66	ニジマス	1	0	ND	ND	-	静岡
2		アオダイ	1	0	ND	ND	-	東京	67	ハマグリ	4	0	ND	ND	-	茨城、山口、中国
3		アオハタ	1	0	ND	ND	-	長崎	68	ハモ	1	1	0.02	0.02	0.02	中国
4		アカアマダイ	3	0	ND	ND	-	京都、山口、愛媛	69	ヒラマサ	2	0	ND	ND	-	長崎
6	3	アカガイ	3	0	ND	ND	-	韓国、ベトナム	70	ブリ	8	7	0.10	ND	0.06	千葉、神奈川、石川、富山
6	ppm	アカカマス	4	3	0.08	ND	0.05	茨城、神奈川、京都、愛媛							京都、高知、愛媛、長崎	
7		アカザエビ	1	0	ND	ND	-	アイスランド	71	ホウボウ	2	0	ND	ND	-	愛媛、長崎
8		アカムツ	1	1	0.01	0.01	0.01	韓国	72	ホクテガイ	5	0	ND	ND	-	北海道、岩手、宮城
9	内海	アカヤガラ	1	0	ND	ND	-	鹿兒島	73	ホッコクアカエビ	2	0	ND	ND	-	北海道
10	内海	アサリ	6	0	ND	ND	-	千葉、愛知、中国	74	ボラ	1	1	0.17	0.17	0.17	神奈川
11	内海	アズキハタ	1	1	0.01	0.01	0.01	熊本	75	ホンビノスガイ	1	0	ND	ND	-	千葉
12	内海	アユ	4	1	0.02	ND	0.02	静岡、愛知、和歌山	76	マアジ	5	1	0.05	ND	0.05	福井、山口、長崎
13	内海	イサキ	6	2	0.09	ND	0.06	東京、山口、長崎	77	マアナゴ	1	1	0.18	0.18	0.18	秋田
14		イシダイ	2	1	0.01	ND	0.01	新潟	78	マガキ	4	2	0.02	ND	0.02	岩手、宮城、広島
16		イセエビ	1	0	ND	ND	-	オーストラリア	79	マゴチ	1	0	ND	ND	-	鹿兒島
16		イソシジミ	1	0	ND	ND	-	広島	80	マダイ	8	5	0.04	ND	0.03	神奈川、三笠、愛媛、長崎
17		イトヨリダイ	2	1	0.06	ND	0.06	山口	81	マテガイ	1	0	ND	ND	-	山口
18		イボダイ	2	0	ND	ND	-	愛媛、鹿兒島	82	マナガツオ	2	0	ND	ND	-	福岡、インド
19		イワナ	1	0	ND	ND	-	宮城	83	マナマコ	1	0	ND	ND	-	神奈川
20		ウシエビ	3	0	ND	ND	-	インドネシア、ベトナム	84	マハタ	1	1	0.01	0.01	0.01	三笠
21		ウスメバル	2	0	ND	ND	-	青森	85	マボヤ	2	0	ND	ND	-	宮城
22		ウナギ	1	0	ND	ND	-	中国	86	ムラサキイガイ	2	0	ND	ND	-	広島、カナダ
23		ウバガイ	1	0	ND	ND	-	北海道	87	メダイ	3	0	ND	ND	-	東京、長崎
24		ウメイロ	1	0	ND	ND	-	鹿兒島	88	メバル	2	0	ND	ND	-	秋田、福島
25		エゾアワビ	2	0	ND	ND	-	岩手、韓国	89	ヤリイカ	2	0	ND	ND	-	青森、静岡
26		エゾインアイナメ	1	0	ND	ND	-	北海道	90	ヨロイイタチウオ	1	0	ND	ND	-	福岡
27		エゾボラ	2	0	ND	ND	-	北海道								
28		オキメダイ	1	0	ND	ND	-	ニュージーランド	小計		224	97				
29		カタクチイワシ	1	1	0.03	0.03	0.03	神奈川	魚介類計		304	128				
30		カワハギ	1	0	ND	ND	-	愛知	食品等		180	18				
31		カンパチ	6	6	0.07	0.01	0.04	香川、愛媛、宮城、鹿兒島	總計		484	144				
32		キハダ	2	0	ND	ND	-	三笠、高知								

注1 NDは検出限界値(0.01ppm)未満

注2 平均値は、検出した検体の平均値

第3 魚介類のビストリブチルスズオキシド（TBTO）等汚染調査結果

環境汚染物質として注目されているTBTO等の化学物質による魚介類の汚染実態を把握する。

1 実施期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

2 実施対象

中央卸売市場に入荷する魚介類

3 検査実施機関

- (1) 健康安全研究センター
- (2) 市場衛生検査所

4 調査結果

TBTOについては、103魚種 220検体を調査した結果、最大値 0.09ppm、最小値検出限界値未満であった(表2-7-6)。昭和60年4月に国が設定したTBTOの暫定的1日許容摂取量(1.6μg/kg/日)と国民一人当たりの魚介類摂取量から算出した濃度0.67ppmを指標として、この濃度を越えた検体はなかった。

また、トリフェニルスズ化合物(TPT)、クロルデン類及びドリン類の調査結果は表2-7-5のとおりである。今後とも魚介類の汚染実態を把握するため、経年的に調査を行っていく。

表 2-7-5 TPT等の検査結果 (平成20年度)

物質名	検体数	検出検体数	検出値(ppm)			
			最大	最小	平均	
TPT	180	18	0.05	ND	0.02	
クロルデン類	Trans-クロルデン	40	1	0.002	ND	0.002
	Cis-クロルデン	40	4	0.002	ND	0.001
	オキシクロルデン	40	0	ND	ND	—
	Trans-ナクホル	40	18	0.003	ND	0.001
	Cis-ナクホル	40	13	0.002	ND	0.001
ドリン類	アルドリン	40	0	ND	ND	—
	デルドリン	40	0	ND	ND	—
	エンドリン	40	0	ND	ND	—
その他農薬	20	0	ND	ND	—	

注1 NDは、検出限界値未満のもの
 TPT・その他の農薬：0.01ppm
 クロルデン類・ドリン類：0.001ppm
 注2 平均値は、検出した検体の平均値

表 2-7-6 魚介類のTBT調査結果(その1)

(平成20年度)

番号	区分	魚種	検体数	検出 検体数	検出値 (ppm)			出荷地
					最大	最小	平均	
1	I 群 魚網又はいけすを 使用して養殖される 魚介類	アユ	3	0	ND	ND	-	静岡、和歌山
2		イワナ	1	0	ND	ND	-	宮城
3		ウナギ	3	0	ND	ND	-	愛知、中国
4		カワハギ	2	1	0.05	ND	0.05	和歌山、大分
5		カンパチ	6	0	ND	ND	-	香川、愛媛、宮崎、鹿児島
6		クロソイ	1	0	ND	ND	-	宮城
7		クロマグロ	4	0	ND	ND	-	鹿児島、スペイン、メキシコ
8		サーモントラウト	2	0	ND	ND	-	ノルウェー
9		シマアジ	3	0	ND	ND	-	愛媛、大分
10		スズキ	3	2	0.01	ND	0.01	愛媛、台湾
11		トラフグ	1	0	ND	ND	-	山口
12		ヒラメ	5	0	ND	ND	-	千葉、香川、大分、韓国
13		ブリ	5	0	ND	ND	-	香川、高知、愛媛、鹿児島
14		マサバ	1	1	0.01	0.01	0.01	長崎
15		マダイ	6	0	ND	ND	-	愛媛、熊本
16		マハタ	1	1	0.01	0.01	0.01	三重
17		ミナミマグロ	1	0	ND	ND	-	オーストラリア
18		ヤマメ	1	0	ND	ND	-	岩手
小計			49	5				
1	II 群 内湾で養殖される 魚介類	ウシエビ	2	0	ND	ND	-	インドネシア、ベトナム
2		エゾアワビ	3	0	ND	ND	-	韓国
3		クルマエビ	4	0	ND	ND	-	山口、熊本、沖縄、中国
4		クロアワビ	1	0	ND	ND	-	岩手
5		コイ	1	0	ND	ND	-	群馬
6		シロアシエビ	3	0	ND	ND	-	インドネシア、ベトナム、タイ
7		トコブシ	1	0	ND	ND	-	台湾
8		ホタテガイ	8	0	ND	ND	-	北海道、岩手、秋田、宮城
9		マガキ	6	0	ND	ND	-	岩手、宮城、広島
10		マボヤ	2	0	ND	ND	-	宮城
11		パナエウス・スティロストリス(注)	1	0	ND	ND	-	ニューカレドニア
小計			32	0				
1	III 群 内湾で漁獲される 魚介類	アイナメ	5	0	ND	ND	-	青森、宮城、福島、茨城
2		アカアマダイ	2	0	ND	ND	-	三重、愛媛
3		アカガイ	2	0	ND	ND	-	大分、韓国
4		アカカマス	1	1	0.01	0.01	0.01	三重
5		アサリ	4	0	ND	ND	-	千葉、愛知、韓国
6		イイダコ	1	0	ND	ND	-	イイダコ
7		イサキ	2	0	ND	ND	-	福岡、長崎
8		イソシジミ	1	0	ND	ND	-	広島
9		ウバガイ	1	0	ND	ND	-	北海道
10		ウマヅラハギ	1	0	ND	ND	-	三重
11		エゾボラ	1	0	ND	ND	-	北海道
12		エボダイ	1	0	ND	ND	-	三重
13		カンパチ	1	0	ND	ND	-	長崎
14		キンメダイ	3	0	ND	ND	-	千葉
15		クロウシノシタ	1	0	ND	ND	-	青森
16		クロソイ	1	0	ND	ND	-	北海道
17		クロダイ	2	0	ND	ND	-	大阪、瀬戸内海
18		クロムツ	1	0	ND	ND	-	鹿児島
19		コウイカ	2	0	ND	ND	-	愛媛、鹿児島
20		コノシロ	1	0	ND	ND	-	佐賀
21		サクラマス	1	0	ND	ND	-	北海道
22		サザエ	1	0	ND	ND	-	長崎
23		シバエビ	1	0	ND	ND	-	熊本
24		シラウオ	1	0	ND	ND	-	青森
25		シラエビ	1	0	ND	ND	-	富山
26		シロギス	1	0	ND	ND	-	東京
27		スズキ	27	19	0.06	ND	0.02	福島、千葉、東京、神奈川、愛知、三重
28		タイラギ	2	0	ND	ND	-	韓国
29		タチウオ	2	0	ND	ND	-	千葉、長崎
30		ツブガイ	1	0	ND	ND	-	北海道
31		トコブシ	1	0	ND	ND	-	台湾

表 2-7-6 魚介類のT B T O調査結果(その2)

(平成 20 年度)

番号	区分	魚種	検体数	検出 検体数	検出値 (ppm)			出荷地
					最大	最小	平均	
32	Ⅲ群 内湾で漁獲される 魚介類	トリガイ	2	1	0.01	ND	0.01	千葉、岡山
33		ナミガイ	1	0	ND	ND	-	東京
34		バカガイ	1	0	ND	ND	-	北海道
35		バナナエビ	1	0	ND	ND	-	インドネシア
36		ハマグリ	4	0	ND	ND	-	茨城、千葉、山口、中国
37		ヒラマサ	1	0	ND	ND	-	長崎
38		ブリ	1	0	ND	ND	-	静岡
39		ホッコクアカエビ	1	0	ND	ND	-	北海道
40		ボラ	1	0	ND	ND	-	神奈川
41		マアジ	4	0	ND	ND	-	石川、福井、島根、長崎
42		マアナゴ	3	0	ND	ND	-	千葉、東京、長崎
43		マコガレイ	1	0	ND	ND	-	青森
44		マダイ	1	0	ND	ND	-	長崎
45		マダコ	1	0	ND	ND	-	福島
46		マナマコ	1	0	ND	ND	-	新潟
47		ミズダコ	1	0	ND	ND	-	北海道
48		ムラサキイガイ	1	0	ND	ND	-	広島
49		ヤリイカ	1	0	ND	ND	-	愛知
50		ワカサギ	2	0	ND	ND	-	青森
小計			102	21				
1	Ⅳ群 遠洋沖合等で漁獲 される魚介類	ウスメバル	2	0	ND	ND	-	青森
2		カツオ	2	0	ND	ND	-	千葉、三重
3		キハダマグロ	1	0	ND	ND	-	宮崎
4		ギンダラ	1	0	ND	ND	-	アメリカ
5		クロマグロ	7	2	0.09	ND	0.06	北海道、青森、茨城、鳥取、福岡、アメリカ、ギリシャ
6		ゴマサバ	1	0	ND	ND	-	宮城
7		サケ	2	0	ND	ND	-	北海道、青森
8		サワラ	1	0	ND	ND	-	千葉、三重
9		サンマ	1	0	ND	ND	-	北海道
10		スケトウダラ	1	0	ND	ND	-	北海道
11		スルメイカ	1	0	ND	ND	-	静岡
12		タイハク	1	0	ND	ND	-	ノルウェー
13		トビウオ	1	0	ND	ND	-	三重
14		ニシン	1	0	ND	ND	-	北海道
15		ハマダイ	1	0	ND	ND	-	鹿児島
16		ヒラメ	1	0	ND	ND	-	青森
17		マイワシ	2	0	ND	ND	-	千葉、静岡
18		マカジキ	2	0	ND	ND	-	沖縄、オーストラリア
19		マガレイ	1	0	ND	ND	-	北海道
20		マコガレイ	1	0	ND	ND	-	福島
21		マサバ	3	0	ND	ND	-	宮城、千葉、神奈川
22		マダイ	1	0	ND	ND	-	長崎
23		メダイ	1	0	ND	ND	-	東京
24		メバチマグロ	1	0	ND	ND	-	オーストラリア
小計			37	2				
総計			220	28				

注1 NDは、検出限界値 (0.01ppm) 未満のもの

注2 平均値は、検出した検体の平均値

注3 標準和名がないため、学名で記載

第4 東京湾産魚介類の化学物質汚染実態調査結果（ダイオキシン類及び内分泌かく乱作用の疑われる化学物質）

東京湾では現在も漁業が営まれ、江戸前の魚として流通しているほか、都民が、釣りや潮干狩りなどのレジャーを通じて湾内の魚介類を摂食する機会は少なくない。一方、東京湾は首都圏大都市に囲まれており、廃棄物の焼却過程等で非意図的に生成された PCDD、PCDF や、過去に製造された PCB 製品に由来すると思われるコプラナーPCB などのダイオキシン類が河川から流入しやすい環境にある。

福祉保健局では都民の食の安全性確保の一環として、東京湾で漁獲される魚介類中の化学物質について調査を行っている。

平成 20 年度の調査結果は以下のとおりである。

1 調査方法

(1) 調査対象生物及び検体数

ボラ、マコガレイ各 8 検体（隅田川河口 2 検体、漁場 2 ポイント各 3 検体）、スズキ 6 検体（隅田川河口 2 検体、漁場 2 ポイント 4 検体）、マアナゴ 2 検体（隅田川河口 1 検体、漁場 1 ポイント 1 検体）、アサリ 1 検体計 25 検体

(2) 貝類採取地点

東京都内湾の次の地点

※平成18年まで採集を行っていた羽田空港南岸が羽田空港拡張工事に伴い、制限されているため、魚場 1 は城南島北側沿岸、漁場 2 は羽田空港北側沿岸へ変更を行った。

魚類：隅田川河口、漁場 1（城南島北側沿岸）、漁場 2（羽田空港北側沿岸）

アサリ：羽田沖（多摩川河口部）

(3) 採取方法

マアナゴを除く魚類は刺網により、マアナゴはアナゴ筒により、アサリはジョレン等を用いて採取した。なお、採取については、いずれも民間調査機関に委託した。

(4) 検体の処理

魚類は、可食部（筋肉部分、ただしマアナゴ、マコガレイは皮付き）約100gを、貝類は、むき身約100gをそれぞれ1検体とした。なお、1個体で必要量を確保できない場合は、複数個体を合わせて1検体とした。

(5) 分析項目

ア ダイオキシン類

水分含有量、脂肪含有量、ダイオキシン類濃度（ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）14種類、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）15種類及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB、Co-PCB）12種類の異性体）。

なお、検出下限未満（ND）の数値は0として、ダイオキシン類濃度の計算をした。PCDD、PCDF及びコプラナーPCBの内訳は、表 2-7-7 のとおり。

イ 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質等

水分含有量、脂肪含有量、PCB、DDT 及びその代謝物、トリブチルスズ、トリフェニルスズ、アルキルフェノール類、ベンゾフェノン、アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル、ペンタクロロフェノール、2,4-ジクロロフェノールとした。

分析対象物質の内訳は表 2-7-8 のとおり。

(6) 方法

ア 水分含有量

五訂日本食品標準成分表による常圧加熱乾燥法

イ 脂肪含有量

五訂日本食品標準成分表によるソックスレー・エーテル抽出法

ウ ダイオキシン類

「ダイオキシン類に係る水生生物調査暫定マニュアル」（旧環境庁水質保全局水質管理課、平成10年9月）に準じた。

エ 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質

(イ) PCB

GC/ECD を用いて測定

(ロ) トリブチルスズ、トリフェニルスズ

GC/FPD を用いて測定

(ハ) DDT、DDE、DDD、アルキルフェノール類、ベンゾフェノン、アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル、ペンタクロロフェノール、2,4-ジクロロフェノール

GC/MSを用いて測定

(7) 検出下限

ア ダイオキシン類

(7) PCDD 及び PCDF

4,5塩化物：0.01pg/g

6,7塩化物：0.05pg/g

8塩化物：0.1pg/g

(イ) コプラナー-PCB

0.1pg/g

イ 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質

(7) PCB

0.001 μg/g

(イ) DDT、DDE、DDD、トリブチルスズ、トリフェニルスズ、ベンゾフェノン、ペンタクロロフェノール、2,4-ジクロロフェノール

ール、2,4-ジクロロフェノール

0.001 μg/g

(ウ) アルキルフェノール類（ノニルフェノールを除く）

0.0015 μg/g

(エ) ノニルフェノール

0.02 μg/g

(オ) アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル

0.01 μg/g

(8) 分析機関

健康安全研究センター

表2-7-7 ダイオキシン類の分析項目（内訳）

1 PCDD、PCDF

項目名		
P C D D	4塩化物	2, 3, 7, 8-TCDD 1, 3, 6, 8-TCDD 1, 3, 7, 9-TCDD その他
	5塩化物	1, 2, 3, 7, 8-PCDD 1, 2, 3, 4, 7-PCDD その他
	6塩化物	1, 2, 3, 6, 7, 8-HCDD 1, 2, 3, 4, 7, 8-HCDD 1, 2, 3, 7, 8, 9-HCDD その他
	7塩化物	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8-HCDD その他
Octa-CDD		

項目名		
P C D F	4塩化物	2, 3, 7, 8-TCDF 1, 3, 6, 8-TCDF その他
	5塩化物	2, 3, 4, 7, 8-PCDF 1, 2, 3, 7, 8-PCDF その他
	6塩化物	1, 2, 3, 4, 7, 8-HCDF 1, 2, 3, 6, 7, 8-HCDF 1, 2, 3, 7, 8, 9-HCDF 2, 3, 4, 6, 7, 8-HCDF その他
	7塩化物	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8-HCDF 1, 2, 3, 4, 7, 8, 9-HCDF その他
Octa-CDF		

2 コプラナー-PCB

項目名 (non-ortho)	
4塩化物	3, 3', 4, 4'-TCB (#77) 3, 4, 4', 5-TCB (#81)
5塩化物	3, 3', 4, 4', 5-PCB (#126)
6塩化物	3, 3', 4, 4', 5, 5'-HCB (#169)

項目名 (mono-ortho)	
5塩化物	2, 3, 3', 4, 4'-PCB (#105) 2, 3, 4, 4', 5-PCB (#114) 2, 3', 4, 4', 5-PCB (#118) 2', 3, 4, 4', 5-PCB (#123)
6塩化物	2, 3, 3', 4, 4', 5-HCB (#156) 2, 3, 3', 4, 4', 5'-HCB (#157) 2, 3', 4, 4', 5, 5'-HCB (#167)
7塩化物	2, 3, 3', 4, 4', 5, 5'-HCB (#189)

表 2-7-8 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質の検査項目 (内訳)

番号	物質名	内訳
2	PCB	
5	ペンタクロロフェノール	
18	DDT	o, p'-DDT、p, p'-DDT
19	DDE、DDD (DDT 代謝物)	o, p'-DDE p, p'-DDE o, p'-DDD p, p'-DDD
33	トリブチルスズ	トリブチルスズ
34	トリフェニルスズ	トリフェニルスズ
36	アルキルフェノール類	4-t-ブチルフェノール 4-n-ペンチルフェノール 4-n-ヘキシルフェノール 4-t-オクチルフェノール 4-n-オクチルフェノール 4-n-ヘプチルフェノール ノニルフェノール
44	2,4-ジクロロロフェノール	
45	アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル	
46	ベンゾフェノン	

※ 番号は、「環境ホルモン戦略計画 SPEED'98」(環境省)に拠った。

2 調査結果 (表2-7-9から表2-7-11)

(1) ダイオキシン類 (表2-7-9から表2-7-11)

ア 魚類全体のダイオキシン類濃度は、隅田川河口が 3.39 pg-TEQ/g、漁場 1 が 3.34 pg-TEQ/g、漁場 2 が 3.77 pg-TEQ/g であった。

※()内は総脂肪

イ アサリのダイオキシン類濃度は、魚類よりも低い値を示した。

ウ 平均濃度が相対的に高かったのは、今年度もマアナゴであった。これは、他の魚種と比較して脂肪分が高いためと考えられる。

エ 東京都福祉保健局が実施した「平成 20 年度 食事由来の化学物質曝露量推計調査 (トータルダイエット調査)」によると、都民の平均的な食事から摂取されるダイオキシン類は、1.32 pg-TEQ/kg-bw/day であった (魚介類からの摂取は 1.04 pg-TEQ/kg-bw/day)。

食事由来の化学物質曝露量推計調査では、通常の食生活における調理加工した食品を調査対象としているため単純に比較はできないが、仮に、都民が内海内湾産魚介類について、東京湾産魚類を加熱調理せずに生で摂取するものとして置き換えて一日のダイオキシン類摂取量を試算した。すると、魚介類全体からのダイオキシン類摂取量は

1.47 pg-TEQ/kg-bw/day、食事全体からのダイオキシン類摂取量は 1.75 pg-TEQ/kg-bw/day (平成 19 年度 1.71 pg-TEQ/kg-bw/day) となり、「ダイオキシン類対策特別措置法」における耐容一日摂取量: 4 pg-TEQ/kg-bw/day を下回る。

(ア) 内海内湾産魚介類と遠洋沖合魚介類の摂取割合

1:3 (農林水産省・平成 7 年食糧需給表)

(イ) 内海内湾産魚介類の摂取量

47.7 (g) <生魚介類の摂取量> / 4 = 11.9 (g)

(ウ) 内海内湾産魚介類摂取量について、東京湾産魚類を加熱調理せずに生で摂取するものとした際のダイオキシン類摂取量

2.52 (pg-TEQ/g) × 11.9 (g) / 50 (kg-bw) = 0.60 (pg-TEQ/kg-bw/day)

(エ) 内海内湾産魚介類以外の魚介類からのダイオキシン類摂取量

1.04 (pg-TEQ/kg-bw/day) × 61.6 (g) / 73.5 (g) <魚介類の摂取量> = 0.87 (pg-TEQ/kg-bw/day)

(オ) 魚介類以外の食品からのダイオキシン類摂取量

0.80 (pg-TEQ/kg-bw/day)

(カ) 食事全体からのダイオキシン類摂取量

(ウ)+(エ)+(オ) = 1.75 (pg-TEQ/kg-bw/day)

以上、東京湾産魚類のダイオキシン類濃度（漁場の平均：2.52pg-TEQ/g）以外の数値は、「平成20年度 食事由来の化学物質曝露量推計調査結果」（平成21年7月東京都福祉保健局）から引用した。

(2) 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質等

ア PCB及びトリブチルスズは、全ての検体から検出された。魚類全体のPCB濃度は、隅田川河口の地点が0.128μg/g、漁場1の地点が0.145μg/g、漁場2の地点が0.123μg/gであった。羽田沖のアサリのPCB濃度は0.011μg/gであった。（19年度魚類全体のPCB濃度は、隅田川河口：

0.150μg/g、漁場1：0.150μg/g、漁場2：0.123μg/gであった。羽田沖のアサリのPCB濃度は0.011μg/gであった。）

※各魚場の魚類の脂肪量は（1）ア参照

イ o,p'-DDE、p,p'-DDE、p,p'-DDD、トリフェニルスズは全ての魚類から検出された。アルキルフェノール類は全ての魚類から検出されなかった。アサリはPCB、トリブチルスズ、アルキルフェノール（ノニルフェノール）を検出した。

表 2-7-9 ダイオキシン類濃度(平均)

(ND=0、単位：pg-TEQ/g)

魚種	採取地点	総脂肪 (%)	1g当たりの2,3,7,8-TCDD等量濃度			脂肪1g当たりの2,3,7,8-TCDD等量濃度		
			ダイオキシン類	PCDDs + PCDFs	コプラナー PCB	ダイオキシン類	PCDDs + PCDFs	コプラナー PCB
魚類全体	隅田川河口部	3.4	2.50	0.57	1.94	99	21	78
	漁場1	2.7	2.37	0.47	1.90	142	28	114
	漁場2	4.0	2.63	0.57	2.06	126	25	101
	漁場全体	3.4	2.52	0.53	1.99	133	26	107
ボラ	隅田川河口部	4.1	1.91	0.62	1.28	46	15	31
	漁場1	5.1	2.55	0.59	1.96	50	11	38
	漁場2	7.6	3.89	0.99	2.90	52	13	38
スズキ	隅田川河口部	2.2	2.42	0.46	1.96	107	20	87
	漁場1	2.0	5.83	0.90	4.93	291	45	246
	漁場2	1.0	1.62	0.29	1.34	169	30	139
マアナゴ	隅田川河口部	9.4	5.52	1.15	4.37	59	12	46
	漁場1	—	—	—	—	—	—	—
	漁場2	11.9	5.72	1.01	4.71	48	8	40
マコガレイ	隅田川河口部	1.1	1.68	0.33	1.35	165	32	133
	漁場1	0.6	1.04	0.22	0.83	185	38	147
	漁場2	0.7	1.34	0.28	1.07	184	38	146
アサリ	羽田沖	0.8	0.21	0.11	0.10	26	13	12

表 2-7-10 ダイオキシン類濃度 (平成 20 年度)

(ND=0、単位: pg-TEQ/g)

表 3-1 ダイオキシン濃度

(ND=0、単位: pg-TEQ/g)

検体 番号	魚 種	採取地点	調査地 点番号	総脂肪 (%)	1g当たりの2, 3, 7, 8-TCDD等量濃度			脂肪1g当たりの2, 3, 7, 8-TCDD等量濃度		
					ダイオキシン類	PCDDs+PCDFs	コプラナー PCB	ダイオキシン類	PCDDs+PCDFs	コプラナー PCB
1	ボラ	隅田川河口部	ST. A	4.3	2.65	0.88	1.78	62	20	41
2				3.8	1.16	0.37	0.79	30	9.7	21
3		漁 場 1	ST. B	5.2	2.25	0.58	1.67	43	11	32
4				5.2	2.98	0.65	2.34	57	12	45
5				5.0	2.42	0.53	1.88	48	11	38
6		漁 場 2	ST. C	10.5	4.65	1.13	3.52	44	11	33
7				7.0	4.54	1.22	3.33	65	17	48
8				5.4	2.47	0.63	1.84	46	12	34
9	スズキ	隅田川河口部	ST. A	2.0	1.47	0.28	1.18	73	14	59
10				2.4	3.37	0.64	2.73	140	27	114
11		漁 場 1	ST. B	2.0	5.83	0.90	4.93	291	45	246
12				-	-	-	-	-	-	-
13				-	-	-	-	-	-	-
14		漁 場 2	ST. C	1.0	1.25	0.21	1.04	125	21	104
15				0.5	1.13	0.20	0.93	226	40	186
16				1.6	2.49	0.46	2.04	156	28	127
17	マアサゴ	隅田川河口部	ST. A	9.4	5.52	1.15	4.37	59	12	46
18				-	-	-	-	-	-	-
19		漁 場 1	ST. B	-	-	-	-	-	-	-
20				-	-	-	-	-	-	-
21				-	-	-	-	-	-	-
22		漁 場 2	ST. C	11.9	5.72	1.01	4.71	48	8.5	40
23				-	-	-	-	-	-	-
24				-	-	-	-	-	-	-
25	マコガレイ	隅田川河口部	ST. A	1.2	1.59	0.36	1.23	132	30	103
26				0.9	1.78	0.30	1.48	197	33	164
27		漁 場 1	ST. B	0.6	1.21	0.26	0.95	202	44	158
28				0.5	1.02	0.19	0.83	204	38	167
29				0.6	0.90	0.20	0.70	150	34	116
30		漁 場 2	ST. C	0.6	1.19	0.27	0.93	199	44	155
31				0.8	1.16	0.25	0.91	145	32	113
32				0.8	1.67	0.31	1.36	209	39	170
33	アサリ	三枚州	ST. 1	-	-	-	-	-	-	-
34				-	-	-	-	-	-	-
35				-	-	-	-	-	-	-
36		羽田沖	ST. 2	0.8	0.21	0.11	0.10	26	13	12
37				-	-	-	-	-	-	-
38				-	-	-	-	-	-	-

表 2-7-11 内分泌かく乱化学物質濃度 (平成 20 年度)

(ND=0、単位: µg/g(湿重量))

番号	生物種	採取地点	調査地点番号	水分 %	脂肪分 (%)	PCB	DDT		DDE, DDD				TBT	TPT	アルキルフェノール類											
							α,β'-DDT p,p'-DDT		α,β'-DDE p,p'-DDE α,β'-DDD p,p'-DDD						4-tert-Octylphenol		4-nonylphenol		4-tert-octylphenol		4-nonylphenol		2,4-dichlorophenol			
							α,β'	p,p'	α,β'	p,p'	α,β'	p,p'			tert	nonyl	tert	nonyl	tert	nonyl	tert	nonyl	tert	nonyl		
1	ボラ	隅田川河口部	ST.A	73.2	4.3	0.194	ND	ND	0.006	0.019	ND	0.004	0.002	0.010	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND		
2				74.2	3.8	0.087	ND	0.002	0.002	0.008	ND	0.003	0.002	0.008	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND		
3		漁場 1	ST.B	73.1	5.2	0.171	ND	0.002	0.004	0.016	ND	0.005	0.001	0.004	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND		
4				71.5	5.2	0.227	ND	0.003	0.004	0.015	ND	0.005	0.001	0.003	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND		
5				72.2	5.0	0.137	ND	0.003	0.003	0.013	0.001	0.005	0.001	0.005	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
6				72.7	10.5	0.260	ND	0.003	0.003	0.022	0.001	0.007	0.009	0.006	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
7				漁場 2	ST.G	71.7	7.0	0.234	0.004	0.014	0.023	0.059	0.002	0.011	0.001	0.003	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
8						71.9	5.4	0.217	ND	0.005	0.003	0.017	0.002	0.006	0.005	0.003	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
9	スズキ	隅田川河口部	ST.A	78.2	2.0	0.112	ND	0.001	0.004	0.014	ND	0.003	0.006	0.011	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND			
10				76.2	2.4	0.160	ND	0.002	0.005	0.026	0.001	0.006	0.009	0.009	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND		
11		漁場 1	ST.B	78.5	2.0	0.369	ND	0.002	0.011	0.062	0.002	0.007	0.012	0.005	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND		
12				—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
13				—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
14				漁場 2	ST.G	78.4	1.0	0.094	ND	ND	0.001	0.011	ND	0.001	0.011	0.006	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
15						79.0	0.5	0.094	ND	ND	ND	0.010	ND	0.001	0.009	0.005	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
16				78.8	1.6	0.216	ND	0.001	0.002	0.019	ND	0.003	0.010	0.009	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
17	マアナゴ	隅田川河口部	ST.A	70.9	9.4	0.224	ND	0.001	0.003	0.036	ND	0.006	0.003	0.005	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND			
18				—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
19		漁場 1	ST.B	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
20				—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
21				—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
22				漁場 2	ST.G	70.0	11.9	0.331	ND	0.002	0.003	0.038	0.001	0.008	0.008	0.004	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
23						—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
24				—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
25	カレイ	隅田川河口部	ST.A	79.4	1.2	0.057	ND	ND	0.001	0.011	ND	0.002	0.001	0.004	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND			
26				78.0	0.9	0.061	ND	ND	0.002	0.020	ND	0.001	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND		
27		漁場 1	ST.B	79.3	0.6	0.042	ND	ND	0.002	0.010	ND	0.001	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND		
28				79.3	0.5	0.041	ND	ND	0.001	0.008	ND	ND	0.002	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND		
29				78.1	0.6	0.029	ND	ND	ND	0.005	ND	ND	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
30				漁場 2	ST.G	79.0	0.6	0.047	ND	ND	ND	0.007	ND	0.001	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
31						79.2	0.8	0.039	ND	ND	ND	0.007	ND	0.001	0.002	0.005	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
32				79.5	0.8	0.057	ND	ND	0.002	0.014	ND	0.001	0.003	0.007	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
33	アサリ	三枚州	ST.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
34				—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
35				—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
36		羽田沖	ST.2	89.0	0.8	0.009	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	ND	ND	ND	ND	0.02	ND	ND	ND	ND	ND	ND		
37				—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
38	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
検出下限値						0.001	0.001	0.001				0.001	0.001	0.0015		0.02	0.0015		0.001	0.01	0.001	0.001				

第5 流通魚介類のPCB、有機スズ等汚染実態調査

ポリ塩化ビフェニール（PCB）等の化学物質については、国の暫定規制値に基づいて魚介類の汚染状況を調査している。また、これらの物質については、平成11年より内分泌かく乱作用の観点から検出下限を1ppb（0.001mg/kg）として調査を実施した。

平成20年度の結果は以下のとおりである。

1 調査期間

平成20年4月から平成21年3月まで

2 調査の概要（表2-7-12、表2-7-13）

(1) 調査対象物質及び検体数（表2-7-12）

中央卸売市場に流通する魚介類 118 種の可食部 300 検体

表2-7-12 調査対象物質及び検体数

検査対象物質	魚種	検体数	
ポリ塩化ビフェニール	84	160	
トリブチルスズ	78	140	
トリフェニルスズ	78	140	
ドリソ類	アルドリソ	21	40
	エンドリン	21	40
	ディルドリン	21	40
クロルデン類	trans-クロルデン	21	40
	cis-クロルデン	21	40
	オキシクロルデン	21	40
	trans-ノナクロル	21	40
	cis-ノナクロル	21	40
合計		760	

(2) 分析方法及び検出下限は、表2-7-13のとおりである。

表2-7-13 分析方法及び検出下限

調査対象物質	略号	分析方法
ポリ塩化ビフェニール	PCB	溶媒抽出、GC/ECD法
トリブチルスズ	TBT	溶媒抽出、GC/FPD法
トリフェニルスズ	TPT	溶媒抽出、GC/FPD法
アルドリソ	-	溶媒抽出、GC/MS法
エンドリン	-	溶媒抽出、GC/MS法
ディルドリン	-	溶媒抽出、GC/MS法
trans-クロルデン	-	溶媒抽出、GC/MS法
cis-クロルデン	-	溶媒抽出、GC/MS法
オキシクロルデン	-	溶媒抽出、GC/MS法
trans-ノナクロル	-	溶媒抽出、GC/MS法
cis-ノナクロル	-	溶媒抽出、GC/MS法

※検出下限は、全ての調査対象物質において、1ppb

3 調査機関

健康安全研究センター

4 調査結果（表2-7-14から表2-7-20）

各物質の検出結果は表2-7-14、表2-7-15のとおりである。なお、魚種毎の検出結果は、表2-7-16から表2-7-20のとおりである。

(1) ポリ塩化ビフェニール（PCB）

160 検体中 144 検体（90.0%）からポリ塩化ビフェニールを検出した。最大値は、スズキの594ppbであった。

近海性魚介類と遠海性魚介類*に分類して比較してみると、近海性魚介類は、59 魚種中 52 魚種（88.1%）から PCB が検出され、平均値は53ppbであった。遠海性魚介類は、25 魚種中 25 魚種（100%）から PCB が検出され、平均値は6ppbであった。

※ 近海性魚介類と遠海性魚介類の分類は、昭和47年8月24日付環食第442号「食品中に残留するPCBの規制について」を参考に行った。なお、近海性魚介類には輸入魚介類を含む。

(2) トリブチルスズ（TBT）

140 検体中 86 検体（61.4%）からトリブチルスズが検出された。最大値は、スズキの59ppbであった。

近海性魚介類と遠海性魚介類*に分類して比較してみると、近海性魚介類は、60 魚種中 28 魚種（46.7%）からTBTが検出され、検出値の平均値は5ppbであった。遠海性魚介類は、18 魚種中 10 魚種（55.6%）からTBTが検出され、検出値の平均値は2ppbであった。

(3) トリフェニルスズ（TPT）

140 検体中 86 検体（61.4%）からトリブチルスズが検出された。

最大値は、トコブシの52ppbであった。

近海性魚介類と遠海性魚介類*に分類して比較してみると、近海性魚介類は、60 魚種中 33 魚種（55.0%）からTPTが検出され、検出値の平均値は5ppbであった。遠海性魚介類は、18 魚種中 11 魚種（61.1%）からTPTが検出され、検出値の平均値は4ppbであった。

(4) 農薬類

アルドリソ、エンドリン及びディルドリンについて各40検体を検査したが、これらが検出された検

体はなかった。また、trans-クロルデン、cis-クロルデン、trans-ノナクロル及び cis-ノナクロルが40検体中18検体から1~3ppbの範囲で検出されたが、オキシクロルデンは検出されなかった。

5 まとめ

- (1) ポリ塩化ビフェニールは160検体中144検体(90.0%)、トリブチルスズは140検体中86検体(61.4%)、トリフェニルスズは140検体中86検体(61.4%)から検出された。
- (2) ドリン類(3種類)は、40検体全て検出されな

かった。またクロルデン類(5種類)のうち、オキシクロルデンは40検体全てから検出されなかったが、trans-クロルデン1検体(2.5%)、cis-クロルデン4検体(10%)、trans-ノナクロル18検体(45%)、cis-ノナクロル13検体(32.5%)から検出された。

- (3) 近海性魚介類と遠海性魚介類を比較すると、ポリ塩化ビフェニール及びトリブチルスズの平均値は近海性魚介類のほうが高値を示した。トリフェニルスズは近海性魚介類と遠海性魚介類で値は異なっていたものの、有意差は見られなかった。

表 2-7-14 平成20年度流通魚介類の実態調査結果 (ND=0、単位: ppb)

物質名	検体数	検出数	検出率 (%)	検出結果			平成19年度			
				最大	最小	平均値	最大	最小	平均値	
ポリ塩化ビフェニール	160	144	90.0	594	ND	40.2	244	ND	20	
トリブチルスズ	140	86	61.4	59	ND	4.5	118	ND	4	
トリフェニルスズ	140	86	61.4	52	ND	4.7	38	ND	3	
ドリン類	アルドリン	40	0	0	ND	ND	-	ND	ND	-
	エンドリン	40	0	0	ND	ND	-	ND	ND	-
	ディルドリン	40	0	0	ND	ND	-	ND	ND	-
クロルデン類	trans-クロルデン	40	1	2.5	2	ND	0.05	ND	ND	-
	cis-クロルデン	40	4	10.0	2	ND	0.1	3	ND	ND
	オキシクロルデン	40	0	0	ND	ND	-	ND	ND	-
	trans-ノナクロル	40	18	45.0	3	ND	0.6	1	ND	ND
	cis-ノナクロル	40	13	32.5	2	ND	0.4	1	ND	ND

表 2-7-15 近海性魚介類及び遠海性魚介類の比較 (ND=0、単位: ppb)

物質名	分類	検査魚種数	検出魚種数	検出率 (%)	平均検出値
ポリ塩化ビフェニール	全体	84	77	91.7	40.2
	近海性魚介類	59	52	88.1	53.4
	遠海性魚介類	25	25	100.0	5.5
トリブチルスズ	全体	78	38	48.7	4.5
	近海性魚介類	60	28	46.7	5.1
	遠海性魚介類	18	10	55.6	1.8
トリフェニルスズ	全体	78	34	50.0	4.7
	近海性魚介類	60	33	55.0	4.8
	遠海性魚介類	18	11	61.1	4.4

表 2-7-16 流通魚介類のPCB検出結果

(ND=0、単位：ppb)

魚種	検体数	最大値	最小値	平均	分類	魚種	検体数	最大値	最小値	平均	分類
アイナメ	2	17	6	11.5	近	スルメイカ	4	2	ND	1	遠
アオハタ	1	1		1	遠	タイラギ	1	1		1	近
アカイカ	1	1		1	遠	タチウオ	2	12	6	9	近
アカガイ	3	ND		—	近	チダイ	2	5	3	4	近
アカカマス	3	82	7	33	近	トビウオ	2	1	ND	0.5	遠
アカカレイ	1	8		8	遠	トリガイ	1	4		4	近
アサリ	4	4	1	2.3	近	ドンコ	1	ND		—	近
イサキ	2	3	2	2.5	近	ナミガイ	1	3		3	近
イシダイ	1	7		7	近	ニシン	2	7	5	6	遠
イシモチ	2	58	2	30	近	ハタハタ	1	1		1	遠
イトヨリ	1	1		1	近	バナメイエビ	1	4		4	近
イボダイ	2	4	3	3.5	近	ハマグリ	2	2	1	1.5	近
イワシクジラ	1	2		2	遠	ハマダイ	1	1		1	近
ウシエビ	1	ND		—	近	ハマチ	1	22		22	近
ウスメバル	1	2		2	近	ヒラマサ	1	5		5	近
ウバガイ	1	1		1	近	ヒラメ	2	4	2	3	遠
ウメイロ	1	ND		—	近	ブリ	2	38	6	22	近
エゾボラ	1	ND		—	近	ベニザケ	2	8	8	8	遠
オキメダイ	1	3		3	近	ホウボウ	2	2	2	2	近
カキ	1	13		13	近	ホッコクアカエビ	2	1	ND	0.5	近
カツオ	5	2	ND	1	遠	ホンピノスガイ	1	2		2	近
キハダマグロ	2	9	4	6.5	遠	マアジ	1	51		51	近
キビナゴ	1	ND		—	近	マイワシ	3	7	5	6	遠
キンメダイ	2	11	10	10.5	近	マカジキ	2	14	6	10	遠
クロウシノシタ	1	1		1	近	マガレイ	1	1		1	遠
クロマグロ	2	12	11	11.5	遠	マコガレイ	1	2		2	遠
クロムツ	1	1		1	近	マゴチ	1	2		2	近
コイ	1	9		9	近	マサバ	3	42	4	19	遠
コウイカ	1	1		1	近	マダイ	3	43	5	19	近
コショウダイ	1	19		19	近	マダラ	2	1	ND	0.5	遠
コノシロ	2	58	40	49	近	マテガイ	1	ND		—	近
コロダイ	1	3		3	近	マナガツオ	1	1		1	遠
サクラマス	1	10		10	遠	マナマコ	1	5		5	近
サワラ	5	24	8	15.6	近	マハタ	1	10		10	近
サンマ	1	4		4	遠	ムラサキイガイ	2	5	2	3.5	近
シバエビ	1	2		2	近	メカジキ	2	15	12	13.5	遠
シマアジ	1	13		13	近	メダイ	2	1	ND	0.5	近
シラウオ	1	1		1	近	メバチマグロ	1	17		17	遠
シルバー	1	1		1	近	メバル	2	8	1	4.5	近
シロアマダイ	1	1		1	近	メヒカリ	1	4		4	近
シロギス	1	8		8	近	ヤリイカ	2	8	2	5	近
シロザケ	1	4		4	遠						
スズキ	28	594	4	193.5	近	総計	160	594	ND	40.2	

表 2-7-17 流通魚介類のT B T検出結果

(ND=0、単位：ppb)

魚種	検体数	最大値	最小値	平均	分類	魚種	検体数	最大値	最小値	平均	分類
アイナメ	2	ND		—	近	スルメイカ	1	ND		—	遠
アカアマダイ	1	ND		—	近	タイラギ	1	2		2	近
アカガイ	2	6	2	4	近	タチウオ	2	7	3	5	近
アカカマス	1	13		13	近	ツブガイ	1	2		2	近
アサリ	3	4	1	2.3	近	生食用輸入エビ	1	ND			近
アユ	2	ND		—	近	トコブシ	1	ND		—	近
アワビ	1	ND		—	近	トビウオ	1	1		1	遠
イイダコ	1	ND		—	近	トリガイ	1	11		11	近
イサキ	2	ND		—	近	ニジマス	2	ND		—	近
イワナ	1	ND		—	近	ニシン	1	2		2	遠
ウシエビ	1	ND		—	近	バカガイ	1	ND		—	近
ウスメバル	1	2		2	近	バナナエビ	1	ND		—	近
ウナギ	2	ND		—	近	バナメイ	2	ND		—	近
ウバガイ	1	4		4	近	ハマグリ	2	6	2	4	近
ウマヅラハギ	1	ND		—	近	ヒラマサ	1	ND		—	近
エゾアワビ	1	ND		—	近	ヒラメ	4	4	ND	1.3	遠
エボダイ	1	4		4	近	ブリ	5	5	ND	2.2	近
カツオ	1	ND		—	遠	ホタテガイ	4	5	ND	4.8	近
カワハギ	1	48		48	近	ホッコクアカエビ	1	3		3	近
カンパチ	3	4	1	2.3	近	マアジ	2	1	ND	0.5	近
キハダマグロ	1	3		3	遠	マアナゴ	2	4	ND	2	近
キンメダイ	1	ND		—	近	マイワシ	2	3	3	3	遠
クルマエビ	3	ND		—	近	マガキ	3	6	6	6	近
クロウシノシタ	1	3		3	近	マカジキ	1	ND		—	遠
クロソイ	1	7		7	近	マガレイ	1	ND		—	遠
クロダイ	1	2		2	近	マコガレイ	1	ND		—	遠
クロマグロ	4	9	2	4.8	遠	マサバ	2	5	1	3	遠
クロムツ	1	ND		—	近	マダイ	4	3	ND	1.3	近
コイ	1	ND		—	近	マダコ	1	ND		—	近
コウイカ	1	ND		—	近	マナマコ	1	ND		—	近
ゴマサバ	1	2		2	遠	マボヤ	1	1		1	近
サケ	1	ND		—	遠	ミナミマグロ	1	1		1	遠
サザエ	1	ND		—	近	ムラサキイガイ	1	ND		—	近
サワラ	1	5		5	近	メダイ	1	ND		—	近
サンマ	1	ND		—	遠	メバチマグロ	1	ND		—	遠
シマアジ	2	3	3	3	近	ヤマメ	1	ND		—	近
シラウオ	1	ND		—	近	ヤリイカ	1	ND		—	近
シラエビ	1	5		5	近	ワカサギ	1	ND		—	近
スケトウダラ	1	2		2	遠						
スズキ	25	59	3	14.6	近	合計	140	69	ND	4.5	

表 2-7-18 流通魚介類のTPT検出結果

(ND=0、単位：ppb)

魚種	検体数	最大値	最小値	平均	分類	魚種	検体数	最大値	最小値	平均	分類
アイナメ	2	8	6	7	近	スルメイカ	1	ND		—	遠
アカアマダイ	1	10		10	近	タイラギ	1	ND		—	近
アカガイ	2	ND		—	近	タチウオ	2	11	5	8	近
アカカマス	1	34		34	近	ツブガイ	1	3		3	近
アサリ	3	1	ND	0	近	生食用輸入エビ	1	ND		—	近
アユ	2	ND		—	近	トコブシ	1	52		52	近
アワビ	1	ND		—	近	トビウオ	1	1		1	遠
イイダコ	1	ND		—	近	トリガイ	1	2		2	近
イサキ	2	16	8	12	近	ニジマス	2	ND		—	近
イワナ	1	ND		—	近	ニシン	1	4		4	遠
ウシエビ	1	ND		—	近	バカガイ	1	ND		—	近
ウスメバル	1	2		2	近	バナナエビ	1	ND		—	近
ウナギ	2	ND		—	近	バナメイ	2	ND		—	近
ウバガイ	1	ND		—	近	ハマグリ	2	8	ND	4	近
ウマヅラハギ	1	2		2	近	ヒラマサ	1	18		18	近
エゾアワビ	1	ND		—	近	ヒラメ	4	6	3	4	遠
エボダイ	1	2		2	近	ブリ	5	10	ND	5.4	近
カツオ	1	1		1	遠	ホクテガイ	4	1	ND	0	近
カワハギ	1	ND		—	近	ホッコクアカエビ	1	5		5	近
カンパチ	3	50	7	21.7	近	マアジ	2	5	4	4.5	近
キハダマグロ	1	16		16	遠	マアナゴ	2	6	5	5.5	近
キンメダイ	1	14		14	近	マイワシ	2	5	4	4.5	遠
クルマエビ	3	ND		—	近	マガキ	3	1	ND	0	近
クロウシノシタ	1	2		2	近	マカジキ	1	ND		—	遠
クロソイ	1	2		2	近	マガレイ	1	1		1	遠
クロダイ	1	5		5	近	マコガレイ	1	ND		—	遠
クロマグロ	4	17	ND	12	遠	マサバ	2	9	4	6.5	遠
クロムツ	1	30		30	近	マダイ	4	9	ND	2.3	近
コイ	1	ND		—	近	マダコ	1	ND		—	近
コウイカ	1	2		2	近	マナマコ	1	ND		—	近
ゴマサバ	1	4		4	遠	マボヤ	1	ND		—	近
サケ	1	ND		—	遠	ミナミマグロ	1	ND		—	遠
サザエ	1	ND		—	近	ムラサキイガイ	1	ND		—	近
サワラ	1	15		15	近	メダイ	1	2		2	近
サンマ	1	ND		—	遠	メバチマグロ	1	1		1	遠
シマアジ	2	4	2	3	近	ヤマメ	1	ND		—	近
シラウオ	1	ND		—	近	ヤリイカ	1	ND		—	近
シラエビ	1	2		2	近	ワカサギ	1	ND		—	近
スケトウダラ	1	ND		—	遠						
スズキ	25	22	ND	6	近	合計	140	52	ND	4.7	

表 2-7-19 流通魚介類のドリン類検出結果

(ND=0、単位：ppb)

No.	魚名	検体	アルドリン	エンドリン	ディルドリン	分類
1	アオハタ	1	ND	ND	ND	遠
2	アカカマス	1	ND	ND	ND	近
3	オキメダイ	1	ND	ND	ND	近
4	カキ	1	ND	ND	ND	近
5	キンメダイ	1	ND	ND	ND	近
6	クロマグロ	1	ND	ND	ND	遠
7	コノシロ	1	ND	ND	ND	近
8	サワラ	1	ND	ND	ND	近
9	サンマ	1	ND	ND	ND	遠
10	スズキ	20	ND	ND	ND	近
11	タチウオ	1	ND	ND	ND	近
12	ニシン	1	ND	ND	ND	遠
13	ブリ	1	ND	ND	ND	近
14	マアジ	1	ND	ND	ND	近
15	マサバ	1	ND	ND	ND	遠
16	マダラ	1	ND	ND	ND	遠
17	マナカツオ	1	ND	ND	ND	遠
18	マナマコ	1	ND	ND	ND	近
19	ムラサキイガイ	1	ND	ND	ND	近
20	メカジキ	1	ND	ND	ND	遠
21	メハチマグロ	1	ND	ND	ND	遠
総計		40	ND	ND	ND	

表 2-7-20 流通魚介類のクロルデン類検出結果

(単位：ND=0、ppb)

No.	魚名	検体	検査結果												分類
			t-クロルデン			c-クロルデン			t-ノナクロル			c-ノナクロル			
			最大値	最小値	平均	最大値	最小値	平均	最大値	最小値	平均	最大値	最小値	平均	
1	アオハタ	1	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	遠
2	アカカマス	1	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	近
3	オキメダイ	1	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	近
4	カキ	1	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	近
5	キンメダイ	1	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	近
6	クロマグロ	1	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	遠
7	コノシロ	1	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	近
8	サワラ	1	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	近
9	サンマ	1	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	遠
10	スズキ	20	2	ND	0.1	2	ND	0.25	3	ND	1.2	2	ND	0.85	近
11	タチウオ	1	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	近
12	ニシン	1	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	遠
13	ブリ	1	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	近
14	マアジ	1	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	近
15	マサバ	1	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	遠
16	マダラ	1	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	遠
17	マナカツオ	1	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	遠
18	マナマコ	1	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	近
19	ムラサキイガイ	1	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	近
20	メカジキ	1	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	遠
21	メハチマグロ	1	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	遠
総計		40	2	ND	0.05	2	ND	0.125	3	ND	0.6	2	ND	0.425	

※o-クロルデンはすべての魚介類から検出していない

第6 汚染米調査

カドミウム、農薬等に汚染された米穀の都内流通を防止するため、都内搬入時点（倉庫・工場）で米穀を採取し、カドミウム、農薬等の含有量検査を実施している。玄米のカドミウム濃度の安全基準は、食品衛生法上は1.0ppm未滿となっているが、東京都では農林水産省総合食料局長通知に基づき、0.4ppm以上のカドミウムを検出した場合、当該都内在庫米の流通停止措置並びに産地県に対する土壌・水質検査及び土壌改良対策等の措置を要請し、汚染米流通の未然防止を図っている。

1 分析対象品目

都内搬入米穀

2 商品の採取先

都内の卸問屋

3 商品の採取期間

平成20年6月から平成21年2月まで

4 分析機関

健康安全研究センター

5 分析実施期間

平成20年6月から平成21年2月まで

6 検査結果（表2-7-21）

197検体についてカドミウム濃度を検査した結果、食品衛生法に違反するものはなかった。

なお、農薬24検体についても検査した結果、4検体から検出されたが、基準値未滿だった。

表2-7-21

項目	カドミウム	農薬
総検体数 (205 検体)	197 検体	24 検体
検出検体数	186 (ND=11)	4
基準値超過 検体数	0	0
最高値～ 最低値 (ppm)	0.24～ND	0.02～0.01

NDは、検出下限値（0.01ppm）未滿のもの。

農薬の検査項目：50項目

有機塩素系農薬3項目、有機リン系農薬25項目、
カーバメイト系農薬10項目、その他の農薬12項目

第8節 JAS法及び健康増進法に基づく食品表示対策

食肉の偽装表示事件等を契機として、消費者の食品表示に対する関心は著しい高まりを見せている。東京都ではこのような状況においてより効果的に業務を推進するため、平成15年4月に、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「JAS法」という。）の食品表示に係る業務を生活文化局から健康局に移管し、食品表示について一元的に対応できる体制を整えた。さらに、平成17年3月に策定した「東京都食品安全推進計画」の中で、「食品表示を通じて正確な情報を都民へ提供する」ことを目的としたプランを掲げ、この一環として「食品の適正表示推進者等育成事業」を開始した。以後、食品衛生法関係各部署との連携の下、事業者に対するJAS法に基づく表示の調査、指導等を行うとともに、普及啓発に努めている。

また、現在の消費者の健康志向を反映し、栄養成分等の表示に対する関心も高まっている。従来、栄養改善法に規定されていた栄養成分等に関する表示については、平成15年5月1日から施行された健康増進法に引き継がれている。健康増進法に基づく食品の表示についても、制度の普及啓発とともに、食品衛生法関係各部署等と連携を図りながら相談指導等を実施している。

平成20年1月に輸入冷凍餃子を原因とする健康被害が発生し、調理冷凍食品の原産地表示を知りたいとの声が大きくなったことから、平成20年8月25日に東京都では調理冷凍食品の表示に原料原産地表示を義務付けることを告示した。

第1 JAS法等に基づく表示の適正化

消費者の商品選択に資するため、JAS法に基づく品質表示基準が定められており、生鮮食品については名称及び原産地を、加工食品においては名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法、製造者等の表示が義務付けられている。

さらに、調理冷凍食品、かまぼこ類、はちみつ類、カット野菜及びフルーツの4品目については、JAS法に基づく品質基準等に定めがない事項を食品ごとに制定し、事業者の表示を義務付けている。

これらの表示が適正に行われるよう、普及啓発や立入調査を行っている。

1 指導・相談（表2-8-1）

事業者からの表示方法に関する相談を電話等により受け付けている。また、不適正な表示を行っている事業者に対して、適正な表示を行うよう指導を行っている。

平成15年度からは監視指導体制を強化し、食品監視課職員及び健康安全研究センターの食品衛生監視員による立入調査を実施している。また、平成16年度からは保健所等においても表示指導業務を実施している。

表2-8-1

項目	年間件数
口頭指導・相談	3,748件
指示・文書指導	1件

2 消費生活調査員による表示調査

食品の表示状況を消費者が監視することにより、表示の適正化を図るための調査として、消費生活調査員制度（生活文化スポーツ局所管）に基づき委嘱された都民200人からなる消費生活調査員による店頭調査を実施している。表示すべき事項が適正に表示されているか否かについて、消費者の視点から調査し、疑義のある事例については食品監視課が個別に指導を行っている。

なお、平成20年度は1,481店舗を調査し、61件の指導を行った。

3 普及啓発

消費者に正確な情報が伝えられるよう、事業者等に対して表示に関する説明会等を随時開催し、表示制度の普及啓発を行っている（表2-8-2）。また、都民からの表示に関する苦情及び問合せについても対応している。

表 2-8-2

説明会	回数
事業者・消費者を対象とした表示説明会	14回
消費生活調査員研修会	1回

4 食品の適正表示推進者の育成

平成17年度より、「食品の適正表示推進者等育成事業」を開始し、「食品の適正表示推進者育成講習会」を通じて、各事業施設において適正表示を推進する核となる人材を育成することとした。（表2-8-3）

また、平成19年度より、講習会受講者に対して受講後のフォローアップを行う講習会を実施している。（表2-8-4）

(1) 食品の適正表示推進者育成講習会

ア 講習会対象者

都内の食品製造業、輸入業、問屋業、スーパー、デパート等の食品関係従事者

イ 講習会の内容

- (7) 食品表示に関する主な法令（食品衛生法、JAS法、健康増進法、景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）の解説
- (イ) 表示作成に関する事例検討
- (ウ) その他（質疑応答等）

表 2-8-3

回数(年月日)	会場	登録者数※
第1回(20年7月23日)	都庁大会議場	428人
第2回(21年2月19日)	都庁大会議場	307人
計		735人

※登録者 講習会を受講し、「食品の適正表示推進者」として登録された者

(2) 食品の適正表示推進者フォローアップ講習会

ア 講習会対象者

食品の適正表示推進者育成講習会の受講者

イ 講習会の内容

- (7) 平成20年4月のJAS法改正（業者間取引）並びに間違いやすい事項の解説
- (イ) 都の調理冷凍食品の原料原産地表示制度について

表 2-8-4

実施年月日	会場	受講者数
20年10月24日	なかのZERO大ホール	220人

第2 DNA鑑定等による食品の科学的検証

1 米穀における品質表示の検証

袋詰米穀の表示はJAS法に基づき販売者が責任を持って行うこととなっている。米は外見からだけでは品種、産地、産年等を見分ける事が困難であることから、DNA鑑定等科学的検証に基づく調査を行い、JAS法に基づいた表示の適正化を図っている。

(1) 分析対象品目

産地、品種、産年が単一の袋詰玄米及び精米

(2) 商品の購入先

都内小売店（スーパーマーケット、デパート、米穀

店等)

- (3) 商品の購入期間
平成20年7、8月(前期)及び11、12月(後期)
- (4) 実施及び分析機関
民間検査機関
- (5) 分析実施期間
平成20年8、9月及び11、12月
- (6) 分析方法
袋詰米穀のDNA鑑定による品種判定を行った。一次鑑定として表示の品種と100%一致しているかを確認し、表示と異なる品種が入っていた場合に、二次鑑定として品種を判定した。
- (7) 判定結果に基づいた事業者指導(表2-8-5)
表示されていた品種と中身が不一致であった7件の袋詰精米のうち、都城業者については、立入調査等を実施し、必要に応じて文書等により指導した。また、他県業者及び広域業者については、関係部署に対して情報提供を行った。

表2-8-5

名称	品種	検体数	適正数	不適正数
精米	単一品種 100%	200件	193件	7件

注 不適正数にはロットの異なる同一アイテムを含む。

2 生鮮牛肉に係る表示検証

畜産物(生鮮食品)については、JAS法に基づき名称、原産地の表示及び表示禁止事項が定められている。これにより、適正な表示を確保するため、都内に流通する対象商品を試買し、DNA鑑定を行う。

- (1) 分析対象品目
黒毛和牛又は黒毛和種と表示され販売されている生鮮牛肉で、1枚肉又はブロック肉のもの
- (2) 商品の購入先
都内小売店(スーパーマーケット、デパート等)及びインターネット販売からの購入
- (3) 商品の購入期間
平成21年1月5日から平成21年1月19日まで
- (4) 分析機関
民間検査機関
- (5) 分析実施期間
平成21年1月
- (6) 分析方法
検体の遺伝子検査により、黒毛和種かどうかの判別を行った。
- (7) 判定結果(表2-8-6)
50件中2件は「黒毛和種である確率が低い」という判定結果であった。この2件のうち、都城業者については、立入調査等を実施し、黒毛和種であることを確認した。また、広域業者については、農林水産省に対して情報提供を行った。
また、その他48件は「黒毛和種である確率が高い」という判定結果であった。

表2-8-6

名称	品種	検体数	適正数	不適正数
生鮮牛肉	黒毛和種	50件	48件	2件

第3 遺伝子組換え食品の表示検証

※₂ 分別流通生産管理とは、遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物を生産及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもって分別管理し、その旨を証明する書類により明確にした管理の方法をいう。

JAS法に基づく遺伝子組換え食品に係る表示内容を確認するための科学的検証を行う。

1 分析対象品目

大豆、とうもろこしの加工品 80 検体

2 商品の購入先

都内のスーパーマーケット、デパート、小売店等

3 商品の購入期間

平成 20 年 7 月から 10 月まで

4 分析機関

健康安全研究センター

5 分析実施期間

平成 20 年 7 月から 10 月まで

6 分析方法

JAS分析試験ハンドブック遺伝子組換え食品検査・分析マニュアル※₁に準拠し、定性分析を行った後、検出された検体について定量分析を行った。

※₁ 独立行政法人農林水産消費安全技術センターにおいて、遺伝子組換え食品の検査分析方法の標準化のために作成した分析マニュアルである。

定性分析とは遺伝子組換え原料由来のDNAの有無を判定するものであり、定量分析とは、検体原料中に含まれる遺伝子組換え原料の割合を判定するものである。

7 検査結果（表 2-8-7）

- (1) 分析対象の 80 検体のうち、15 検体から安全性審査済み遺伝子組換え食品に含まれる遺伝子を検出したが、いずれも 5%以下の含有量であり、5%を超える検体はなかった。
- (2) 安全性審査済み遺伝子組換え食品に含まれる遺伝子を検出した 15 検体中 1 検体の都城業者については、分別流通生産管理（IPハンドリング）※₂の実施状況を確認したところ、適正に行われていた。

また、広域業者については、農林水産省に対して情報提供を行った。

* 遺伝子組換え原料の混入率が 5%以下の場合、IPハンドリングが適正に行われ、遺伝子組換え原料の混入が意図的に行われていないときは、意図せざる混入として、JAS法上は「遺伝子組換え」に関する表示をしなくてもよいとされている。

表 2-8-7

(平成 20 年度)

対象品目		検体数	検査結果			
			検出 せず	5%以下の 検出	5%を 超える検出	検査不能*
農 産 物	大豆	0	0			
	とうもろこし	1	1			
	農産物合計	1	1			
加 工 品	大豆 加工品	きな粉	6	6		
		大豆水煮	4	4		
		豆腐	13	8	5	
		凍り豆腐	3	1	2	
		ゆば	4	4		
		豆乳類	2	0	2	
		煮豆	1	1		
		おから	1	1		
		その他の大豆加工品	6	3	3	
		小計	40	28	12	
	とうも ろこし 加工品	コーンフラワー	0	0		
		コーングリッツ	1	0	1	
		スイートコーン	19	19		
		ヤングコーン	1	1		
		菓子	10	8	2	
		スープ	5	5		
		シリアル加工品	1	1		
		冷凍コーン	2	2		
		小計	39	36	3	
	加工品合計		79	64	15	
総計		80	65	15		

* 加工度が高い、あるいは残存遺伝子の割合が低い等の理由により検査不能なもの

第4 健康増進法に基づく表示の適正化

健康増進法に基づく表示に関する規定として、栄養表示基準と特別用途食品制度がある。栄養表示基準は食品の栄養成分に関する適切な情報を広く提供することにより、食を通じた健康づくりを推進することを目的に導入された制度で、一般の消費者に販売する加工食品等に日本語で栄養成分・熱量に関する表示をする場合に適用される基準である。栄養表示基準には、特定の栄養成分を含むものとして厚生労働大臣が定める基準を満たしている場合、当該栄養成分の機能を表示することができる「栄養機能食品」についても規定されている。

特別用途食品制度とは、病者用等の特別の用途に適する旨の表示をする食品について、国民が安心して利用できるようにその表示事項を内閣総理大臣*が許可する制度であり、特定の保健の用途に役立つ旨の表示を行う特定保健用食品も特別用途食品に含まれる。なお食品衛生法においては、栄養機能食品及び特定保健用食品を併せて「保健機能食品」と総称している。

また、平成15年8月から健康増進法の一部改正により、健康の保持増進効果等について著しく事実に相違する表示又は著しく人を誤認させるような表示を禁止する事項が盛り込まれた。

これらの制度の普及啓発及び相談指導により、表示の適正化を図っている。

1 相談指導等

栄養表示基準等について、パンフレット「食品に栄養表示するときは……」（改定第6版）やホームページ等により、制度の普及啓発を図るとともに制度の適正な活用のための相談指導等を保健所等で行っている。

また、健康の保持増進効果に関する虚偽・誇大広告の禁止に関しても、ホームページ等により情報提供を行うとともに、広告の適正化に向け営業者に対する相談指導等を保健所等で行っている。

平成20年度の相談件数は、634件であった（健康安全

課及び都保健所における実施件数。区部及び八王子市は含まない。）。

2 特別用途食品（特定保健用食品を含む。）表示許可申請の経由事務及び許可食品の監視指導

営業者に対し申請に係る相談指導を行うとともに内閣総理大臣*への許可申請の経由事務を行っている。許可された食品に対する指導等を併せて実施している。

3 表示検査

制度の適正な普及、表示の適正化及び品質の確保のため、店頭で販売されている食品の成分及び表示について検査を行い、必要に応じて指導等を行っている。

(1) 対象品目

栄養表示のある食品（栄養機能食品を含む。）及び特別用途食品

(2) 収去実施場所

多摩地域における(1)の製造施設、貯蔵施設及び販売施設

(3) 検査項目

ア 表示内容検査

イ 栄養成分検査

(4) 検査実施機関

ア 表示内容検査 都保健所

イ 栄養成分検査 健康安全研究センター

(5) 実施結果

実施結果は表2-8-8のとおりであった。55品目について検査を行ったところ、表示内容検査では16品目に健康増進法上の不適正表示が発見され、栄養成分等分析では不適正は4件であった。これらについて表示責任者である製造者等を所管する自治体あて通報、指導依頼を行った。

*消費者庁設置に伴い、平成21年9月以降、厚生労働大臣許可から内閣総理大臣許可となった。

表2-8-8 特別用途食品及び栄養表示食品の収去検査結果（平成20年度）

区 分	収去件数	適 正	不 適 正※		
			合 計	表示内容	栄養成分分析結果
特別用途食品	4	4	0	0	0
栄養表示食品	51	33	18	16	4

※ 不適正総数については、表示内容と成分分析結果の重複があるため一致しないことがある。

第9節 食品衛生自主管理認証制度

第1 制度の概要

食品関係施設における自主的な衛生管理を推進することは、食品の安全性確保対策の一つとして大きな行政課題となっており、平成15年8月、食品関係事業者の自主的な衛生管理を積極的に評価する制度として、「東京都食品衛生自主管理認証制度」を創設した。

本制度は、食品関係事業者等が自ら行なう衛生管理方法について、東京都独自の基準を設け、その基準を満たしている施設を都が指定する第三者機関（指定審査事業者）が申請により認証し、広く都民へ公表していくものである。このことにより食品営業施設全体の衛生管理水準を向上させ、消費者に、より安全性の高い食品の提供を図ることを目的としている。

認証を受けようとする食品営業施設は、施設の状況に応じた衛生管理の方法や頻度などを自ら定めて、衛生管理マニュアルを作成し、そのマニュアルを添えて、都が指定した指定審査事業者に申請する。申請を受けた指定審査事業者は、マニュアルに記載された衛生管理の方法等が都の定めた認証基準に合致しているかどうかを審査し、あわせてその衛生管理が実行されていることを確認し、合格した施設を認証する。

認証を申請できる施設は、食品衛生法及び食品製造業等取締条例に基づく許可を受けた施設と同条例に基づき届出を行った施設（給食施設）である。また、平成21年度から、食品衛生法に基づく許可を受けた施設であって、都内流通食品を製造する施設は、都域外であっても対象とした。

平成20年度末までに、集団給食施設、飲食店営業（一般、ホテル・結婚式場等大量調理施設、すし、そば）、豆腐製造施設、弁当・そうざい製造施設、菓子製造施設、食品販売施設を対象とした認証基準を設定し、認証への取組みを推進している。今後、対象業種は、その他の製造業へ拡大する予定である。

第2 平成20年度の主な取組

(1) 制度の普及

ア 新たに、飲食店営業（一般）及び喫茶店営業を対象業種とした認証基準を追加及び円滑な制度運用に向けた整備を行なった（平成21年4月1日施行）。

イ 「認証取得シール」の製品貼付を可能とした。

ウ 都及び特別区保健所、各関係事業者団体等への説明会及び講習会を実施した（20回）。

エ 行政、業界団体が発行している機関誌及び情報誌への掲載を行った（8回）。

(2) 対象施設向けセミナーの開催（表2-9-1）

対象施設の事業者向けに、同制度の概要、マニュアル作成等についてのセミナーを開催した。

表2-9-1 (平成20年度)

	開催回数	参加者数
マニュアル作成セミナー	6回	64人

(3) 認証施設の公表（表2-9-2）

指定審査事業者から新たに報告のあった21施設を食品監視課ホームページ「食品衛生の窓」で公表した。平成20年度末までの公表施設は260施設となった。

表2-9-2 (平成20年度)

	公表施設数
集団給食施設	62
豆腐製造施設	19
弁当・そうざい製造施設	27
飲食店営業（すし、そば）	10
大量調理施設	5
菓子製造施設	38
食品販売施設	99
合計	260

() 内は通算の公表施設数

(4) 制度の信頼性確保

指定審査事業者が行う認証業務について、信頼性、透明性を確保し適切な指導、勧告等を「指定審査事業者監査実施要領」に基づき実施した。

第10節 食品安全条例に基づく自主回収報告制度

第1 制度の概要

東京都食品安全条例では、「事業者責任を基礎とする安全確保」、「最新の科学的知見に基づく安全確保」、「都、都民、事業者の相互理解と協力に基づく安全確保」という三つの基本理念を掲げている。「自主回収報告制度」は、この理念に基づき本条例に規定された東京都独自の制度であり、平成16年11月から施行されている。

本制度は、行政が事業者による自主回収情報を的確に把握するとともに、都民に対し適切に提供できる仕組みを構築することで、事業者による自主回収を促進し、健康への悪影響を未然に防止することを目的としている。

都内に事業拠点を有する食品関係事業者(特定事業者)が取り扱う都内に流通する食品について、食品衛生法違反や健康への悪影響のおそれ自ら気づき、自主回収に着手した場合、定められた様式により都知事への報告を義務付けるものである。また、自主回収を終了する場合についても同様に報告を義務付けている。これらの報告に基づき、食品監視課ホームページ「食品衛生の窓」において「食品等の自主回収情報」として公表し、広く都民に周知するものである。

第2 平成20年度の自主回収情報の公表

平成20年4月から平成21年3月の間に特定事業者からの報告を受け、食品監視課ホームページ「食品衛生の窓」において、110件の自主回収情報の公表を行った(表2-10)。

表2-10 自主回収情報の内訳

(平成20年4月～平成21年3月)

食品分類	件数	回収理由				
		異物混入	変質	アレルギー表示	期限表示	その他
合計	110	18	25	13	21	33
魚介類	5	1	-	-	4	-
冷凍食品	1	-	-	-	-	1
肉・卵類	5	1	-	1	-	3
乳類	8	2	4	1	-	1
農産物	14	2	2	2	2	6
菓子類	35	7	8	5	7	8
飲料	4	2	1	-	-	1
器具類	1	-	-	-	-	1
その他*	37	3	10	4	8	12

※缶詰、調味料、製菓材料、レトルト食品など

第11節 東京都における「食の安全」普及啓発事業

食中毒をはじめ、飲食に起因する危害の未然防止等、食の安全を確保するためには、事業者や消費者に対する正しい知識の普及が不可欠である。

東京都では、食品関係業者のほか、非営利の給食供給者等の食品取扱者や一般消費者に対する衛生講習会、地域で行われる各種催し等への出展、消費者団体等を対象とした講演等により食品安全の普及啓発に努めるとともに、ポスター、パンフレット、パネル等の衛生教材等を製作、配布及び掲示することにより普及啓発効果の向上を図っている。

また、食の安全に対する信頼を涵養するには、法令等による規制を行うだけでなく、多くの関係者が正しい情報を共有するとともに、相互理解を推進することが重要である。この考えに基づき、平成15年度から、食に関する様々な問題について情報提供や意見交換を行う場として「食の安全都民フォーラム」及び「食品安全ネットフォーラム」を開催している。

第1 食の安全に関する相談（単位：件数）

実施主体：都保健所、健康安全研究センター広域監視部、
市場衛生検査所、芝浦食肉衛生検査所

内容	処理の内容		合計
	電話	窓口	
営業許可	12,966	15,582	28,548
表示	2,324	1,312	3,636
規格・基準	1,141	677	1,818
食中毒	2,272	1,071	3,343
残留農薬	1,307	599	1,906
輸入食品	1,180	400	1,580
添加物	581	159	740
新規開発食品	48	24	72
食用の可・不可に関する疑義	1,155	557	1,712
マスコミ報道に関する事項	994	319	1,313
その他 ^{註1}	5,701	4,722	10,423
合計	29,669	25,422	55,091

第2 衛生展、街頭相談等の開催

実施主体：都保健所、健康安全研究センター広域監視部、
市場衛生検査所、芝浦食肉衛生検査所

名称	開催回数	参加人数
市民まつり・産業まつり等	12	5,519
食品衛生街頭相談	6	2,122
計	18	7,641

注1 食品衛生業務報告書に記載した事例を除く。

2 「その他」の主な内容

- ・食品衛生責任者関係
- ・調理師免許・製菓衛生師免許関係
- ・縁日・祭礼等での模擬店の出店関係
- ・食品の異物混入・苦情関係
- ・BSE検査 等

第3 情報誌及びその他の普及啓発資料等の製作、発行

実施主体：健康安全課、食品監視課、都保健所、健康安全研究センター、市場衛生検査所、芝浦食肉衛生検査所

名 称	発行回数	発行部数
パンフレット等 計	13	65,700
大切です！食品表示（業務用生鮮食品・業務用加工食品編）	1	25,500
食中毒予防パンフレット	1	10,000
東京都食品衛生自主管理認証制度（パンフレット）	1	10,000
食品関係営業許可申請の手引き（リーフレット）	1	6,400
食品に栄養表示するときは（第6版）	1	4,500
臨時出店者が出店する場合には・・・（リーフレット）	1	3,500
行事において臨時営業を始められる皆さんへ（リーフレット）	1	1,400
包装食品のみを販売する営業を始められる皆さんへ（リーフレット）	1	1,100
自動車関係営業許可申請の手引（リーフレット）	1	800
移動・行商関係営業許可申請の手引（リーフレット）	1	700
「正しい手の洗い方」ポスター	1	700
給食の供給を始められる皆さんへ（リーフレット）	1	600
「生食用食肉の取り扱いに注意」（パンフレット）	1	500
健康食品取扱マニュアル（第五版）	1	4,300
情報誌等（都保健所）	34	72,700
情報誌等（健康安全研究センター、市場衛生検査所、芝浦食肉衛生検査所）	21	24,937
くらしの健康	2	26,000
計	71	193,637

第4 食品衛生講習会

1 保健所等における食品衛生講習会

保健所等において消費者及び食品関係業者に対して行われた食品衛生講習会は、次のとおりである。

		都保健所		都その他 ^{注4}		都合計		
		回数	人数	回数	人数	回数	人数	
消費者	合計	44	1,208	33	609	77	1,817	
業者	合計	386	19,108	212	7,156	598	26,264	
	実務講習会 A ^{注1}	許可更新	0	0	0	0	0	0
		業種・業態別	7	502	2	165	9	667
		集団給食	15	1,221	0	0	15	1,221
		責任者	6	1,756	0	0	6	1,756
		その他	43	5,210	1	118	44	5,328
	実務講習会 B ^{注2}	許可更新	103	2,639	0	0	103	2,639
		業種・業態別	48	1,690	54	2,472	102	4,162
		集団給食	29	1,501	2	42	31	1,543
		責任者	0	0	0	0	0	0
その他		112	4,017	3	97	115	4,114	
	その他 ^{注3}	23	572	150	4,262	173	4,834	
注1 2時間講習 食品衛生責任者対象								
注2 1時間講習 食品衛生責任者対象								
注3 注1及び注2以外の衛生講習会、消費者懇談会等								
注4 健康安全研究センター広域監視部、市場衛生検査所、芝浦食肉衛生検査所								

2 その他の講習会

(1) 輸入食品関係事業者講習会

都内に流通する輸入食品の安全確保のため、輸入食品を扱う食品関係事業者を対象とした「輸入食品関係事業者講習会」を年1回開催し、事業者の自主管理について一層の推進を図っている。

日時 平成20年10月28日

場所 中野ゼロホール

参加人数 286名

内容 ・東京都における輸入食品等の違反事例について
 ・輸入事業者の自主管理について
 ・ベトナムにおける食品取引事情

(2) 健康食品取扱事業者講習会

「健康食品」の表示、広告、販売方法等の適正化を図るため、関連法規を所管する部署が連携して「健康食品」を扱う事業者を対象とした「健康食品取扱事業者講習会」を年1回開催している。

日時 平成20年12月18日

場所 練馬文化センター

参加人数 1,200名

内容 ・法令解説
 ・健康食品に関する行政の動向
 ・事例検討

第5 食の安全都民フォーラム

食の安全に関しては、添加物、農薬、遺伝子組換え食品等、様々な問題について、都民が不安に感じている現状がある。

このような状況を受け、都民や事業者、行政等が、食に関する正しい情報を共有し、理解を深め、食の安全確保及び安心につなげていくことを目的として、平成15年度から、都民、事業者、行政等が一堂に会し意見交換

等を行う「食の安全都民フォーラム」を実施している。また、平成19年度からは、公募した都民による「食の安全調査隊」を組織し、インタビュー等のグループ活動やメンバー間のディスカッション等、参加者の主体的な取り組みを通じた新たなリスクコミュニケーション手法の充実を図っている。

平成20年度の開催状況は次のとおりである。

開催回数 ^{注1}	開催日	テーマ	形式	参加者数
第13回	平成20年7月30日	農薬のこと知りたい！～農場から食卓まで～	基調講演＋パネルディスカッション	263人
第14回	平成21年1月28日	1. 「食の安全調査隊」の活動報告 2. 食品の安全性と食品廃棄	活動報告 パネルディスカッション	239人

注1 平成15年度からの通算回数

第6 ホームページによる情報提供

都民への食品安全に関する情報提供機能の向上を図るため、健康安全課、食品監視課及び保健所等において、インターネットでの情報提供を行っている。

1 健康安全課のホームページ

健康安全課では、平成14年度からインターネットでの情報提供を行っている。平成20年度の閲覧件数は、3,290,224件であった。

平成21年3月末の主な掲載内容は、報道発表資料、食品安全情報評価委員会、食品安全ネットフォーラム、

食の安全都民フォーラム、たべもの安全情報館、栄養成分表示、健康食品ナビ、くすりの救Q箱、東京都医薬品情報、調理師・製菓衛生師等免許関係、印刷物関係等である。

2 食品監視課のホームページ「食品衛生の窓」

食品監視課では、平成9年度からインターネットでの情報提供を行っている。平成20年度の閲覧件数は、3,236,849件であった。

平成20年3月末の主な掲載内容は、報道発表資料、

食品安全条例、食品安全審議会、食品衛生法第63条に基づく食品衛生法違反者等の公表、制度（法令、表示、許可）、東京都の食品衛生（食中毒発生状況、食品苦情等）、食品衛生自主管理認証制度、食品衛生ハンドブック（食中毒を起こす微生物、毒キノコ、寄生虫、カビとカビ毒等）、くらしに役立つ食品衛生情報等である。

3 保健所等のホームページ

平成20年度は7保健所及び市場衛生検査所、芝浦

食肉衛生検査所がインターネットでの情報提供を行っており、閲覧件数の合計は1,571,013件であった。

4 メールマガジン

平成16年度より、月2回、食と葉の安全情報に関するメールマガジンを発行し、最新のトピックスや東京都の事業、関連ホームページ新着情報などを紹介している。平成21年3月末の読者数は4,904人である。

第7 食品安全ネットフォーラム

食品の安全・安心に関わる話題や食品安全対策の内容について、都民や事業者がインターネット上で討論する場として、平成15年8月から「食品安全ネットフォーラ

ム」を開設している。

討論のテーマには、食品安全に関して話題性の高い事項を取り上げている。

開催回数 ^{注1}	テーマ及び期間	投稿件数
第13回	食の安全調査隊 食の安全に関するインタビュー「あなたが、食の安全で、気になることは何ですか？」	11
常設テーマ	食品の安全について意見あり！	0 ^{注2}
	（平成15年10月1日から）	

注1 平成15年度からの通算回数

注2 平成20年度の投稿件数

第8 広報活動

食中毒の発生、違反食品の発見及び一斉監視指導の結果について新聞、テレビ、ラジオを通じて公表するとともに、その内容をインターネットで公開する等の広報を行った。

第12節 その他の事業

第1 シアン化合物含有豆類の処理状況

シアン化合物含有豆類の取扱については、昭和37年5月26日付け厚生省告示第192号をもって「豆類の成分規格」等が定められた。この運用については、同年5月26日薬発第175号厚生省環境衛生局長による通達「シアン化合物含有豆類の取扱について」に基づき実施してきた。

しかし、平成12年3月30日付け厚生省通知をもって

既存の通達が廃止されたため、東京都では、従来の「シアン化合物含有豆類の取扱および監視指導実施要領」を平成13年3月31日をもって廃止し、新たに実施要領を定め(平成13年4月1日から適用)、監視指導等を行っている。

シアン豆取扱業者が平成20年度に購入したシアン化合物含有豆類の種類と数量は、表2-12-1のとおりである。

表2-12-1 シアン化合物含有豆類の購入数量

(平成20年度)

	合計		ベビーライマ豆		バター豆		サルタニ・サルタビア豆			
	袋数	重量(t)	袋数	重量(t)	袋数	重量(t)	袋数	重量(t)		
平成19年度	28,374	1,015.7	10,754	462.5	17,620	553.2	0	0		
平成20年度総計	30,084	1,065.8	21,403	661.4	8,681	404.4	0	0.0		
内訳	平成20年	4月	2,621	91.8	2,011	60.3	610	31.5	0	0.0
		5月	2,792	100.8	2,033	65.4	759	35.4	0	0.0
		6月	2,498	83.6	2,018	62.9	480	20.7	0	0.0
		7月	2,581	79.7	1,945	58.4	636	21.3	0	0.0
		8月	769	30.1	419	12.6	350	17.5	0	0.0
		9月	3,428	124.0	2,398	75.7	1,030	48.3	0	0.0
		10月	2,454	95.6	1,570	52.6	884	43.0	0	0.0
		11月	2,229	82.1	1,559	49.2	670	32.9	0	0.0
		12月	2,854	99.6	2,071	62.1	783	37.5	0	0.0
	平成21年	1月	2,405	86.9	1,746	55.3	659	31.6	0	0.0
		2月	2,112	75.6	1,382	39.5	730	36.1	0	0.0
		3月	3,341	116.0	2,251	67.4	1,090	48.6	0	0.0

注 重量(t)は小数点100分の1で四捨五入

第2 修学旅行時の食中毒等事故発生防止のための事前連絡件数

食品取扱施設の衛生確保については通常監視の中で実施されているが、修学旅行等で都内の宿泊施設又は飲食店等を利用するに当たり、事前に各学校から衛生管理の徹底について依頼のあった件数等について、表2-12-2及び表2-12-3に取りまとめた。

1 旅館及び宿泊所

表2-12-2 月別の利用学校数及び利用人数

(平成20年度)

		平成20年										平成21年			合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
小学校	学校数	0	3	5	3	0	4	32	35	3	0	0	0	85	
	利用人数	0	188	184	230	0	556	2,192	2,223	215	0	0	0	5,788	
中学校	学校数	12	23	13	0	0	3	1	0	0	0	0	2	54	
	利用人数	1,559	3,322	1,584	0	0	425	200	0	0	0	0	41	7,131	
高等学校	学校数	0	0	0	0	0	2	10	1	4	4	1	4	26	
	利用人数	0	0	0	0	0	338	1,332	43	396	747	40	499	3,395	
養護学校等	学校数	0	1	0	0	1	2	3	1	0	0	0	0	8	
	利用人数	0	8	0	0	9	72	54	50	0	0	0	0	193	
合計	学校数	12	27	18	3	1	11	46	37	7	4	1	6	173	
	利用人数	1,559	3,518	1,768	230	9	1,391	3,778	2,316	611	747	40	540	16,507	

2 食事提供施設及び弁当調製所

表2-12-3 月別の利用学校数及び利用人数

(平成20年度)

		平成20年										平成21年			合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
小学校	学校数	1	1	6	3	0	9	62	58	0	1	0	0	141	
	利用人数	64	5	186	191	0	854	5,111	4,856	0	0	0	0	11,267	
中学校	学校数	67	161	80	14	1	10	5	9	3	7	6	9	372	
	利用人数	6,083	21,197	12,937	1,735	38	889	548	1,302	266	39	816	1,155	47,005	
高等学校	学校数	1	2	7	0	0	10	28	27	15	0	6	2	98	
	利用人数	43	87	662	0	0	1,892	7,004	5,643	2,541	1,212	2,132	423	21,639	
養護学校等	学校数	0	9	5	2	0	12	20	5	0	0	0	0	53	
	利用人数	0	364	106	54	0	278	540	89	0	0	0	0	1,431	
合計	学校数	69	173	98	19	1	41	115	99	18	8	12	11	664	
	利用人数	6,190	21,653	13,891	1,980	38	3,913	13,203	11,890	2,807	1,251	2,948	1,578	81,342	